

且つ大なるに如かず、一步を進めば鐵丸を放つよりは寧ろ金丸を放つに如かざるなり。既論の如く平常中央銀行の準備力を強ふし以て内外の事變に備へば則ち別に非常準備金なしと雖も實際之あるに等しく其効用に至りては兩者の間敢て差違あることなく而かも其經濟上の効力に於ては實に雲泥の差あり。故に平日努力して國際動産を吸集すると中央銀行の準備を強ふするとは實に肝要の事に屬す漫に文武百般の事業に減縮を加へ以て國運の進歩を阻礙するを顧みず、又は無理なる増税をなし民力を減じ故らに非常準備金を積むが如きは固より其必要を見ず、只々貨幣制度を純良にして中央銀行正貨準備を強大にして常に之を涵養するの道に注意し遠算なきに至らば則ち可なり。然れども増税に依らず、起債に依らず、又過度なる儉約等に依らずして別に天地間に湧出するの現金あらば其出約の法を嚴にし非常準備を構成するも亦不可なし。然りと雖も若し此の如き意外の金あらば別に國家必要の事業に使用するの途固より少しとせず、只之を濫用浪費するより寧ろ準備金とするの優れるある而已。

第十一章 公債に關する契約の變更

第一節 債務不履行の場合に於ける國と會

社との比較

公債償還の順序方法及之に就き注意すべき事項は既に之を陳述せり。依て今一步を進めて、若し不幸にして事實上償還を爲す能はざるが如き事情の發生せる場合に於ては之を如何にすべきやに就て少しく述ふる所あらんとす。元來本問題は債權者債務者間の定約を變更することを得るや否やの純理を經とし債務者が實際償還を爲す能はざるの窮地に陥り又如何とするも能はざるの場合に於ては事情を酌量し變更を爲すの得失如何を緯とし論究すべきものにして所謂實地問題に屬し單に純理のみを以て論究する能はざるなり。元來契約の變更は容易ならざる事に屬し債務の關係に於て殊に然りとす。然れども政府が事實債務の履行を爲し能はざるの究局に陥りたるときは特に整理の道を求むるの外他に方法の講ず

べきものなきは恰も一大會社が業務不整理の結果其債務を完済する能はざる場合に於て或は債權者に請ふて辨済の延期を求め或は資産全部を取纏めて之れが整理をなし而して後ち新たに事業を整理し以て債務の辨済をなし結局債權者をして其損失を少なからしむと一般國家も亦萬已を得ざる場合には之と同様の手段を取ざらざる可らず不幸にして斯の如き窮局に際會するときは債權者は利率を減じ或は元金償還の年限を延期し或は數年の間利子の支拂を猶豫し之に整理の餘裕を與へ其金額を元金に加ふる等其他種々の方法を講じ以て一方に於ては債務者をして出來得る丈け辨済をなし得るの手段を盡さしめ他方に於ては債權者の損失を少なからしむるを以て双方の便益とす

然るに之に反して若し一般に契約の存立を楯として債務の履行を強制するが如きことあらば債務の辨済は遂に不可能の事となり恰も會社が支拂を停止し破産をなすの場合の如き慘況を呈出し結局債權者も亦意外の損失を蒙るに至るべし豈に夫れ之を得策とするを得ん哉蓋し此の如き場合に處するの要は双方の利益を謀り双方の損失をして可成少なからしむるの方法を講ずるにあり今其

探るべきの方法

實例を求むるに西曆千八百七十六年の埃及の場合の如き其最も有名なるものなり當時同國の財政困難に陥るや各國の債權者は自己の利益を保護する爲め一委員を組織して其財政に干渉し以て双方の利益を圖れり

第二節 擔保物の選擇

斯の如き場合に於て債權者の最も注目する所は關稅の收入なりとす蓋し關稅は之を徵する容易にして徵收機關を債權者の手裏に收むる亦甚だ難からず加之不換紙幣流通の國と雖も關稅の支拂は正貨を以て之を爲すを通例とす故に之を債務國內地諸稅に比するに徵收に困難なく而かも其實力に疑ひなき正貨を以て收入を得るの便あり内國稅の徵收に至りては即ち然らず抑々内國稅は其關係地域廣大にして領土の全部に普及し其徵收は外人輩の能く爲し得べきの業に非ざるなり元來租稅を以て債務の擔保に提供するが如き國に於ては財政急を告げ不換紙幣の發行あるを通例とす

果して然らば困難更に一層の多さを加ふべし然るに此の如き場合に於て債權

關稅を以て債務の擔保とするの便とす

國政府は債務國の内政に干渉し自國人民の爲め債務國政府をして不換紙幣の發行を廢止せしむるを得べき乎、方今學理の研究漸く事物の真相を穿ち個人の權利主張の爲め國家が國際問題を提起するの不當なるは既に一定不動の論となり、債權國の大利害に關する場合の外干渉政略は輿論の容易に許す能はざる所のものに屬す、豈に復た往昔と日を同ふして論ずるを得ん哉、其他鐵道收入の如き不換紙幣の影響は之を免る能はずと雖も債權の擔保としては是れ亦好箇の一財源たり何となれば徵收の便は獨り國税に及ばざるのみにして遙かに他の内地收入以上あり、而して線路延長の如何に依りては收入亦必しも小額に止らざればなり畢竟債權の擔保は具體的にして占有し得べきを要し、徵稅權の如き無形物は其實用と爲すに足らざるなり、債權國が其選を苟もせざる素より其所とす

第三節 整理の精神及目的

是等の方法に依るも尙ほ不幸にして債務者が其義務を完済すること能はざるときは定約の變更をなすの外他に方法の存するなし其關係恰も會社が倒産に瀕

するに當り債權者債務者間の定約を變更して之が整理をなすと同一なり、然れども定約の變更は最後の手段にして固より萬止むを得ざるの場合の外之を用ひ得べきものに非ざるなり、債務者が不幸にして契約の履行を爲し能はざる場合に於て若し前述の方法に依て債務の整理をなさざるときは公債の價格に大なる影響を及ぼし其價を消滅せしむる歟或は非常なる下落を來す歟二者孰れか其一に歸せざるを得ずして其所有者をして全く空券を擁すると同一なる狀況に陥らしむるの結果を見るに至るなきを保せず、是等の損害を救はんが爲に定約の變更てう調和方法を探りて全く消滅せんとする公債の價格を復活せしめ相當なる價格に立ち歸らしむるを要す、斯く定約の變更を許すの精神は債務者を助けて其辨濟力を養はしめ以て債權者の損失を少なからしむるに在り、故に是等の目的を達する能はざるが如き條件を以て定約の變更を爲すが如きは因り策の得たるものに非ざるなり

第十二章 地方債

第一節 國債と地方債との區別

第一目 地方債の期限

國債と地方債とは其素質に於て異なる所なく、唯債務の主體が國なると地方團體なるとの區別あるに過ぎず、即ち前者は其負債一國全般に涉り、後者は一地方に限局す、故に地方團體に長期の負債を起すを不可とす、歐米諸邦の事例皆然り、我國に於ても亦地方債の期限は三十年を以て最長期とす、之に反して國債に於ては永遠公債の如く其償還を未必問題に委する者あり、斯の如く地方に長期の公債を許さざるは如何の理に由るか、是れ既味すべきの問題なり、是れ他なし、夫れ驢車未だ去らざるに馬車到來するは世の通患にして、地方團體が一たび公債を起し、未だ其償還を了せざるに相踵て起債せんか、長期間内には負擔累積して、終に非常の巨額となり、地方團體の財政爲に困憊を極むるの虞あるに由る、國債に在ては其負擔全國に亘るが故に、其額多少増加するも、憂稍や薄し、例へば九州地方の經濟悲況を呈し、國の收入に減少を來すことあるも、東北地方は之に反して好況を示すことありて

所謂相互保險の實行は、れ彼此相補ふを得べく、全國を通じて、饑饉其他の天災に遭遇すること極めて稀なり

然りと雖も、地方債は其負擔一地方に限局するが故に、一地方に於て年稔らざるか、或は不幸にして水災、風害、疫癘等交々臻り、或は一地方に於て商業沈滞若くは恐慌の不幸を見るか、又之を大にしては兵亂騷擾之を小にしては百姓一揆等の如き不幸なる出來事有んか、其衝に當る地方の經濟は直に悲況に沈淪し、其收入を減少し、地方團體は元利の支拂に頗る困難を感ずるに至る無を保せず、故に國債と地方債との間に期限長短の區別あるは、財政上當然の事に屬し、毫も疑の存する者なし

地方債の原因は國債と異なるもの多し、即ち後者は主として國防戰亂等に起因し、前者は土木教育等の如き地方的事業の爲に起るもの多し、既に其原因に於て異なる所あり、焉ぞ其取扱に於て異なる所なきを得ん哉、而して又地方債と雖も、其起因の如何に依り、其注意を異にせざるを得ず、請ふ少しく之を辯ぜん、抑々事業の性質上、一旦の投資能く久しきに堪へ、其目的を達するものあり、之に反し、事業擴張の必要ある毎に資金を要し、前債の償還を終らず、殘額尙ほ多きに更に公債を起さ

地方債は賠償作用を缺く

多の場合に於て國債と異にする

るを得ざるものあり即ち公園の準備學校の建築の如きは全體に於て世運の進歩に伴はざるを得ざるも一變直ちに其設備を大にして増築をなすの必要なく一たび設備すれば長く其目的を達するを得屢々投資を要せざる者あり是等の爲には稍々長期に亘る公債を起すも不可なることなし然りと雖も上水道、電氣鐵道等の如きは市街の成長に伴ふて延長せざる可らず給水の分量を増すが爲には組織の擴張を圖らざる可らず交通機關の如きも人口の増加に伴ひ隨時其擴張を要す故に是等事業の爲には數次の投資を要す今是等に對して長期の起債を許すときは假令其事業より幾分の利益を生ずるとも尙ほ一時元利の支拂に困難を生ずるの虞なしとせず其經營に注意を要するや論を俟たず

第二目 地方債と國債との間に存する法律上の差違

又國債と地方債とは之を法律上より觀察するときは其間の關係異なる所あり即ち地方團體が其公債の元利を支拂はざる場合には債權者は民法上の權利を主張し債務者を相手取りて訴訟を提起するを得べくして地方團體は其公債を取消すことを得ず然れども國が其負債を法律を以て取消し自ら身代限をなすときは債

地方債も
原因に由
り其長短
を異にする
るを要す

北米合衆
國州債と
別債との
地方債と

權者は之を訴ふるに所なし是れ主權の發動たる法律を以て起せし公債を等しく主權の發動たる法律を以て取消すものなるを以て其德義上の批難を免れ能はざるは勿論實際財政上より看るも非常に不得策なるべしと雖も而かも法律上不可能の事に非ず然りと雖も法律を發するの權能なき府縣市町村の如き公法人は其根抵に於て法律が附與せし起債權に基づき募集せし負債を法律以外の方法に依りて取消すことを得ず只北米合衆國の州債は公債の分類より之を言へば地方債たるを免れずと雖も州即ち「ステイト」なる者は或る範圍内に於ては完全なる主權を有する國にして自ら憲法を定め自ら總督即ち「ガブルノル」を選び自己の議會を有し州内に於ては完全の効力を有する法律を發するの權利を有す故に自己の法律に依り起せし公債をば自己の法律を以て取消すことを得るや疑を容れず

第三目 各國に於ける地方債に關する法制の差違

前記の如く北米合衆國の諸州は其州内に於て立法權を有するを以て往時は之を濫用して州債取消なる不徳を敢てせし實例あり「ミシシッピ」外三州の如き即ち是なり而して利子支拂を停止せしは五州の多きに及べり今哉其反動として州

第十二章 地方債 第一節 國債と地方債との區別 第二目 地方債と國債との間に存する法律上の差違 第三目 各國に於ける地方債に關する法制の差違

債には最も嚴密なる檢束を加へ、州の憲法を以て或は目的を限り、或は金高を限るの規定を設くるに至れり。メリランド州の如き即ち是なり。元來憲法を以て公債の目的、金額等を規定するは當然の範圍を逸脱せしものにして所謂牛刀も管ならず頗る不倫の觀ありと雖も其目的たる合衆國の如き政黨政治を以て立つの國に在ては黨派の變動に依り法律の改廢容易なるが故に最も尊重すべき憲法を以て是等の事項を規定し以て豫め朝令暮改の弊を矯むるにあるものゝ如し。此他地方債に關する法制は區々に出て英國に於ては地方債法なる根本法ありて詳細なる規定を設け獨佛は我國と同じく府縣市町村制中に必要の條項を編入せり。以上何れの方法に依るも不可なるなけん而して英國法大に參照の値あり

第二節 地方債の原因

第一目 市街の成長

方今世界の趨勢を按ずるに大都會の成長は頗る迅速にして一夢の間既に其觀を新たにす。是れ地方債の彌々必要なる所以なり。請ふ少しく其然る所以を辯せん

抑々世運の進歩に従ひ運輸通信の機關發達し人文の中心頗る遠大なるを致せり。往時徒歩跣足以て事を辨ぜし時代と人車を驅るの時とは人文中心の範圍既に異り。進んで汽車汽船の世となりては勢ひ人文の中心一屬廣大とならざるを得ず。我國に於ける東京市大阪市の如き、北米合衆國の紐育、人口四百十一萬餘（シカゴ二百四萬九千餘、英國の倫敦リバーブルの如き其廣袤往日の比に非ず、中に就き倫敦の如きは人口四百五十三萬餘、附近場末を取込むときは六百五十八萬餘を含有し、西曆千九百二年獨逸に於ても輓近市區の發達甚だ急にして農民の減少亦著しきものあり、即ち西曆千八百七十一年には十萬人以上の市府は僅かに八ヶ所に止まり、二千人以上の市町に住する者は人口の三割六分一厘に止まりしが同千九百年には五割四分三厘に進み同千九百五年には十萬人以上の市府は四十一ヶ所となり、農民は西曆千八百八十二年には四割二分五厘なりしに同千八百九十五年には三割五分七厘となり同千九百七年には二割八分六厘に減少せり、而して獨都伯林は二百四萬餘にして労働者宿泊に家なきを歎ずと云ふ、因に云ふ伯林は人口二百五十萬に至るの目的を以て諸般の計畫をなす、斯の如く世運の進歩停止する所を知

らざるが故に之に應ずる設備を要し資金の需要日に月に急なり、是れ地方債増加する所以の一なり

第二目 自治體の發達

自治體の發達は之に相應するの設備を促す、是れ地方債の増加する所以の二なり何を以て爾か云ふ、元來市街に集中し來る者の中に就き如何なる種類の人民が其大部分を占むるやを尋ねるに租税を負擔し得る者は寥寥、星晨の如くにして市費増加の原因となる者甚だ多し、今試みに之を例證せんに茲に市の附近に一製造所の新たに設立せらるゝや八百乃至千人餘の労働者、同時に之に向ふて集中すること宛も水の低きに就くが如し、是に於てか警察、衛生、學校、運輸、通信等に關する諸般の事務繁多を加へ道路の修繕、點燈、掃除、上下水の設備等に巨額の費用を要し、市費大に増加すべきは自然の勢なり、然るに労働者輩より巨額の租税を徵收するは固より不可能の事に屬し、市費負擔の増加は勢ひ主として中流以上の一部人士に歸せざるを得ず、然るに是等の人士亦獨り殆ど無限に増加する所の費用を負擔する能はざるは最も見易きの數なりとす、故に市の維持の爲め他に有力にして且

の確實なる収入を索めざるを得ざるは方今の趨勢なり

第三目 市設事業増加の傾向

自治體の發達既説の如し、是に於てか近時水道、點燈、市街鐵道の如き經營にして學術上に所謂獨占的の事業と稱する者は概ね市の事業に歸するの傾向を生じ、現に歐米の文明國に於て着々此方針を執りて其歩を進むるを見る、元來前記の諸事業は一人一たび先鞭を着くるときは他の者が同時同處に於て之を經營するも到底前者と同様の利益を獲る能はざるの特質を有す、而して是等獨占的の事業は市の進歩するに隨ひ非常の利益を生ずるものなるが故に之を市に收めて收入の源泉と爲すは市の經營上極めて便利にして方今の事態殆ど必要の事に屬す、今之を近時の實況に徴するに北米合衆國に於て一千立方フートの瓦斯を生産するには平均五十仙の製造費及固定資本の補填費五弗を要するのみ故に一千立方フートの瓦斯を一弗の價にて賣却すれば既に一割以上の配當をすること容易の業たり、然るに之を二弗若くは二弗半、甚しきに至りては三弗を以て賣りたることあり、是に於て近比紐育市にては瓦斯製造を市の事業とし方今の半價を以て之を市民に

供給すべしとの説あり獨占的事業の收利に適合する以て見るべきなり又伯林の瓦斯局は公設にして西曆千九百一年の純益は六百四十六萬餘馬にして市金庫に百六十三萬餘馬の使用料を支拂ひ同千九百四年に於ては純益四百八十七萬餘馬にして租税及保険料四十六萬餘馬を支拂ひ(税を拂へば使用料を止むる契約なり)別に減債基金百二十八萬餘馬保存及修繕費百一萬馬を積立てたり而して瓦斯の價格は一立方メートルに付き十ペンニヒ乃至十六ペンニヒなり西曆千九百二年に於ては同市市街鐵道の延長は二百九十九哩にして乗客總數二億九千五百萬人なり而して同年の配當は七分五厘にして成規に従ひ伯林市へ九十七萬六千圓を納付せり豈に盛ならず哉

獨占的事業の利益大なること凡そ斯の如し今之を民設に一任するときは需給の關係上公衆は非常に高價なる瓦斯代車賃給水料等を支拂はざるを得ざるに反し之が經營に任ずる會社又は組合のみ巨大なる利益を獲るに至り一方に於ては市民は高價の代價を拂ふて辛く瓦斯給水電氣鐵道等を消費又は使用せざるを得ざるに他の一方に於て又重税の負擔を要す天下豈に斯の理あらんや然るに今是

我國地方
債の増加

等の事業を市に移し市其利益を收め一方には公衆に私設會社が爲し得るより少しく廉價を以て市設の機關を使用するを得せしめ他方には其得たる純益を以て諸種の施設の費用に充當せば大に市税を軽減するを得ると同時に市の經營維持を完ふすることを得べし方今歐米諸國概ね此方針を執りて進行しつゝあり今瓦斯供給の一事を以て之を見るも英國の瓦斯事業は西曆千九百年に於て公設二百三十一、私設四百五十、獨逸は同千八百九十七年に於ては私設二百七十四、公設三百七十四に達し、瑞西は公設十一、私設九十にして其他の諸國皆之に類す然れども又一方に於ては斯の如く公設事業の増加は方今諸國に於て地方債増加の強力なる一原因なり是れ蓋し大勢の免れざる所にして我國に於ても輓近地方債大に増加し三十一年末の二千三百四十八萬餘圓より四十三年五月末の約一億五千三百圓となり内約一億二千四百圓は市債に屬し大阪の如きは同期間に三百七十餘萬圓より約五千二百萬圓に増加し東京は五百三十八萬餘圓より千五百五十八萬圓に増加せり是れ一般の趨勢にして或程度までは到底免れ能はざる所なりと雖も亦以て輕々看過すべきに非ざるなり又英國輓近の實況を見るに西曆千八百九十八

英國

年の調査に據るに當時既に地方費増加の勢を示し二十年間の人口の増加は二割三分半、地方税を負担すべき財産の増加は二割六分七厘五毛にして地方債の増加は十二割に達し、西暦千九百五年度に於ては地方債總高約五億六千五百萬磅と成り遙かに國債の半額を超過す今一步を進めて一二の例を舉ればハマスミス市の如きて西暦千八百八十八年より同千九百五年間に人口の増加は二割、賦課財産の増加は四割二分に止まりしに公債は二十八割を増加し、倫敦に於ては西暦千九百年の五千四百萬磅より同七年三月末の一億千二百九十九萬餘磅に増加し英國貨幣市場も其前途を憂慮し地方債に對して頗る警戒を加ふをの勢あり然れども地方費の需用は之が爲に止むべきに非ず益々資金の供給に苦み終に市町村通知預金なる一新法を按出し拂戻の請求には數日前最長期は六ヶ月の豫告を要す直接に銀行等より借入るゝことを止め公衆より預金を爲し以て總かに所要の金額を得るの實況たり是れ一面に於ては聊か利子の負擔を軽減せんとするの目的に出るものなりと雖も若し民設の預金機關と競争を惹起することあれば其利は害を償ふ能はざるべし慎まざればある可らざるなり而して巴里は西暦千八百六十五

借入の新案

年より同千九百六年までに三十一億四百萬法を借入れ同七年末には二十四億九千二百萬法の未償還額を存し、其他三千萬法の年金ありて西暦千九百七十九年の償還期までには元利賦金當籤割増金等の爲め五十三億八千六百萬法を要するの計算なり

獨逸に於ける西暦千九百七年の市町村債總額は六十五億六千萬馬にして其内譯左の如し

町	村	市
一萬人以下の町村債	一、二六四、六	一人當
一萬人以上二萬五千人迄	九六、一	一四六、三九
二萬五千人以上五萬人迄	七七、三	二〇三、四七
五萬人以上同	八、〇	五六一、六
		六七〇、六
		二萬五千人以上五萬人迄

五万人以上十万人迄	七三二、七	二三九、〇九
十万人以上二十万人迄	九二八、九	二八七、四一
二十万人以上(伯林ヲ除ク)	一、七九一、六	三四一、五四
伯林市	四二九、〇	二一四、三九

而して左の市府の西暦千八百九十七年三月末日の債額と同千九百八年末日の其とを比較し其百分比例を見るに左の如し

	西暦一八九七年	同一九〇八年	比例
伯林	二六六、 ^{百五} 二	三七八、 ^{百五} 五	四二、 ^{百二} 二
ミュンヘン	八〇、五	一三七、七	一九五、二
ドレスデン	三九、一	一一八、七	二〇三、六
ライプチヒ	四九、四	一一〇、五	一二五、八
ブレスラフ	三二、三	五八、〇	七九、七
コローン	三一、五	一三六、三	三三二、二
フランクフルト	五八、四	一五六、九	一六八、七

更に一步を進め人口の増加と負債の増加とを對照比較するに左の如き増加歩合を示す

	人口	負債
	對西暦一八九五年同	對西暦一八九七年同
伯林	二一、六三	四二、一九
卅萬人以上の市	三五、一四	一八〇、九七
十万人以上	五二、四五	一四七、一九
五萬人以上	三七、一九	一四二、五二
十万人マテノ市	二五、八六	一二〇、九五
五万人マテノ市	三七、三八	一三〇、四〇
平均		

由是觀之増加歩合は中級市に於て強く伯林の如き比較的に強からず是れ豈に人文の發達に由り運輸通信の道開くるに従ひ地方中心の發達する結果に非らざら

ん乎大に既味すきの現象と云はざるを得ず
 由是觀之中級都府に於て増加率最も多し、是れ豈に運輸通信の便開くるに従ひ
 地方中心の集合發達速かなるの致す所にあらざらん乎、而して負債高一人當を以
 て之を見るも中級の六府最も多し、則ち伯林は約九十二圓なるも六府は約百五十
 五圓、第三級約に屬する者は約百二十四圓、最下級は約九十一圓五十錢にして即ち
 伯林と伯仲の間にあり、首尾相逢ふ亦奇ならず哉、然れども實際の負擔の難易に至
 りては固より同年の論に非ざるなり

米國の景况亦兄たり難し、弟たり難し、即ちウエストハムに於ては西曆千八百九
 十年より同千九百二年までの間に市税入割を増加し、同千九百六年には千八百弗
 の不動産にして一年百弗の賃貸價格を有する者五十三弗三十五仙の租税を負擔
 し、シカゴにては同様の財産二十八弗十八仙、ホストンに於ては二十八弗八十仙、紐
 育に於ては二十五弗八十八仙を負擔す、米輕きに非ざるも尙ほ英の重きに到らず、
 畢竟斯の如く市税の増加するは公設の事業の爲め年に地方債の増加するもの之
 が主因たらざるを得ず、而して公設事業は之に依り衣食するの徒を生じ、其一般公

米國

衆の利益あると否とを問はず、頻りに其成立擴張を望み、特に其使用の爲に利を受
 ず、漫然公設事業の擴張を主張し、市政若くは選舉場裏等に於て不測の弊害を生ず
 るなきを保せず、彼の紐育の「ダムニホール」の如き其適例なり、夫れ官業公業は負擔
 を國民一般に課し、公業は負擔を當該市町士民の一般の頭上に及ぼすも、而かも其
 利益を受けるの厚薄を問はずして、其有無を觀るに由なし、故に其間利害の偏重する
 は蓋し免れ難きの通弊なり、其事業にして多數民庶の需用に添ひ相當の收入を生
 ずれば、或は可なるも、若し夫れ然らざるを得ざらん乎、大に寒心すべきものあり、私
 設事業に於ては、即ち然らず、其成功は固より之を冀望せざるを得ず、而して其失敗
 は間接に社會に影響すべしと雖も、累を一般納税者に及ぼさず、其厚薄輕重識者を
 竣たずして明かなり、只其監督を嚴にし、事物をして其目的に添ふの實を擧げしむ
 るの要ある耳

今又西曆千九百六年度(七年六月に終る)の合衆國百五十八箇都府三十萬人以上
 十五、十萬人乃至三十萬人、二十七、十萬人乃至五萬人、四十八、五萬人以下、六十八の負
 債は約十七億三千三百萬弗、一人當りは約七十五弗六十九仙にして、其二割二分は

西曆千九百二年以來の増加なり、而して歳出總計は約六億八百萬弗にして内約一億七千八百萬弗は紐育の經費なり、其増加率は西曆千九百年より同六年までに三割八分に達し、他都府も一割一分七厘乃至二割九分二厘の増加を示す、一人當りは二十六弗、九十四仙にして西曆千九百二年の二十二弗四十八仙に比し著しき増加なり、歳入總計は約六億千五百萬弗にして内約三億千九百萬弗は一船財産税なり（此點は好良なり）

第四目 資金積立と起債との比較

學校建築の如き場合に新たに公債を起すと豫て債立金を爲して復利法を以て之を増殖するとの利害は一考を要する問題なり、富裕なる邑に於ては積立の方利あるや論なきなり、例へば學校の保存期を三十ヶ年とし三萬圓を借入れ三ヶ年据置き四ヶ年目より毎年千二百萬圓宛を償還するとせば二十八ヶ年にして三萬圓を償還し終り其間利子を五分と爲し利子拂に二萬四千圓を要し都合一萬四千圓を要す、然るに豫て再築の爲に毎年七百五十圓宛を債立つれば二十五年にして一萬八千圓の支出と爲る今之を四分利にて復利法に據り増殖すれば二十五年にし

て利子にて千二百四十九圓三十七錢を得べくして二十五ヶ年の終りには元利の合計三萬四百八十四圓二十七錢と成り二十五年目の七百五十圓を加ふれば三萬一千二百三十四圓二十七錢と成る、依て二十五分の元金繰入は不用となり二十四年にして資金を得る計算となる其得失多辯を要せずして明なり

第三節 地方債の効力増加の方法

第一目 轉貸法

地方債募集の方法にも亦種々あり、或は地方政府が直接に募集するあり或は英國の如く轉貸法に依るものあり蓋し轉貸法とは先づ國が借金をなし之を市町村等の公法人に貸付するを謂ふ斯の如くして國が元利支拂の爲め要する費用は市町村等より國に對して償ふべきは勿論なりとす、抑々地方債元利の負擔は一地方に限局す、故に地方債券は全國の市場に於て賣買取引せらるゝこと甚だ稀にして、其小市町村の發行に係る者殊に然りとす、又信用の點より事を看るも例へば國に對して五分利にて貸付くる者も地方團體に對しては七分利若くは八分利に非れ

之あるも價格頗る廉なるか又は或府縣に於て戸籍財産等に就き利害關係を有する者に外ならざるべし。是に於てや我國地方債の利率は概ね六分以上に昇り、國債は五分以下にして其差頗る大なるに拘らず前者は其賣買自由ならず、國債と雖も金額の小なる者は尙ほ賣買の圓滑を缺く、況や地方債をや、今若し英國の如く轉貸法を行はんか、市場に出づる者は國債證券にして地方債券に非ざるが故に、金額大に信用鞏固にして高價を保ち擔保品たるの實力隨て大なるを得べきは疑を容れざる所なり。

第二目 證券用紙の供給

英國に於ては地方債券の爲に國が用紙を供給することあり、是れ我國に於て曾て國が國立銀行紙幣を製造して之を銀行に交付せしに類似す。當時銀行紙幣の用紙は國が製造して、之を各行へ交付せしが故に百四五十の銀行が發行せし紙幣は銀行紙幣の名の下に一團となりて流通せり、若し各國銀行が各自各種の紙幣を製造して之を發行したらんには、曾に其流通の圓滑を阻害せしのみならず印刷費を増加し、又十分に紙質を選択すること能はず、且つ防贋の注意に缺くる所なきを得

ざりしならん。地方債證券用紙供給の事たる之と同じく智巧の方法と謂はざる可らず。若し轉貸法の行はれざる場合には此方法を探るも可なり、而して用紙の代價の如きは無論地方團體より納付せしむるものとす、若し印紙税を徵すべき場合には之を用紙の代價中に包含せしむれば徵税法を簡便にするの利あり。之を要するに地方債に對する市場は狹隘にして其賣買不自由なるが故に隨て擔保品たるに適せず、是れ前記の如き種々の方法を講じて幾分地方債の効力を大ならしむることに努めざる可らざる所以なり。目下地方債は其利子國債に比して適かに高率なるに拘らず市場の勢力たること能はざるの憾あるを以て我國に於ても機を見て轉貸法等を實行して地方團體の利子の負擔を軽減するの必要あり。然れども斯くするときは、國の費用自ら増加するを以て地方團體は無論其實費を國庫に拂込まざるを得ず、國は又之を元金償還に充て速かに債務額を減ずることと思はざる可らざるなり。今や我國は地方債の増加其勢を成すの秋なり、今にして注意を怠らば他日非常の困難を感ずるの虞なしとせず、遠き慮なければ近き憂あり、須らく先週の事例に鑑み、折衷斟酌以て劃策する所なかる可らず。

第三目 地方債に關する特別機關

轉貸法等の利益ある凡そ斯の如し、然れども天下は廣大にして其事業を國家に一任し他に方法を求めざるは未だ以て其精を盡したりと云ふを得ず、故に今一步を進めて白耳義の町村銀行に則り協同相互救済の主義に基き地方團體を糾合して一團と爲し其餘裕を集めて以て過不足を補ひ之に與ふるに特權を以てし之に負ふはすに持種の任務を以てせば彼是相待つて遺憾なきを得ん、抑々白耳義の町村銀行なる者はフレヤ、オルパン氏の主張に係り西曆千八百六十年甫て設立せられ其創立以來同千九百三年に至るまで同行取扱に係る町村等募債總額二億七千五百二十七萬四千二百法借入地方團體の數二千二百四十四個なりとす、今白國の地方自治團體總數は二千六百十八個我國の市町村は諸島廳を除き一萬二千八百四十六個にして外に水利組合等の自治團體ありなるを以て其八割五分強は既に町村銀行の餘澤を得しものと云つべし、而して西曆千九百三年の實況に借入町村數三百十七個にして其金高は二千三百三萬七千六百法なりとす、由是觀之町村銀行が公共の爲に貢獻する所實に偉大なりと云つべし、其定款の概要は之を附録に掲

載せり請ふ參觀あれ(甲種附録策五號參觀)

第四目 地方債の特別財源

特別基金

國が或目的を以て公債其他の財源に依り基金を設置し之より府縣に貸付けて特定の事業を經營せしむことあり、佛國の道路基金、學校基金等は其最も顯著なるものなり、佛國の學校基金の如きは其名高きと共に弊害亦著し、然りと雖も其方法たる國の信用を以て地方團體の會計を補助するの趣旨に基くものにして理に於て不可なる所なし、蓋し諸般の施設上利益相伴ふは天下の常勢にして徒らに弊害をのみ是れ慮り利益を興さざるは志士の與せざる所なり、世に利益あるものは之を興すに躊躇す可らず、而して弊害一たび生ずるあらば速かに之を矯正せざる可らず、夫れ只事の弊害を生ぜんことを是れ慮り徒らに言に敏にして行に鈍なるは東洋人士の常習にして而かも弊一たび生ずるも之を矯むるに鋭ならず、西洋人士は即ち然らず、所謂言に訥なるも行に敏にして、而かも一たび弊害の發するあらば即ち之を交除することを懈らず、是を以て其進歩刮目して看るべきもの多し、斷じて行へば鬼神も亦之を避く、豈に鑑みざる可ん哉、洋の東西其文明の趣を異にする

所以一に茲に在り須らく詭味服膺すべきなり、又佛國には國庫の預金部より地方團體へ貸付を爲すの法あり

獨逸に於ても前陳の如く地方債の増加甚たしく従前は三分半にて募集するに難からず一時三分となすべきの勢を呈せり、然りと雖も西曆千九百二年後は四分を通例とし同千九百九年初に於ては四分亦之を難しとするの勢を呈せしを以て茲に地方債統一の議論を惹起し區邑(County)コンミューナル銀行を料合し一大區邑的中央金融機關を組織し之をして債券を發行せしめ市町村は之を轉借して利率の低下を圖る必要を説く者少なからず、其成るの日は白耳義の特別機關と並立して歐洲大陸に双美を顯出する哉疑を容れず

我國に於ては未だ其制なしと雖も相當の方法を設けて之を實施せば其有効なるや疑を容れず、曾て中央備荒儲蓄の制行はれ、府縣制及市町村制の未だ行はれざりし當時に於て中央備荒儲蓄金より地方に貸付せし例あり、然れども斯の如き特別の目的を有する資金を貸付するときは之を目的外に使用せらるゝの虞あり、注意すべきことなり、前記預金部より地方團體へ貸付るが如きは則るべきの方法に

預金部
下の資
金放
下

して他日の問題となるを疑はす近時當局亦是處に見る所あり興業銀行居中斡旋し地方債低利借換の事漸やく成らんとす、是れ頗る吾人の意を得たるものにして以て一言なきを得ず

第五目 地方債の長所及短所

又茲に少しく地方債證券の融通力に就て述ぶる所あらんとす、元來地方債は其素質一地方に限局するが故に市場の勢力たること難く金融の用具としては不適當なるも、素封家が貯蓄の爲にする底積としては遙かに國債に勝るものあり、何となれば地方債の利率は國債に比して高く而かも危険の要素を包含せざればなり、我邦未だ太だ富まざると雖も地方團體の破産を豫想し得るの現象なし、只内憂外患交々臻り國內大に亂るゝに於ては地方債元利支拂に支障を生ずるのみならず、國債元利の支拂或は期す可らず、然れども斯る危急の秋に際しては國民たる者は自己の財産を顧るに遑あらず方に一身を挺して國家の急に赴かざる可からず、豈に區々其所有公債より生ずる收入を顧るの暇あらんや、如上非常の場合を除き強て平常大國の地方團體が破産して其負債を支拂ふ能はざるの場合を想像するは是

地方債は
の爲に
貯金の
放する
に於て
最も適
當なり

れ杞人の憂のみ固より一顧の價値を存するなし故に世襲財産の如き財産の所有者は地方債を其底積とするは安全にして且つ最も有利なり故に單に利殖の爲に公債を所有する者は國債を地方債に乘換ふること最も有益なりとす商賈銀行等は金融を得るの道容易なるを希ふが故に國債證券を便とするに反し貯蓄の爲め公債證券を望む者は地方債券を得るに利あり凡そ事物の便否は境遇と目的とに依りて定まる夫れ事平を得れば則ち治まり物所を得れば則ち安し而して紆餘を妍とし卓犖を傑と爲す是れ理世の要訣たり世の實務に當る者須らく變通玄妙の理を窺ふべきなり

國債證券を底積として所有する人が之を地方債に乘換ふるときは其結果融通に便なる者は多く市場に流出し利子は割合に高しと雖も流通に便ならざる者は深く庫中に藏せられ短を校へ長を量り惟れ器是れ適し所謂一舉兩得の策たり復た何を乎疑はん唯實行の爲め地方債の元利が隨所に支拂はるべき施設を要するのみ是れ固より容易の業なり

以上述べせしが如く地方債に付ては注意すべき事又施設すべき事多々ありて

證券の種
類其所を
得

地方債券
の融通力

自治體發
達の必要

幾分其價格を高くするを得べしと雖も要するに地方債は國債に比して不利益の地位に居るものと云はざるを得ず今大藏省の調査に係る三十九年末の實況を見るに普通銀行貸付金總額四億六百餘萬圓に對する質物中國債證券は約二千三百萬圓にして地方債券は僅かに百三十餘萬圓に止まり而して株券の如きは漸次減少の傾向ありと雖も尙ほ約八千九百萬圓の巨額を占む而して四十一年末には國債證券約三千二百萬圓、地方債證券約百五十萬圓、四十二年末には前者約三千萬圓、後者約百十四萬圓なりとす夫れ豈に地方債の爲め劃策するなくして可らん哉

又地方債を以て地方財政の要具たらしめんと欲せば大に力を地方自治制の發達に致さざるを得ず夫れ地方は國の部分たり部分發達せずんば何に依りてか全體の隆昌を望むを得ん而して部局各所に割據して互に衝突し小利を争ふ如きことあらば邦家の患之より大なるはなし嗟吁我近情此事なしと云ふを得る歎斯の如きは經濟財政の發達に大害を與ふるものなれば努めて之を矯正し之を融和し自治の効力を増加せざるを得ず一日を緩ふせば即ち一日の損あり豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第四節 地方債の監督

第一目 監督法の類別

國は地方債の成立に便宜を與ふると同時に又其監督を嚴にせざる可らず、而して其方法種々あり請ふ少しく之を辯ぜん

- 一 金額制限法
- 二 歩合制限法
- 三 目的制限法
- 四 特別議決法
- 五 上級官衙の監督

是なり、金額制限法とは或地方に或金額以上の公債を起すことを得ずと制限するものにして極めて窮屈なる方法なり、故に此方法に依るときは殆ど募債の目的を達するを得ず、北米合衆國のメリランド州の採用する所のもの即ち其一例なり、歩合制限法とは地方政府の經常歳入の或割合までを限度として募債を許すも

英國の見
法例

英國の上

のにして起債力と償還力の比例を保たしめんとするものなり、英國地方債法の規定する所即ち是なり

目的制限法とは或目的を限り其範圍内に於て募債を許すものなり、而して其主義に二種あり

- 一 概活的目的制限
- 二 特定の目的制限

是なり、北米合衆國のアイヲツ州が其目的を敵の攻撃を防禦すると、一揆の鎮定若くは歳入の不足を補ふとに限りしが如きは後の方法を採るものなり、日本は府縣制、郡市町村制に負債の償還、永久の利益、天災事變等概活的制限法を採り、歐洲大陸亦前者に依る二者各々得失あり、則ち後者は窮屈に失し前者は濫用的擴張の虞あり、慎まざればある可らず

特別議決法は普通の議事の如く地方議會の出席議員の過半数を以て議定せずして募債の爲には必ず出席員の三分二以上の賛成を要し又は合法に選舉せられたる議員の外に特に募債の爲に臨時に議決權を與へられたる地方の名望家又は

多額納税者を議事に參與せしむるものなり、我國には未だ此方法行はれずと雖も世運の進歩に伴ひ事情紛雜なるに至らば或は之に倣ふの必要生ずるなきを保せず、故に今に於て豫め研究する所なかる可らず

上級官衙の監督は例へば三年以上に亘る負債は必ず上級官衙の承認を要するものとするが如き是なり

第二目 起債權の源泉

抑々地方團體が公債を起すことを得るは所謂豫算權及其執行を監視する所の合法の議會を有し之に加ふるに若し地方團體が其豫算權を合法に履行せざるとき上級官衙は其執行を強制するの權能を有するが故なり、地方團體自から此權能を有せず、且つ上級官衙の監督權の及ばざる團體に起債の權を與ふるは實に思はざるの甚しきものなり、我市町村制は其發達圓熟を缺き近者物議頗る多し、元來我自治制の施行は尙ほ草創に屬し寛恕すべきものなきに非ずと雖も其發達の模様は固より憂慮すべきものなしとせず、地方債の研究豈に等閑に附す可んや、地方債とムニシパリチイズム即ち都會問題とは自ら別問題に屬すと雖も其間關係頗る

密接なるものあり、抑々都會問題は目下の一大問題に屬し大に研究の必要あり、而して其解決に就ては歐米の諸國皆困難を感ぜざるはなし、我邦亦歐米の轍を踏む將に近きにあらん乎、大に鑑みる所なかる可らず

第一編第一卷終

第
二
正
十
增
版
補

財
政
と
金
融

乾

財
第
一
編
務

第
二
卷

租

稅

第一編 財務

第二卷 租税

第一章 内地税

第一節 總論

租税に關し注意すべき要點は夙に有名なるアダム・スミス氏の四則に表はれ既に人口に膾炙す、又近時英人パスナイブル氏の論ずる所頗る其要を得たり、即ち一曰く効力(國用を充すに足る丈の實收あること) 二曰く經濟的(徵收費少くして經濟上の發達を妨げざるもの) 三曰く公平なる分配 四曰く彈力 五曰く確實 六曰く便宜是なり、今是等の要素を網羅し、租税の要素を最低度に減却せんと欲せば租税は出來る丈け之を既成資本の賦課に止め構成中の資本には力めて課税を避けざる可らず、若し之に課税するの已むを得ざるものあれば其輕微なるに努めざ

る可らず之を要するに資本の増殖を妨害する所の租税は力めて其賦課を避け以て國富の發達金融の圓滑を圖るべきは蓋し徵税法の第一義なり、豈に其選を苟もするを得ん哉

既成の資本又は年々一定の収入を生ずる資本を擁する者は租税の負擔比較的容易なり、然りと雖も現に資本の構成に従事しつゝある者は其負擔に困難を感ず、不幸にして其負擔重きに失するときは資本の増殖及新事業の發達を沮害すること甚し、何となれば既成の資本は多く既に事業資金に變じ相當の収入を生ずるの基礎確立し、其収入の一部は之を新たに事業に投下し其殘部の幾分を割きて租税の納附に充當する等其用途略々定まるに反し資本にして尙ほ構成中に在る者は其基礎未だ定らず速かに之を樹立せしむるの必要あればなり、其負擔輕微なるときは實際の影響は殆ど論ずるに足らずと雖も理論上より之を視れば資本の構成に従事しつゝある者に租税を負擔せしむるの不可なるは智者を竣つて後ら知るべきに非ざるなり

構成中の資本に課税す可

第二節 不動産税

第一目 地租

地租の熟地に課せらるる者は其賦課の輕重は暫く措て問はず其素質に於ては良好なる租税の一に屬す、土地にして既に熟地となれる者は或は耕耘に供せられ或は家屋の建築等に使用せられ以て收益を生ず、此場合に於て相當の租税を課するも敢て土地の利益を害することなし、然りと雖も若し開墾中に在る土地に租税を課するときは收益の基礎未だ定まらざるが故に納税者は非常の困難を感ずる哉論を俟たず、假令其租額熟地に課する者の半に過ぎざるも尙且つ其負擔に堪へざるべし、故に現行地租條例に於ても、鐵下年期許可の規定ありて例條第十六條資本の構成を獎勵す、又荒地免租條例第二十條以下の如き臨機の處分あり立法の注意周到なりと云つべし

熟地に課税するは其地質に依り

第二目 家屋税

家屋税は國税として我國に於て其例を見ずと雖も、地租と同一の理由に依り賦

課徴收の方法其宜きを得ば是れ亦好箇の一財源たるを失はず、而して其標準は之を賃貸價格に採るを好しとす、何となれば之に據るときは建物の構造、目的、地位の便否等諸般の關係事情を網羅し之を取捨斟酌するの便あればなり

第三節 地價差増税即ち地價の自然増加を

課税の目的物と爲す新財源

第一目 總論

茲に近年著しき發達を經財源の一大問題と成りしは地價の自然増加を以て課税の目的物と爲す所の新財源是れなり、抑々此新方法は土地に關する有害なる投機を妨遏し併せて地主輩をして公共的進歩の結果に依り自ら一毛を抜かず居ながら巨利を得るの利益に報答する所あらしめんとするにありて最近十年の間議論四方に起り其最も顯著なるものを獨逸とす、而して今哉輿論の趨勢は、歳入問題にして此問題を基礎とせざるものは問題と爲すに足らず事既に調査研究の時代を過ぎ實行の期節に入り最早論辯を許すの餘地を存せずと云ふに至れり是れ實

主義及目

社會と地
主との關

投機の課

に一世の運を盡すものと云つべし、然れとも互郷の人共に善を言ひ難く世に所謂富豪輩の一角に於ては尙ほ自己本位に基づき之に反して云爲する者あり、噫呼群小の世を過まる古今其例に乏しからず歎すべきの至りなり

蓋し土地家屋賃貸價格の増加は人口の増加と運輸通信の便其他の社會的進歩とに依るもの多くして不動産所有者自働の結果に依るもの甚だ稀なり、其増加にして他動のものたらしめんか所有者獨り其利益を専らにするの理なく之を社會に分配するの當然たるは論を俟たず、故に市に不動産所有者間の利益を害せざるの範圍に於て或方法を設け不動産殊に家屋の賃貸價格を單に需給の天則に放任し其頂上に達せしめず、市立借屋設置等又は其一部を市に收むるが如きは特別税を設る等施政者の正に努力すべき事たるは論を俟たず、然り而して無用の土地賣買は投機者輩をして其詐術を逞ふせしむるの媒介にして世に寸益無く其弊害實に甚しきものあり、然るに市有の不動産は其實賃貸借に弊少なし、公共的注意を缺かざるものと認めての論、故に今一面に於ては之が増加を圖り相當の方法目的及條件を以て之を賣賃貸借に付し、一面に於ては個人間の賣賃貸借に對し登録手數

料を徴し若くは公共的進歩より増加する所の賣價の差増及貸賃價格の増加英の「ランオンルド、インククレメント」佛の「ブル、ウアル」獨の「ソーウ、キス、レンテ」又は「コンジョンクチュールストイエル」米の改良税、ニュージーランドの素地賦課法に特種の税を課するが如き方法を採らば關係者の利益を害ふことなくして國家若くは地方團體の收入を増加するを得るや論を竣たず、是れ所謂十萬盡界の妙法一道坦々として障なく碍なし五湖の煙景誰か能く之を競ふを得ん哉

第二目 獨逸に於ける近年の事例

博士ワグネル氏の調査に依るに西曆千八百七十一年氏は當時既に差増税を主張せりに於ける獨逸の戰勝と帝國建立との結果に由り地價に急劇の變動を來し同千八百七十三年には既に貸賃價格に二割乃至三割の増加を示せり、茲に於て柏林市に於ては西曆千八百八十一年一委員を設けて其情況を調査せしに同市に於る地價は西曆千八百六十八年より同千八百七十七年の間既に場末に於て三割六分を増加し、中等十一ヶ區にては五割其他の三十四ヶ區に於ては五割乃至十割六分の増加を示し、柏林市の地積は西曆第十九世紀の下半期に於て其價格二十五億

公共的進歩の爲め
地價騰貴
の實例

シヨロ
ネ
ベルヒ
及び
ブリッ
ツの
例

馬を増加せり、是れ主として公共的進歩に由るものにして個人的進歩に由るに非ざるなり、無數の類例中其最も甚き者の一二を擧て之を説かんに茲に柏林附近郡部にシヨロ、ネベルヒなる一部落あり同地の一農夫曾て西曆千八百二十年に於て馬鈴薯耕地として二百七十「ターレル」を以て一地域を購入せり、然るに市の擴張に由り同部落が首府の外域となるに當り其子孫は宅地として之を六百萬馬に賣却せり、斯の如きは固より極端の例なりと雖も地主が自己の力に依らず單に社會進歩の爲め巨利を得たるものなり又ブリッツに於ける一農夫は其持地八「モルゲン」一「モルゲン」二反五畝二十一歩強を十五萬馬を以て賣却せんとせしも之を顧みる者をかりしが其附近に停車場の設置せらるゝに當り其地所は一躍百三十萬馬に騰貴せり

右の外地方に於ても僅に十數年の間に地價に三十倍十七倍等の増加を示せしは決して珍しからず、就中シヤールロットンベルヒの如きは西曆千八百八十六年より九十七年の間は市街敷地の價格四千四百萬馬より二億馬に増加し其間人口は約十萬を増加し其一人毎に地價を増加せしこと平均二千五百五十馬の割合な

シヤール
ロットン
ベルヒの
實例

グレス
ン其他の
實例

フラン
ク
フォルト
社の
投機會

り而して同市中最も熱鬧なる部分即ちカンツストラセ街邊に於て十一「メートル」平方の宅地にして西曆千八百八十三年には十七馬を値ひせし者が同千八百九十八年には百二十七馬となり十五年間に約七十四割七分の増割を示せり實に驚くべきの増加と云はざるを得ず而してハレ市に於ては西曆千八百三十年の地價を百とすれば同千八百六十九年には二百九十八となり同千八百九十五年には八百四十三となりツレスデンに於ては西曆千八百七十五年に於て約十九萬馬を値ひせし地所が同千八百九十五年に於ては五十八萬五千馬に賣却せられたり又フランクフォルトの一投機會社は西曆千九百九十九年に於て二百萬馬を以て或地域を購買し其次年に三百萬馬を以て之を賣却し其利益を分配して會社を解散せし例あり土地價格増進の勢斯の如く蕩々として殆ど其止まる所を知らず管に市街地に止まらずして農業地にも延及す西曆千九百六年三月十二日の伯林「ターグ」プラット新聞は左の興味ある實例を掲載せり

一 某伯はシルトベルヒ區に於て三年前一區の土地を二十一萬七千馬にて購入し近時之を四十五萬馬に賣却せり

農地
の
實況

カイ
ロ
ア
バ
シ
エ
の
事
件

- 二 グネーゼン區の住人某は字ルードウイスホルストに在る一區の地所を五年前に六萬五千馬に購買し兩三ヶ月前之を十一萬六千馬にて賣却せり
- 三 シュワルチエーナツ在バオオに於ける某は一區の地所を兩三年間所有し近時六萬馬の利益を以て之を賣却したり
- 四 ライターベルヒ區に於ける一區の地所は五年前二十四萬馬の價格を有せしに兩三ヶ月前五十一萬馬にて賣却せられたり

(我國近年の實況に就ては甲種附録第三號參觀)

又最近卅八年七月の例に就て之を見るに亞弗利加に於けるカイロアバシエ間に建築すべき電氣鐵道附屬地拂下の件是なり抑々該鐵道は白耳義の投機者アムペインと埃及の有力家なる資力約八千萬圓を有し勢ひ王を凌ぐ「ニユーバル」立方「ヤード」凡そ三尺凡そ一磅を價するに拘はらず其一萬五千「エロカ」を「エロカ」(四反餘)に付僅々一磅を以て拂下げ而かも其事件突如として顯はれ埃及政府は其地所賣却に對し何等の制限をも加へず元來斯の如き場合には其より生ずる利益

の分配を受けるの條件を附するは該政府の慣用手段なるに今回に限り毫も條件を附するなく頗る四海の耳目を驚かせり、箇中の消息固より之を察するに難からず差増税徴収の必要あるを證するに餘りあり

社會の進歩に依り地價の増加すること斯の如し而して家屋の賃貸價格も其供給人口の増加に伴ふ能はざるの事實に由り頗る増進せり、今伯林を以て之を例せば西曆千八百九十年に於ては同市は十六萬五千四百四十四の借家(一軒中の一部を以て一借家とするものあり)を有し其賃貸價格既に高度に達せしと雖も尙ほ七千四百九十六萬四千八百馬に止まれり、進んで同千八百九十九年に於ては借家は五十一萬二千五百七十七に増加し、賃貸料に三億三千六百二十八萬二千七百馬に増進し、一軒の平均四百五十一馬より六百五十六馬に増加せり、又西曆千九百一二年の調査を見るに七百馬の歳入を有する者は平均約三百廿五馬の屋賃を支拂ひ八百馬の歳入にして二百馬の屋賃を支拂ふ者三軒、二百五十馬八軒、三百馬二軒、四百馬一軒、九百五十馬の歳入にして三百馬の屋賃を拂ふ者八軒、三百馬乃至三百五十馬六軒、四百馬二軒にして七百馬の者一軒なり、驚くべきの情況と云はざるを得ず

家屋賃貸價格の増進

移轉の實況

第三目 不動産の移轉

今又眼を轉じて不動産移轉の實況を見るに地所に就て之を述べれば伯林に於ては西曆千八百八十年には人口千に對し二十五に止まりしも漸次其數を増加し同千八百九十年には百十五となり家屋に於ても同様の景況を示し二ヶ年以内は約半數を出でず其餘は所有期間十六ヶ年以上にして其二十ヶ年を超ゆる者は七分の一なりとす今之をミュンヘン、ドレスラウ、シヤール、ロッテンベルヒの實況に徴するに十ヶ年間同一所有者の手に在る地所は其總數六割を超へず其一ヶ年に於て所有主を替ゆる者第一に於て一割六厘、第二に於て九分三厘、第三に於て一割二分四厘の多きに達せり、西曆千八百九十年頃又移轉の種類に就て之を見るに西曆千八百七十一年伯林に於ては相續的移轉百に對し、任意的賣買七百弱、強制賣買は二百弱にして明年即ち七十二年に於ては任意的賣買既に約三千に増加し、競賣移轉は相續的約倍數を占めたり更に全體に於て之を見るに西曆千八百九十年より九十五年に至る五ヶ年の平均はミュンヘンの一割三分五厘を最高とし、フランク

移轉の種類

全體の速

クフオルトの二分六厘を最下とす蓋し後者は獨國中の古市に屬し既に必要の發達を經しに由るものなるに似たり而して首府伯林は九分二厘を占む

方今大都會に於ける不動産の移轉凡そ斯の如し是れ多くは投機的行為に係るものにして社會の發達上必要已を得ざるに由るものた非ざるなり方今獨逸に於ては投機者流中家屋師地所師と稱ふる者發生し既に多大の弊害を生じ伯林に於て最も甚だし斯の如きは民を苦しめ世を誣害す前記不動産の價格差増に課する所の特別税の如きは一面に於ては無用有害の投機を防ぎ一面に於ては市の收入を増加し所謂一舉兩得と云ふを得べし

第四目 救済の方法

近時人事發達の爲め不動産價格及其賃貸料の増加すること斯の如く而して投機的移轉の頻繁なる亦斯の如し其結果衛生上に不利の影響を及ぼすを免れず是れ實に等閑に付し難きの問題なり茲に於て果然市立借屋設置の論起れり然れども土地の購入及家屋の建築は巨額の費用を要し事容易ならず依て市の監督の下に或規定を設け資本家若くは組合をして公有地の適當なる家屋を建造せしめん

移轉税の
實例

「エルブ
ブラウレヒ
ト」

とせしと雖も當時未だ地上權等の規定完全ならず土地及家屋の所有權分離上充分に圓滑なる方法を缺き前記公共約事業の施設頗る滯滞の狀況を呈せり

是に於て西曆千八百九十年より効力を有すべき規法に所謂「エルブブラウレヒト」なる者を規定し土地所有者は數年間使用料を徴し家屋建築の爲め土地の使用を許し建築者は一定の期間中完全に建物の所有權を保有し自由に之を賣賃貸又は書入する事を得期限満了に至り其土地は無償地主に復歸し建物も亦有償又は無償にて地主の有に歸するものとし其賠償金額は相互の合意に由り一時拂又は部分拂となすを得るものとし多年の葛藤を解き大に社會的進歩の端緒を開けり

右の規定に據り西曆千九百一年ハールレ市は率先七十年間の約束を以て市有地を建築家に貸付し市の監督と規定とに依り建物に相應する衛生設備を命じ期限満了の時は建物は其價格の四分の一を以て市に歸するものとせり尋てライプツヒも低價を以て建築會社に十二萬五千メートル平方の市有地を貸付しマンハイム亦其例に倣へり又ハムブルヒ、フランクフルト等の大都會も新法を適用し其効

規定適用
の類別

果頗る顯著にして埃國將に其例に倣はんとし既に一法案を議會に提出せり

第五目 收入増加の方法

各種不動産の關係を圓滑にし其利用を廣大ならしむるの方法は粗々其緒に付きたるを以て次には土地より生ずべき收入を増加し市の財政を鞏固ならしむるの策を講ぜざる可らず、今其方法を尋ぬるに之を左の三項に別つを得べし即ち

一 不動産移轉税

二 宅地税

三 不動産價格差増税の徴收

是なり。不動産移轉税は印紙税登録税の形を以て國税として徴收せらるゝは普通の制度なりと雖も附加税若くは特別税の如き形を以て地方税として之を徴收するも敢て妨げなかるべし、宜なる哉普瀋西に於ては國税として百分の一の印紙税ありと雖も之に加ふるに地方税としてシャールロットテンベルヒ及ゴルリツに於ては百分の五、デュセルドルフ、エルベルフェルド、コローン等に於ては百分の一の附加税あり而してフランクフルト及ドルトムントに於ては其率稀れに百分の十五

移轉税の
實例の

建築物と
土地との
區別の

差増税案
の類例

に達することあり、元來此種の税を賦課するに當り投機的行爲を防除する爲め建築物と土地とを區別するを通例とす即ち伯林又ブレスラウに於ては建築物には移轉税千分の五を課し、地所には千分の十を課す、ハイレに於ては前者には千分の十、後者には千分の十五を課す然れども其課税標準は土地の全價格に非ずして耕地の平均價格、同市に於ては當時「メートル」平方一馬なりを超過する部分のみなり、エツセン市は西曆千八百九十七年に於て累進法を採用せり、例へば建造物定着地には一分を課し、所用未定地には其地所の價格が耕地の價格に超過し「アール」(百十九「ヤード」六〇三三平方なり)の價格三千馬を超過せざるときは當該地所の負擔する素地税に一分を加へ之に超過するときは二分を加重す、其他ビーレンブルド、フランクフルト等も類似の方法を用ひ殊に後者に於ては大に意を土地制度の改良に注ぎ一定案を提出し建造物定着地に對しては移轉税を其價格を千分の十五とし、不定着地に對しては之を千分の二十と爲し更に累進法を以て差増税法を案出せり、其規定に依れば一移轉に際し前の移轉以來當該不動産の價格の増加二割を超過するときは其差増額の十分の一に相當する金額の千分の五を徴收し

差増五割を超過するときは千分の二十を徴するものとす然れども惜い哉右方法は地主輩より激烈なる反対を受け加之普漏西大蔵大臣は其或は國税の爲め不利なる影響を生ずるなきを保せずと爲し其賛成に躊躇し十分の効果を爲るに至らざりき英國に於ては夙に内地税の賦課に依り不動産差増額を徴税の目的物と爲し來りしも獨は未だ其域に達せず土地の區分價格の設定等に就き無限の混亂を生じ西曆千八百七十三年のプレーメン市の試験も惜むべし終に無効に歸し去れり(因に云ふ當時同市は租率を地所の収入力に基むせず其現實の賣買價格に基むせり)

第六目 新法實施の困難

是等の事情に山り爾來數年の間土地課税の問題に一頓挫を來せしと雖も抑々本問題たる世の進運に従ひ早晚解決せざるを得ざる所のものなれば獨逸に於ては西曆千八百九十三年一法を定め地方團體に土地に特別税を賦課徴收するの權利を付與し公共的進歩の爲め土地の價格増加するときは之に對し他の地所より重き税を賦課することを許せり是に於て土地制度改革黨大に力を得伯林市半先

改革の再
燃

して新法の實施を試みたり然るに當初諸般の經驗を缺き單に最近の現況に據り之を定め従前の價格と比較し其差違を以て増價と爲し以て之を標準とし差増税を徴せしに忽ちにして無數の訴訟を生じ西曆千八百九十五年には幸ふじて千二百八十三件を調査し内三百六件は全部若くは一部の訂正を要し地主輩の反抗甚しく西曆千八百九十五年終に廢止の否運を見るに至れり又ゴルリツは伯林に次ぎ差増税を設けしも後者同様の運命に終れり

法の改正

是等の困難は土地制度改革黨の豫期せし所にして固より彼等を壓服するに足らず普漏西大蔵大臣も最早躊躇すべきの時機に非ざるを察し法の實行に焦慮し少しく其方法を改め所得税の例に倣ひ價格は地主の申告に基き之を査定し價格に付き抗議ある場合に於ては地方團體は申告價格を以て當該地所を買收するの能力を有するものとせり是れニユージラントに於て行はるゝ所にして市府と不動産所有者との間に存する利害を融和し衝突を避け頗る巧妙の域に達するものと云ふべし然れども庭園地と其他の地目との區分に就き尙ほ未だ瞭然たる能はず多少の考案を要せり抑々庭園の存留は衛生の爲に必要條件なるを以て之に

庭園地の
區分

重課するの不便不利たるや論を俟たず然れども一朝之に輕課せんか名を庭園に借り詐稱誤認等弊端百出收拾す可らざるに至るは多辯を要せず依て

一 庭園地は總て登録を経るを要す登録を経ざる者は建築用地と同率の税を負担すべきものとす

二 將來に於て當該地に建築物を營造せんとするときは當該地が特別賦課の免除を得し以來庭園地として免除せられたる税金を所屬地方團體に支拂ふものとす其支拂を了したる後に非ざれば當該地所に建築を爲すを得ずと規定し一方に於ては市町村衛生事項の發達を妨げず一方に於ては脱税の弊を豫防するを企圖し事物の配合巧妙の域に達し頗る吾人の意を得たるものと云ふべし然れども土地制度改正は尙ほ其初期にありて未だ成熟の期に達せず方今只建築用地には他の地方より高率の税を賦課するを得る耳

改正の機
未だ熟せ
ず

第七目 資本税と收入税との當否

西曆千八百九十九年普漏西大藏大臣は一省令を發し地方團體は土地の現收入又は普通價格に基るし特別税を賦課するを得べし(西曆千八百九十三年の法に依

普通價格
と收入價格
の區別

ると規定せり兩者の選擇は固より地方團體の隨意なりと雖も不動産の價格は強ち其現收入に依る者に非ずして現在の收入は輕微又は皆無なるも公共的進歩の爲め巨大の價格を有し又は有するの望ある者なしとせず抑も不動價格に普通價格及收入價格の兩者あり前者は市町村を數區域に別ち其區域内の地所價格の單位を概定したる者にして後者は現に生ずる收入に依るものなり前者に就き租税を課するは資本を基礎とするものにして收入を基礎とするものより課税に公平を得るを通例とす今若し收入に依り租税を徵せんか勞ひ劣等即ち勞力者の借家に比較的高税を課せざるを得ず何となれば此種の借家料は其建築資本に對し上等家屋又は製造所等より收入率高きは疑ふ可らざるの事實なればなり請ふ一二の類例を左に掲載せん

エルペルフエルド市は其歲入を徵するには收入基礎を用ると雖も試みに其高を普通價格に引き直し計算するときは左の如き結果を生ず即ち

- 一 勞力者家屋は普通價格の萬分の三百四十三
- 二 普通借屋 全上 萬分の二百五十九

- 三 製造所 全上 萬分の百七十九
- 四 耕作地 全上 萬分の百八十三
- 五 建築用地 全地 萬分の十

其勞力者家屋に重き概ね斯の如し、而してキヤッセルの實況を見るに前記同様の方法を用ゆ(建築用地にして未だ建物を有せざる者は之と有する者の八分の一を占むと雖も其収入は僅かに百分の一に過ぎざるなり)

又曾てブレメンに於て一年二十萬馬の収入を要し収入基礎を改めて資本基礎と爲せしが収入豫期を超過し三十萬馬と成りスバンダウ市に於ては西曆千九百二年新法を試み従前九十六馬を負擔せし土地より優に一萬四千馬を擧るを得たり、新法の結果凡そ斯の如し故に方今普漏西に於ては二百六十有餘の市府既に之を採用し日に増進の勢あり

第八目 新法の勝利

斯の如くして新法の利益は漸次世人の知る所となりブレスラウコローンの如き大都府に於ては斷然之を採用し其他の小府村も其例に倣ふに至れり然れども

新法運用の實例

其稅率は通例財産價格の萬分の十五乃至三十を超過せずして未だ土地制度改革黨を満足せしむるに足らず然れども累進の法を加味し比較的大財産に重課するの傾向年に其勢を加へ恰かも象駕の崢嶸として進むが如し豈に螳螂の能く其輪を搏ち其轍を拒むあらん哉即ちチユイスベルヒ市の如きは銳意新法を運用し各種の不動産を包有する地域に之を試み舊法の下に於ては僅かに六萬七千馬の收入を生ぜし區域より新法に據り實價即ち普通價格に萬分の二十五の率を課し十萬四千馬を得、市の収入を増加すると同時に勞力者住家に對しては著しき負擔の減少を見るを得たりブレスラウに於ては西曆千九百一年の豫算に於ては必要避く可らざるの工事の爲め二十萬馬を要し其財源を得んが爲め土地制度を改め新法に依り萬分の二十九の率を以て主として建築用地の所有者及工場に課稅し三十萬五千馬の収入を得同時に小家屋の負擔十萬五千馬を減少せりドルトムントに於ける一例は頗る興味あり曾て同市の中央に一地域を有する投機的地主あり其價格五十萬馬に達するまでは之を賣却するを肯んぜず、馬鈴薯畑の形に於て之を保有し使用價格即ち收入基礎に據り之に稅するときは僅かに三馬を生ぜり、然

少訴願の減

るに同市は西曆千八百九十九年斷然新法を採用せしに前記の地所は千馬に付き三馬を生ずるに至れり兩法の差違亦大なりと云ふべし。コローンに於ては西曆千八百九十三年舊法の下に於て二萬千二百九十二の土地事件より二千七百三の訴願を生ぜしに新法の下に於て西曆千八百九十八年に於ては土地事件三萬より僅かに百七十四の訴願を生ずるに止まれり。由是觀之何れの方面より觀察するも新法は之を舊法に比し非常の進歩にして土地問題の一部は略々解決に近づきしと云ふを得べし。

差引法の必要

公共的進歩の爲め所有財産價格の増加に對し其所有主が謝儀的に比較的重き税を負擔するは當然なりと雖も、其増加中に自己の資本勢力の使用に因るものあるときは、其部分に對しては免除の方法なきを得ず、例へば市が土地價格の増加に對し二割の差増税を賦課せんとするに際し其地所の價格が二十萬圓より二十四萬圓に増加し居るとせん、十年毎に地價を改定するものとし又は買價より賣價が前記の通り増加せしとするも妨げなし然るに其四萬圓の差増は二要素より發生し其四分の三は公共的進歩より四分の一は自己の資本勢力の使用より生ぜしこ

と判明なるときは之に對する差増税は四萬圓に課せずして三萬圓に止めざるを得ず、今其率を前記の如く二割とすれば市は之に依り六千圓を得べし而して之に伴ふに累進率を用ゆれば税は大財産大投機者に重く小財産に軽くして殆ど完全の域に達するを得べし、尙ほ一步を進めて精細に之を論ずれば世運の進歩に因り代價の自然に増加するは土地のみに非ず諸般の需用品多少増加すべし故に例へば地價一割五分の増進を示すと同時に他物貨の代價も五分の増加を示せしときは前記の例に依れば三萬圓を以て地價固有の自然増加と爲さず更に一萬を差引き二萬圓を以て課税の基礎と爲すを至當とす然れども斯の如きは事煩細に過ぎ實際の不便少なからざるを以て固より之を不問に措くを得ずと雖も税率の加減を以て事實の關係を失はざる様注意するを以て足れりとす

新法の利既に見るべきものありと雖も未だ完全の組織を以て旗鼓堂々天下を押すに至らず然れども機漸やく動き既に其萌芽を發す殊にストラスブルヒ、メイ、エンスコローン等ライン沿岸の古式の市府に於て其必要を生ぜり。元來此等の市府は其城壁の爲め痛く區域を制限せられ人口増加の爲め年に狹隘を感じ常に投

土地狹隘なる古市には特に必要あり

機者流の乗ずる所となり其弊實に名狀す可らざるものあり是に於て城壁の撤去頻々として行はれ少しく其面目を改むるに至れり即ちメイエンスに於ては西暦千八百七十二年新に四十五ヘクタールの土地を市に編入し其部分に對しては特に増價に比例し租税を賦課するものとし之を六區に分ち中央よりの距離に従ひ累進税を賦課し第一區よりは十一萬一千「フロリオン」第二區よりは十萬「フロリオン」を徵收し其より遞減して第六區よりは五萬五千「フロリオン」を得るを期せり爾來此方法は大に其功を奏し西暦千九百年に於ては收入金高既に九十六萬七十馬に増加せり又「アルム」市に於ても其城壁を撤去し「ザルテムベルヒ」府より斯の如して兵役を免れたる土地より九十萬馬の差増税を徵收するの許可を得たり西暦千九百一年に於ては機大に動き獨逸の數都府同様の方向に進み中にも「ストラスボルヒ」市長の如きは擴張の市區及兵役免除地に對し差増税の賦課を完成する爲め完全なる法案を提出し他の有力なる都府亦其の例に倣へり

元來新法は舊地に行ひ難く比較的に新地に行ひ易し増加課税の事獨逸に於て未だ十分なる發達を見ざるに先ち極東税借地たる膠州灣に於て其適用を見るは

新法適用の結果

膠州灣の

奇に似て奇ならず趣味實に深しと云ふべし即ち政廳は租借地内の清國土地所有者に彼等の支拂ふべき地租の二ヶ年分を交付し獨逸國の名を以て之を占領し更に占領當時の時價を以て賣却し西暦千八百九十八年租借地民政廳は一律令を發し土地の三種の税を課賦せり

- 一 權利の移轉税(評定價格の百分の二)
- 二 建築用地税(毎三年に改定すべき評定價格の百分の六)
- 三 賣價差増額の百分の三十三と三分の一(是は差増額の三分の一を政廳に收むるを以て目的とするなり)

右の如く税種と税率とを定め隱匿詐稱等の諸弊を矯んが爲め民政廳は必要を認むるときは申告價格を以て指定の地所を收容するの權利を保存す此方法は偉大の功を奏し新地に於て最も厭ふべき惡弊を生じ易き土地投機の禍因を撲滅すると同時に官有地を低價に拂下げ純良なる移民を誘致するの効果を呈せり施設巧妙の域に達す新領土經營の爲め一考の値なしとせざるなり

第九目 地方收入内容の變化

第一章 内地税 第三節 地價差増税(中略)と爲す新財源 第八目 新法の勝利 第九目 地方收入内容の變化

改革前に於ける市況

今一步を進めて獨逸市財政の實績を見るに西曆千八百九十三年の法律は實に一大改革の生せしものなり、同千八百八十九年前は北獨逸諸市府に於ては間稅收入行政的即ち他に轉嫁し得ると認め得らるゝものは微々として振はず即ち伯林にては市收入の僅かに一分六厘八毛に止まり、ブラシクフルトに於ては皆無にしてアルトナ及コロインの如きも亦同様の情況を呈せり。之に反して佛國の感化を受けたる諸市府に於ては此例既に強く即ちムルハウゼに於ては七割四分四厘七毛、ストラスボルグに於ては八割三分三厘九毛、メツに於ては八割八分六毛に達し、ミューニッヒ、ニューレンベルヒ、ヌツツガルト等南獨逸の諸府に於ては凡そ三割を占め、カッセル、フレスラウ亦同様の情況を呈せり而して間稅收入の輕微なる市府に於ては勢ひ多額の直稅を徵收せざるを得ず。即ちコロインに於ては所得稅の金高全收入の八割四分三毛、フランクフルトは八割三分五厘四毛、伯林は四割五分二厘四毛に達し、其他小數の市府は大に之を地租に徴し、アルトナの如きは其一例にして四割九分二厘に達せり、然れども多くは一割乃至一割五分を超過せざりき。

西曆千八百九十三年の法律は偉大なる變化を來し、北獨逸に於て間稅收入頼に

改革後の實況

増加し、フホダムの如きは西曆千八百九十八年に於て其高總收入の二割九分一厘四毛に達し、二割を超過するもの五市にして其他は平均五分乃至六分に達せり、エルザス、ロートリンゲンの如き南部の市府に於ては常に強率を保てり而して移轉差増等種々不動産に課する所の稅は著るしく其比例に増加せり。今其梗概を擧れば左の如し

市名	全收入の百分の比例
アルトナ	六一・〇*
エルフルト	四六・〇〇
シヤイロツテンボルヒ	四四・九三
ハノーウル	四四・九〇
ステッテン	四二・〇〇
キール	四二・五〇
伯林	三五・九〇
コロイン	三四・八〇

其他北獨逸都府に於ては二割を除らず南部に於ては小數の例外ありと雖も其増加輕微にして増加の最も著き者はスツッガルトの三割五分及ミューニッヒの三割四分なりとす。統近獨逸に於ける市府財政の變動概ね斯の如し今や我國々運年に發達し其勢ひ獨逸近年の歴史に彷彿たるものなしとせず、地方殊に市府財政上既に一大變更を生じ爾後其勢を増すや疑を容れず今にして劃策する所なくんば噬臍の悔なしとせず前記數事項の如き大に鑑みる所なしとせざるなり

第十目 獨逸に於ける新法の概要

斯の如くして西曆千九百五年に至りては普瀋西に於ては殆ど總ての大都會に於ては新法を採用し中都會は勿論百五十有餘個の町村に延及せり而して普通價格に據る所の新税は之を舊法に比し中等以下の住家殊に勞働者の住家の負擔を輕減し投機建築用の土地及大商工事務を行ふ所の家屋の負擔を重ふするの結果を生ぜり是れ社會上政治上最も好ましき事にして新法目的の一と云ふを得べし新税の賦課法は各地の情況に據り多少の差違なきを得ずと雖も畢竟大同小異の

負擔の變

フランク
フォルト
の實例

み今類例としてフランクフォルトの法を舉れば左の如し

【西曆千九百四年二月の市租税法第一條は左の如く規定す

フランクフォルト市區地に在る土地所有權にして直接相續に據らずして移轉する者に對しては第二條に定むる所の評定法の定むる所の價格(平均價格)の百分の二を市税として賦課す

第三條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては二十年以上未建築地に於ては十年以上を經過するときは前記普通賣買税の外に左の率に従ひ附加税を賦課す其價格は取得價格に據る

一 建築地に於ては

- 二十ヶ年以上三十ヶ年までなるとき 百分の一
- 三十ヶ年以上四十ヶ年までなるとき 百分の一・五
- 四十ヶ年以上なるとき 百分の二

二 未建築地に於ては

- 十ヶ年以上二十ヶ年なるとき 百分の一

二十ヶ年以上三十ヶ年なるとき
 百分の二

以上十ヶ年を経る毎に百分の一を増加し六十ヶ年以上百分の六を以て限度とす、而して此附加税の賦課は前所有権の移轉が本法實施の前又は後たりしを問はず、但土地の價格が前所有権移轉以後騰貴せざりし場合に於ては之を賦課せず斯の如く年數に従ひ累進法を用ゆる所以のものは元來フランクフォルトは舊市にして土地の所有小數の人士に屬し賣買極めて少し故に成るべく土地の分割を促さんと欲するにあり、伯林の如きは大に其事情を異にし却て短期の讓渡に重課す、即ち建築に於ては五年以内に賣却する者には成規の率の全額を課し五年以上十年の者には其三分の二十年以上の者には三分の一を課し、未建築地に於ては十年以内全額二十年内三分の二其以上は三分の一を課す、我國では伯林流を採る方可なるべし、又同市差増税法第四條に據れば前所有権移轉以來建築地に於ては未だ五ヶ年未建築地に於ては未だ十ヶ年を経過せずと雖も價格の騰貴が取得以來既に百分の三十以上に達せしときは前記附加税の外に特別附加税を賦課す、其率左の如し

價格の騰貴

價格の騰貴	騰貴金高
百分の三十乃至三十五なるとき	百分の五
百分の三十五乃至四十なるとき	百分の六
百分の四十乃至四十五なるとき	百分の七
百分の四十五乃至五十なるとき	百分の八

にして以上價格の騰貴百分の五毎に税率百分の一を増加し騰貴十三割五分税率百分の二十五を以て限度とす、騰貴改良費を除きたるものとす、建築費に於ては利子の損失を除く又強制競賣にて取得したる土地の價よりは失ひたる低當金額を除くを至當とす

近時獨逸國に於ける土地價格の増進は其國勢の勃興に伴ひ非常の勢を示せり、今例をザキソン列邦に採り西曆千九百四年同邦政府が其財政改革法案に添付せし報告に據るに實に左の如し

第一表

町村名

自西曆一八七九增加歩合
 至同 一八八九

自西曆一八八九全 上
 至同 一八九九全

ザキソンに於ける土地價格の増加の實況

ド ー ベ ン	十割	十割	三
カ ツ ペ ー ル	十割	十割	十
ホ ン ス ド ル フ	四十割	十割	十
モ ウ ル コ ウ	六十割	三十割	三
カ ヂ ツ ト	五割	五十割	十
レ イ ク	七割五分	六十割	十
ロ ウ ベ ル ガ ー ル	六十割	七十割	十
ゴ ツ タ	十割	百割	十
エ イ ド ノ ウ	十割	百二十割	十
豊に盛ならず哉			

第十一目 獨逸に於ける新法實施の實況及其改良

西曆千九百九年七月の實況を見るに獨逸に於ける十万人以上の四十一個の大都會中新法を實施する者十有五にして中小市中之を採用せし者四十一ヶ所あり伯林に於ては屢々議事に上りしも土地家屋所有者組合なる者ありて常に之に反

對し尙ほ實施の運に至らず、今一步を進んで其詳報を得たる六大都會の實況を見るに左の如し

第二表

市名	採用の年月	人口	收入		歳入總高
			西曆一九〇六年	同 一九〇七年	
プレストラウ	西曆一九〇七六月	四七、〇〇〇	二八七、〇〇〇	五七、〇〇〇	一四、二七六、〇〇〇
コロイン	全 一九〇五七月	四九、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	三八、〇〇〇	一三、一三三、〇〇〇
ドルトムンド	全 一九〇六九月	一七五、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	一五九、〇〇〇	四、九三四、〇〇〇
エッセン	全 一九〇六六月	三三二、〇〇〇	九〇、二〇〇	一七三、〇〇〇	五、九六三、〇〇〇
フランクフォルト	全 一九〇四二月	三三三、〇〇〇	一、一〇四、〇〇〇	四八七、〇〇〇	一三、八三七、〇〇〇
キール	全 一九〇七八月	一六四、〇〇〇	七六、〇〇〇	三六、〇〇〇	三、六三六、〇〇〇

伯林に於ては前陳の如く未だ行はれずと雖も其附近附屬市邑中には既に實施せし者あり西曆千九百八年に於ける其實況は左の如くなりき

第三表

邑名 人口 豫算 實收

グロスリヒテルフェルド	三四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二九、〇〇〇
バンコウ	二九、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一四七、〇〇〇
ライニツケンドルフ	三三、〇〇〇	八九、〇〇〇	二四、〇〇〇
テールゲル	三三、〇〇〇	三六、〇〇〇	三三、〇〇〇
テムプベルホフ	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
ウアイゼンジト	三七、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一八八、〇〇〇
チェーレンドルフ	三三、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一六九、〇〇〇
合 計	五九五、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二二〇

斯の如く獨逸流は年度間は勿論豫算と實收との間に大差を生ずるを以て之を経常費に充つるは甚だ危険なり舉て以て地方債償還其他の臨時費に充つべきなり新法實施の状況斯の如く率は概ね空地及大區域に高し是れ當然の事なりとす然り而して近者一弊を生し土地を法人名義を以て所有し實際は個人間に賣買使用し増價税を避るの場合少なからず故に普漏西政府は市に對し會社重役の選任毎に之を課し率は二割五分を限度とすべき旨を勧誘しつゝあり増加税の發達斯

の如くなるに獨逸帝國は西曆千九百九年七月の増税案を以て之を國税に編入し西曆千九百十二年に至れば帝國は此財源より二千萬馬を得之を超過する高は同千九百九年四月一日以前に於て本税を採用せし市邑に賠償的割戻を爲すべしと定めたり

第十二目 英國に於ける差増税の形體

英國に於ても近時差増税賦課の説頻々として起り其方法は概ね左の形狀を採るに似たり

甲(九十九年期賃貸價格にして家屋定着の土地に就て)

一ヶ年三十磅の賃貸價格二十年還元價格

六〇〇百馬法

家屋建築費

四〇〇

地所位置の價格單純なる地格)

二〇〇

右の財産が二十年を経過して賃貸價格三十六磅となり地價も亦百二十磅を増加せしときは左の如し

一ヶ年三十六磅の賃貸價格全上の還元法にて

七二〇百馬法

家屋建築費(建築費の利子は算入せず以下準之)

地價

差増

此差増しを課税の目的物と爲し若干の税を賦課す

乙の(同期間にして市街熱鬧の地)

一ヶ年六十磅の貸貸價格二十年還元價格

家屋建築費

地價

右の財産が二十年を経過し貸貸價格百二十磅となり地價亦三倍に増加せしとすれば左の如し

一ヶ年百二十磅の貸貸價格二十年還元

家屋建築費

地價

差増

三〇〇

四〇〇

三二〇

一二〇

一、二〇〇百圓

六〇〇

六〇〇

二、四〇〇百圓

六〇〇

一、八〇〇

一、二〇〇

乙の二

右の財産が一ヶ年を経過し舊建物を取崩し二千百磅内百磅は新築地均し費にて新に家屋を建築し貸貸價格は二百磅となり地價も値したる場合

一ヶ年二百磅の貸貸價格にて二年還元

新築費

地價(地均等にて増す)

當初の評價に對する差増

但此場合は資本投下より生ずる増加あるを以て其丈は差引くを要す
右を基礎とし英國の實況(農地を除き)に適用するは左の結果を得

第四表

西曆年次	土地の資本價格	差増
一八六五	九〇六 <small>百圓</small>	
一八七〇	一、一〇〇	一九四 <small>百圓</small>
一八七五	一、二九二	一九二

三〇〇

一八八〇	一五八〇	二八八
一八八五	一七八〇	二〇〇
一八九〇	一八九三	一一三
一八九五	二〇七〇	一七七
一九〇〇	二三八八	三一八

由是觀之年々の増加は約四千萬磅と見て大差なきが如し因に記す方今倫敦の地價は五億磅にして年々の自然増加は約七百萬磅なり果して然らば五ヶ年毎の差増は二億磅にして之に對し一磅に付二片半の租税を課するとせば左の如き結果を得べし

- 第一の五ヶ年間は毎年 二〇〇〇、〇〇〇
- 第二の全上 四、〇〇〇、〇〇〇
- 第三の全上 六、〇〇〇、〇〇〇

等なりとす然るに此方法は過去の差増は之を不問に措き只將來の差増のみを課税の目的物と爲すものなり然れども地主又は家主が社會の進歩より得る所の利

益に付て過去將來の區別を爲すの必要なく畢竟此方法は民を苦しむることなくして收入を得るの目的とするものなるを以て不當の高率を課するは固より不可なりと雖も過去に於ける自然の差増を無視するの理由あるなく之を見込むに至當とす然るときは英國に於ては左の如き結果を得市街地の三分の一は賣買なく遺傳等に依り譲り渡さるゝものとし五十年前より價格十割を増すものとす

- 西曆千九百五年現地價(農地を除く) 二七〇〇
- 右の三分の一 九〇〇
- 此半數を五十年前の價格とす 四五〇
- 然らば則ち差増は 四五〇
- にして之に對す一磅に付二片半の租額は 四五
- なりとす而して
- 方今の現地價は 一八〇〇
- にして西曆千八百五年即ち二十年前の地價は 一二〇〇
- なり然らば即ち此部分の差増は 六〇〇

にして前同率より生ずる税額は

六

合計第一の五ヶ年間は毎年の税金

一〇五

なりとす、而して第二の五ヶ年以上は前記の四百萬六百萬磅を加へて進行す、然らば即ち此税は基礎定まりて十分の弾力を有し好箇の財源なりと云ふを得べし、西曆千九百九年度の豫算に於ては財政改革案として不十分ながら耕地及小地主の所有地を除外し差増税案下院を通過せり、然れども宿習舊障尙ほ未だ蟬蛻春融の機に會せず上院の容るゝ所とならずして大に憲法上の問題英國に於ては財政案には上院の容喙を許さざる慣例なりを惹起し其解決を將來に俟つの已を得るに至るなり、然るに獨逸に於ては昨年(四十二年)の増税計畫に依り國税に採用せられたり、是れ他なし英は財政上餘地ありて獨は之なきに由らすんばある可らず、而して獨式の不便は英式の自然なるに若かざるなり

獨逸に於ても過般大に議會の問題となり終に之を國税に採用せり、而して之を國税と爲すと地方税と爲すとは時の便宜に依りて可なりと雖も抑々地價に差増を生ずるは唯に地方團體の力に由るのみに非ず鐵道の敷設、港灣、河川の修築改良

等國家の力に依るもの亦少しとせず其利益を地方にのみ歸せしむるは不當にして或は爲に國費を貪るの弊習を生ぜん、又獨流のみに據るときは年に多大の増減ありて盈缺甚しく收入其平を得ずして濫用窮乏交々起り大局の爲め甚だしき弊害を來さん、故に兩法を併用し英流を基礎とし以て國税と爲し獨流に則り之を登記の附加税として以て地方收入とせば長短相償ひ無双の好財源を得るや論を竣たざるなり、凡そ租税問題にして此財源を基とせざるものは磚を磨て鏡と爲んと欲するに似たり其欲する所を得ざる哉、素より其所なり、今哉江波の金鱗釣り盡して餘類なし然りと雖も龍宮の摩尼尙ほ存す須らく進んで之を求め以て餘類を存し族を盡すの慘を避くべきなり

第十三目 素地賦課法

ニユージーランドに於ては西曆千八百九十六年八月十三日の法律に據り素地價賦課法(レイチン、オンファンイムブルーフド、ランド、ウリア、ユリアクト)の名を以て顯はれ未開地の投機賣買を防ぎ開墾及家屋の建築等土地の改良を促すを以て目的と爲し同千九百年及千九百三年の法律を以て改増正補し西曆千八百九十九年五

月十五日までに二十二區(デストリクト)に試用し納税者の賛同を得其より同千九百零六年三月三十一日までに六十九區(二市(四市中の二なり)十九郡(九十七郡中三十八邑)邑は「ボロウ」なり總數九十七)九道區(道區は「ボロ」デストリクトなり總數二一四)一町(町は「タウン」總數三十二)に採用せられ願る見るべきの成績を挙げたり而して税率は素地價格千分の八三を以て通例と爲すと雖もウエルリントンの如きは千分の十一、クライストチオルチは同十二、インウエルカルギルは同十八、ダボンポルトは同十七にしてストラッドフォルトの如きは千分の二十に達す地主皆之に服し未だ曾て苦情を唱へず而して輿論は率尙ほ輕ふして投機を防ぐの効力薄しと爲し未だ十分の満足を表せず(詳細は西曆千九百零八年一月發兌の米國經濟誌「ジョーナルナル、オフ、ポリチカル、イコノミー」に有り參觀すべし)

第四節 登録税

登録税は權利の設定移轉等の効力を確實にするの目的を以て其登録を請求する者あるに方り其權利の價值を標準とし賦課するを原則とす而して其登録價格

自然増加
に對する
増率

人事登録

の如きは大體に於て納税者の申告に據り申告不當なるときは國家は申告價格を以て土地家屋等登録の目的物を先買し得るの權利を保有せば夫れ或は過ちなきに庶幾ん乎抑々登録の文明社會に必要にして登録税の佳良なる收入の一なるは多辯を要せず而して前節に記載せる自然増加に對する分の如きは特に高率を課すると至當とす其他尙ほ此處に一言すべきは方今我國の制人事登録には納税の手續を缺く抑々本税は名は税なるも其素質は行政手数料に外ならず既に物件の移轉等に對しては手数料を出して之を確かめ人事の變動に對しては之を出さず物件に厚ふして人事に薄きの嫌なき能はずして不倫之より大なるはなし畢竟斯の如きは是れ本税の素質を明にせざるに坐するに由る少しく願るときは事自明の理に屬す敢て多辯を要せず

第五節 印紙税

印紙税は其素質登録税と酷似し亦好個の一財源なり然りと雖も前者は後者に比して租税の性質を帯ぶるの度稍々大なり則ち吾人は或行爲を爲すに或場合に

於て印紙を貼用せざる可らずと雖も登記の場合に於ては必ずしも登録税を納附して登記を経ざるも是れ只だ吾人の行爲が第三者に對抗するを得ざるに止り、當事者間には完全に其効力を生ず、斯の如く以上二種の租税の間に差異の點なきに非ずと雖も質權、抵當權の取得又は手形振出の如き行爲に課するに至りては即ち一なり、故に其賦課重く且つ複雑なるときは人の行爲の活動を妨げ隨て資本の効力を減じ其増殖を沮害す、特に注意すべきこととす

印紙税は契約書、領收書、帳簿等に貼付して納附す其率重きに失し又は印紙の使用方法を煩密ならしむるときは商業上の取引に影響を及ぼすこと大なり、故に賦課の方法に付ては、周密なる注意を爲し税率を軽くし其階級を單純にし煩雜に涉ることなきを努むべし、此の點は登録税に就ても亦同様なり、殊に手形小切手等の如き受授の敏活を期する者にありては其取扱に便するが爲め印紙税率の階級を單純にすること最も肝要なり、然るに世人動もすれば生硬の理論に趨り漫りに公平を談じ正義を論じ印紙税率に複雑なる階級を設くべしと説く者なきに非らず公平固より尊ばざるを得ざるも、抑々商賈の分陰は是れ金なり彼等に向て平常多

印紙税は
單純なる
を要す

種の印紙を準備して法定の印紙を貼用するの煩を強ふるは策の得たるものに非ざるなり、故に英國の如きは其煩を避け手形、小切手は金額の如何に拘らず其税額は總て之を一片と爲す、此事夙に美事として人口に膾炙す、而して印紙の様式も劃一なるを要す、我現行制度は收入印紙なる者を設けて劃一の方針に一步を進むと雖も尙ほ郵便印紙の様式を別にす、百尺竿頭更に一步を進め兩者を一式とせば其便利實に鮮少に非ざるべし、英國既に其好紙を示す須らく則るべきなり

學友某氏印紙税に就き左の一篇を寄せらる、議論簡明頗る要領を得たり仍て同氏の承諾を得て之を左に掲載す

印紙税は印紙を諸證書に貼付す一法なり、又一定の用紙に税金に相當する押印を受け之を使用するも又如新押印ある諸證書の用紙を販賣するも自由たるべし、是れ商取引に最も便利なる一方法なり、必要に従ひ全國に擴むることを得べし、我國印紙税法の如き分類細密に過ぎ甲乙適用の餘地あるが如く遂に爲に輕率に擬せんとするものあるに至る宜しく諸印紙税法を統一し裁判的商事的と言ふが如く區別を簡單にし又一般に輕率となして脱税を避け細目に失せざる課税を爲す可とす

茲に聊か讀者諸彦の注意を喚起せんと欲するものあり、他なし其効用を同ふする有價證券の課税に輕重有無の差あること是なり、期の如きは濫用を醸成し脱税の弊習を養ひ立法上失當の事に屬す我國に於ては從來小切手は之を無税とし、三

郵便印紙
と收入印紙
紙と同一
しに爲すべ

十四年法律第十六號を以て爲替手形約束手形の二者は之を一通二錢の通し税とし稍々其面目を改めしと雖ども三十八年法律一號非常特別税法を以て小切手に通し一錢爲替手形には本税に一錢を附加し約束手形には特に累進税を賦課し頗る錯雜の狀形を示し四十年法律第二十七號を以て小切手を無税と爲し約束手形の累進を存し更に其率を高め一層の不統一を來し四十三年法律第十四號を以て戰時の非常特別税法を廢し臨時税を永久税と爲せり斯く如きは是れ財界を永久に戰時の情態に置くものにして其不可なるは多辯を要せず他日改正の必要ある論を埃たざるなり凡そ事真正の理に適合せざれば實際に於て破綻を生ずること果して驗あり則ち舊印紙法は送金手形なる一種の手形を認め其印紙税は金額の大小に關らず一錢なりき元來送金手形は送金の爲には爲替手形と同一の効力を有すると爲替手形の印紙税率が送金手形に比して高く且つ多くの階級を附せられたりしことは俱に送金手形を爲替手形に代用するの因を成せり是れ正に必然の結果なり税率設定の方法其宜きを失するの結果斯の如し豈に三たび思を致さざる可んや

効用を同
するに
無課税
の可
ら重に
ずある
る可
る可
る可

第六節 遺産相續税

遺産税は既成の財産が受遺者に移轉せらるゝに方り徵收せらるゝ者なるが故に、既成資本課税の主義より論ずれば是れ亦一良税たるを失はず、今茲に遺産税に關し注意すべき一二の事項を示さん、受遺者が遺贈者の直系族ならば之に對しては其賦課を最も軽くし、系統の遠ざかるに従ひて漸次重くし系統を異するに至りて一層重さを加へ、他人間には最も之を重ふるを可とす、是れ當然豫期するを得べき者を收得すると卒然として之を得、僥倖にして之を獲る者とを區別するの主旨に外ならず、又巨額の遺産受遺者の爲には年賦納入の法を設くるを要す、而して其高愈々大なれば愈々年賦期限を長ふし或は公債證書を額面にて納付、此納付公債證書は直ちに消却に附すべしせしむるも可なり、果して然らば其納税者に便なるは勿論、國庫に損失なく却て年額に大變動なきの利あり、凡そ事大小となく些少の注意特功を奏すること少しとせず、處世の術小心翼翼周到の留意を要する凡そ斯の如し、豈に慮らざる可ん哉

年賦納入

第七節 營業税

營業税は營業の行爲をなす者あるに方り之に對して課する者なり其課税の標準は建物の賃貸價格、從業者の數、資本金額、賣上金額等種々ありと雖も課税の目的は營業行爲にあり、然るに世人往々營業税を以て所得税の一種なるかの如く解する者あり是れ謬見の甚しきものなり、夫れ營業税は營業の大小を見るも所得の多少を顧みず、所得税は所得の多寡を問ふも營業の大小に拘らず、兩者の間截然として區別ある斯の如し復た何を乎疑はん、偶々仲立營業の場合の如きは一見所得税なるかの如き觀ありと雖も、其實仲立業には賃貸價格等の如き具體的課税の標準たる可き者なきが故に已を得ず其收入即ち報償金高を以て課税標準の一となすに過ぎざるなり、其標準と目的物とを混同するが如きは事理を解せざるの最も甚しきものと云はざるを得ず、營業税の素質夫れ斯の如し然り而して國民の營業行爲は獎勵すべくして抑制すべきに非ざるは論を竣たず、抑々課税は理論上其目的物の發達に不利なるは多辯を要せず、故に營業税にして重きに失し又は課税方法

にして繁細に失せん乎、事業の發達を抑制するは勢の免れざる所なり、其施行に付ては慎重なる考慮を要するは論なく他に代る者あれば寧ろ之を廢止するに如かざるなり

左記は前記某氏の寄送に係るものなり意義深遠眞に得難き名説なり

營業行爲に課する税法の標準は概ね法律上の推定に依る可とす、即ち使用する場所の賃貸價格使用する從業者の數又は營業の土地又は其地の住民の數の如きものを法定の標準と爲すは殆ど如斯税法の一般の例なり、但し精確なる効果を得難とも脱税を豫防し官吏の單獨なる審査若しくは人民の隨意なる申告に依るよりも優る所あるものとす、我國營業税法の如き今少しく改良し又は一般に商業其他の機關との聯絡全きを得ば良好なる法律の結果を見るべし

第八節 所得税

第一目 所得の種類に依り税率を異にするを要す

所得税は所得の種類如何を問はず、其金高或程度に達すれば其所有者に賦課する者なり、故に賦課輕きときは納税者は其生計の費用を節し之を納附するを得べくして負擔困難ならず、而して所得税は既存の資本より生ずる収益に課する場合

第一章 内地税 第七節 營業税 第八節 所得税 第一目 所得の種類に依り税率を異にするを要す

に於ては最も善良なる租税なり、只租率重きに過ぎ又は徒らに深刻なる累進の法を設け納税者をして貯蓄の道を失はしめ随ひて資本の増殖を害することなきを要す。斯の如く所得税にして利子割賦金、地代家賃等の如き全く既成の資本より生ずる収益中より支拂はるゝ者なるときは、其率高からざれば納税者の負擔困難ならず。然れども労働の結果より生ずる所得の如きは、所得者は其幾分を貯へて他日に備へざる可らざるが故に税重きときは納税者の爲め困難なるのみならず國富の發展に害あるや論を俟たず、例へば茲に年々千圓の給金を得る者と公債の年利千圓を收むる者との二人ありとせんに、後者の収入は永久にして基礎鞏固なる資本より生ずるものなるが故に所得者が其財産を増殖するに意なくんば収入の全額を費消し盡すも尙ほ可なり、然るに前者の収入は永久のものに非ず、其死亡、疾病、罷免等に因り全く消滅するものなるが故に平生に給金の幾分を貯蓄して他日に備ふるの要あり。是れ所得税は其種類に隨ひ税率に差違なくんばある可らざる所以なり、而して諸國の實例皆然り、例へば伊太利は資本よりの収入は二割、商工一割、勤勞九分、西班牙は財産収入二割乃至三割五分、勤勞五分乃至一割、我國獨り其選を

異にす豈に夫れ之を良好と云ふを得ん哉

第二目 勤勞に依る所得中にも區別を要す

勤勞に因る収入と雖も亦種々の體様あり、即ち終身官の収入、文官分限令に依り相當の保護を受け自由に罷免せられざる者の収入、雇傭人、使用人等の如く自由に其地位を動かさるゝ者の収入等、是等地位の異なる者の間に於ては假令收入の額同一なるも、區分煩雜ならず大體の不利を來さざる範圍内に於て負擔の輕重を別たざる可らず、例へば文官分限令に依り其地位を保障せらるゝ者は其負擔雇員に比して稍々重くとも不可なしと雖も、傭員、使用人の負擔の如きは最も輕からざる可らず、是等は資本を構成しつゝある者なるが故に租税の負擔に最も苦痛を感ずるは數の然らしむる所なり、然るに今既成の財産より生ずる収益と勞力に基づく収入とを比較するに、後者は諸國に於て収入の大部分を占む、佛蘭西の碩學ポリユエー氏の調査に依れば近年佛蘭西人の總収入は凡そ二百五十億法にして、其約五分の三は國民勞力の結果なり、是れ輕々看過すべきの事に非ざるなり、然りと雖も漫に小鮮を煮區分深刻なるは固より大國を治むる所以の道に非ざるなり、須ら

く折衷斟酌其宜きを制せざる可らざるは論なき耳

茲に勞働と謂ふは單に手足の勞を云ふに非ずして官吏、公吏、教員、醫師、辯護士等の勞働をも包含す、誤謬を招くの虞あるを以て敢て一言す。又所得税に累進法比例法の別あるは夙に世人の熟知する所にして文明諸邦の例多少兩者を混用す、累進必ずしも不可なるに非ずと雖も相當の程度を過ぐるときは不便少なからず、甚しきに至りては税額收入の全額に達するの奇觀を呈するに至るなしとせず、故に其程度を得るを肝要とす

第三目 家屋の賃貸價格は所得の一要素なり

本節を終るに方り尙ほ一の論究すべきものあり何ぞや所得中に住家の賃貸價格を加ふること是なり、我國未だ此事なし是れ其研究を要する所以なり、抑々免除は收得と其數を同ふす豈に收得に課して免除を問はざるの理あらん哉、而して税法は公平を尊び財産の使用法又は同様の利益を生ずる者にして其形體の如何に由りて負擔の有無輕重あるを許さず、然るに方今の如く自家住家の賃貸價格を所得外に置くときは財産を有價證券例へば一萬圓の五分利社債券にて所有する

者は第二種所得所有者として相當の租税を負擔すと雖も之を賣却して家屋を建築し之に住居するときは全然負擔を免るゝの奇觀を呈す。論者或は曰ん、家屋稅あるときは只稅種を替ゆるのみ何を乎擇ばんやと、然れども家屋稅の如きは家屋需給の如何に依り家主と住者との間に轉讓し必ずしも一方の負擔となるを期するを得ず、家屋稅の有無の如きは固より本論を左右する能はざるなり而して其賃貸價格決定は前記の申告先買の方法に據るものとせば夫れ或は其實を得るに近からん論者或は云ん、此場合に於て先買權を行ふは不可なり何となれば申告は賃貸價格にありて財産にあらざればなりと、是れ一應の理由なきに非ずと雖も抑々又其要を盡せりと云ふを得ず、夫れ勸善懲惡は理世の要にして處務の捷路たり斯の如きの方便亦時に大利なしとせず、先買の事素と權道に屬す純理に對し缺如する所あるは固より期する所なり然るに尙且つ忍んで以て之を行はんと欲する所以のものは蓋し内已む事を得ざるの情存在するありて外大に期する所あるに由らずんばならず、箇中の消息自ら其間に存す豈に一片の純理を以て之が取捨を決するを得ん哉、若し夫れ先買萬一の弊を慮らば之に對し訴權を設くれば則ち足らん

斷じて行へば鬼神尚ほ之を避く况や浮世に於てをや何をか憂へん何をか苦まん又甲者所有の家屋に乙者住居するときは其賃貸料は甲者の所得となる故に甲者所有の家屋に甲者自ら住居する場合に於ても甲者は賃貸料と粗々同額の収入を得るものと看做すは正に當然の理なるに於てをや又何をか疑はん

右陳述する所の外尚ほ各種租税の特質に關し論究すべきもの少からずと雖も世上租税に關する専門の書に乏からず就て研究すべきの材料甚だ多し故に今其繁を避て之を省略す

第九節 納期

第一目 納期と國庫及市場との關係

租税の納期は金融の繁閑國庫の收支と調和するを要し爲に多少納税者の不利を忍ばざるの感なきを得ずと雖も元來納税の事を論ずるに當り其主位に置くべき者は納税者にして須臾も其利害を忘るゝを得ず彼アダム、スミス氏が租税の原理四則に納期は納税者の最も便利とする時期を以て之を定むべしと云ひしは蓋

し徴税の第一義にして所謂是れ民を使ふに時を以てするものなり然りと雖も又憲法國の民は國家公共の事を以て其任とせざるを得ず故に納税者も國庫の收支金融の狀況如何を慮り多少の不便を忍ばざるを得ざるは亦是れ當然の義務なりとす憲法政治の便利は能く之を收めん國費納入の如きは自己の便宜に是れ依らんと云ふが如きは抑々亦妥當を缺くものと云はざる可らず則ち納期は之を國庫の收支と金融の狀況と納税者の便宜とに鑑みて之を定め彼是彬々として國務を擧げざるを得ず請ふ少しく之を論ぜん

第二目 前納及後納

前納とは一定の期間に對して納附すべき税金を其期間の未だ經過せざるに先ち納附するを謂ふ例へば一月、二月、三月の三箇月分の税金を三月末日に先ち納附せしむるが如きは是なり後納とは一定の期間に對して納附すべき税金を其期間の經過せし後に納附するを謂ふ例へば三箇月分の租税を四箇月目に納附するが如きは是なり今此二者の優劣を比較するに後納は納税者の爲め頗る便利にして前納の遠く及ばざる所なり故に免許の如き租税の性質上自ら前納に屬すべき者を除

さ成るべく後納の方法に依り納税者が収入を獲得せし後に於て納税せしむるを得策とす

納期に關しては諸國の國法皆之が規定を設く我國に於ても亦然り、今其實例を舉れば地租は後納の制を採り納期を分ちて六期とし畑地、宅地、山林、原野、牧場等の地租は第一期は其半額第二期に他の半額を納附せしむ、田租の納期は之を第三期、第四期、第五期、第六期の四回に分ち毎納期に其全額の四分一を納附せしむ、而して第三期は十二月十六日より翌年一月十五日までとし、第四期、第五期、第六期、皆收穫の後にあり、然れども第六期は翌年五月一日より同三十一日に亘り會計年度經過後に在りて區分少しく妙ならず

營業税は其年額を二分し其年五月十一日を以て納期とす故に其納期は嚴密に後納と云ふを得ず、所得税は第一種は各營業年度毎に之を徵收し、第二種に付ては其金額支拂の際支拂者之を徵收し其都度之を政府に納付し、第三種の所得は其年額を四分し其年九月十一月の兩月及翌年一月、三月の兩月都合四回に之を徵收し後納の形體を備ふ、今一步を進めて六月、九月、十二月、三月とせば更に便ならん、然れ

我國の現行

事情に依り實際に依る後納となり得る場合

酒税の過納に依り後納に付る場合

ども營業税は週年の營業行為に賦課し所得税は其實收する所の收入年額を目的として賦課するものなるを以て主要なる取引又は収入は或は年始に多くして年末に少く或は年頭に少くして中元に多きことなしとせず、故に業體に依り事情に依り或は前納となり、或は後納となり法律の豫期と實際の事實と符合する能はざるは勢ひ已を得ざる所なり、然りと雖も後期の前納に優るは論を俟たず、故に租税の徵收は事情の許す限り後納に依るを善しとす

酒類造石税の納期は後納にして四期に分たる、其第一期は七月十六日より同月三十一日までの期間にして前年十月一日より其年四月三十日までを査定したる酒造石數に應ずる税金の四分一を徵收す、方今我國の慣例清酒は嚴冬、夏寒の候に釀造す而して査定後徵税の開始に至るまで二箇月半を閱す、夫れ或は緩漫に失するの嫌なきが、第二期は既に翌酒造年度に入り、第三期、第四期は翌年に亘り、第四期の如きは會計年度最終の日に至る若し大體を改め庫出税と爲せば是等枝葉の事項は忽ち消滅に歸すべきなり、租税の後納素より可なりと雖も、造石税の納期の如きは延長に過ぎ所謂過ぎたるは猶ほ及ざるが如しの憾なしとせず、然るに世上往

々尙ほ一層の延長を唱ふる者なしとせず、斯の如きは曾に國庫出納の如何を顧みざるに坐するのみならず、亦正當酒造業者の利益を忘るゝものと云つべし。最近蔵出稅の說漸やく行はる眞に一進歩と云はざる可らず、先づ之を主産地に行ひ以て漸次に之を全國に擴張せば大に得る所あるや疑を容れざるなり。

醬油製造石稅の納期亦酒類石稅の納期と大差なし、然れども其金額後者の如く大ならず、國庫の出納に多大の影響を與へざるを以て茲に之を贅せず。

左記は某氏の寄途に係るものなり、本節の缺を補ふで餘あり。

納期及徵收の事を整理し金融に障害を興へざらしめんとするには先づ以て徵收機關其もの整理を必要とす、直稅によること多くして間稅の發達新しき我國の如きは地方自治體に依りて徵收をなすこと多しとせざる可からず、而して地方自治體の發達未だ全きを得ざると共に徵收を便宜にせんとせば反りて其繁雜を來すの恐あり。

然れども今國稅府縣稅にして其同時に徵收となる所の最多額の月は五月七月に於ける千七百萬圓餘、十月の二千萬圓餘、二月の二千二百萬圓餘、三月の二千五百萬圓の如き實に一時に多額の金員を徵收するものとす。是れ多くは國稅と共に府縣稅を徵收するの便に出づるものなりと雖も、如此は大に避くるを要す。

酒稅の納期は造酒業の改良と共に消遣年度の如き習慣を止むるときは自然大に之を改め現行

麥酒稅の如く爲すことを得べし。

租稅に關する期限は納稅者の爲に規定すべきものなれば、納稅者の意志に依りては其期限を變更することを得べし、故に分納し又は一回に其負擔の金額を納付するを得べし、然りと雖も其期限は即ち其義務の執行方法に過ぎざるが故に法律の規定以外に出づることを許さざるべし、若し如斯納稅者の意志に従ひ納稅するを許すときは納稅代人の如き責任の分明ならざる制を廢することを得べし。

第三目 分納及繰上納入

一納期に全額を納めしめず分納法を設けて同期間内に於て税金の分配を許すは金融上利益あり、然りと雖も納期の分割細密に過ぐるときは國庫收稅者共に其煩に堪へず加ふるに國庫の收支遭遇せず爲に大藏省證券發行の必要生ずるなきを保せず、國債元利拂の如き巨額を要するに際し、分納の爲め歳入減ずる場合なしとせず、抑々大藏省證券を發行すると租稅を徵收するとは其金融市場に及ぼす影響同じからず、即ち租稅は國民一般より徵收するものなるが故に其市場に及ぼす影響比較的微弱にして間接なり、大藏省證券は其應募區域主として金融界に限局し其發行が金融市場に及ぼす所の影響は深厚にして直接なり、而して租稅の徵收

分納は
納稅者
に過る
は不便
なり

は將來に於て銀行の預金等たるべき資金の影響すること多く大藏省證券の發行は既に銀行等に吸収せられ直ちに事實資本となり得べき者及現在の流通資金に影響す是に於て分納法を行はんと欲せば深く納期の分割に注意せずんばある可らざるなり

又方今納税が一時巨額の納付に苦しみ故意納税を怠り告發判決を待ちて裁判所に月賦又は年賦等の分納の申請を爲し裁判所は任意之を許可することあり是れ現行法に於て分納の規定なく行政と司法處分と拮抗相容れざるものあるに因るの情弊なり今分納法を設け當初より年度内に於て月賦又は數回の分納を許せば此等の苦痛を救ふを得べく又年賦の如き極端の方法を用ゆるの必要を減ずる事を得べし事少なりと雖も又以て國政の圓滿統一を得自然に近づくの一助たるを得るなしとせず

分納の正反對を繰上納入とす此方法は我酒造税、營業税、所得税の如き納税金額の可なりに纏りたる者の場合には其適用を見ざるべしと雖も、地稅殊に雜地租の如き口數多く金額輕微なる者に於ては或は納税者の爲に便宜なることなしとせず

行政法と
司法處分
の衝突

繰上納入

ず、而して其整理の如きは税金額中次期以下に屬する分は過納として之を國庫に收め當該期に到るを以て之を本納とせば毫も不便及び弊害を生ぜずして納税上の便宜を開くを得べし、事小なるが如しと雖も亦以て一考の價なしとせず

第四目 納期と國庫金取扱との關係並に其金融市場に及す影響

國庫の出纳をして循環相繼ぎ毫も停滯なからしむるは至難の事に屬すと雖も凡そ處世の事、事愈々難ければ人愈々之を努めざる可らず、抑々財政は鞏固たる經濟及其他の社會現象の上に建設せらるゝに非ざれば其基礎固からず、故に財政上の企畫をなすや必ず經濟及其他の社會現象種々の方面を觀察するを要し、單純なる一二現象を見て以て妄斷すべきに非ざるなり、而して經濟上及其他社會上の勢力にして苟も利用すべきものあらば、之に藉りて以て國家の福利を増進すべきは固より論を俟たざるなり

宇内に國を成すもの何ぞ限らん、然れども其經濟上及其他社會上の發達順當なるもの英國の如きは蓋し稀なり、古來同國の財政施設は善く諸般の勢力を捉へ來

つて之を利用し、以て國民の福祉を進め、其基礎を鞏固ならしむ、其國庫と市場との關係圓滿なるが如き英國の右に出るものなく、世人をして感歎措く能はざらしむるは固より偶然に非ざるなり、抑々國庫金にして長く庫中に留まるときは金融市場に不利なる影響を及ぼすは論を俟たず、然れども納期は單に出納の連環のみを以て之を定むること能はず、時に國庫現金に過不足あるは勢の免れ能はざる所なり、是に於て乎、國庫金取扱上預金主義及金庫主義の得失財政經濟上一の問題となる。英國の如きは即ち前者を採る者なり、其詳細は後に説く所あるべしと雖も、今之を約言すれば、前者に於ては國家の收入は之を取扱銀行の預金となし、後者は國家自ら之を金庫に藏置す、故に前者に於ては納期實際の支出に先づと雖も税金は庫中に睡眠することなく、銀行の手を藉りて必要に應じ市場に流通することを得べし、然りと雖も後者に於ては即ち然らず、收入支出に先づときは實際に支出に至るまで税金市場に流出せず、其額大なれば金融に影響する蓋し鮮少に非ざるなり、故に後者に於ては其納期を定るに一層深き注意を要す、國庫金一時の不足の場合に於ては大藏省證券發行の便双方に存し一見取て大差なきが如きも、其間亦多少の

金庫主義に於ては納期に於ける納金に於ける納期に於ける納金を深き注意を要す

差違なきを得ず、即ち前者に於ては取扱銀行大藏省證券を引受け直ちに其代價を國庫預金に繰入ることを得べしと雖も、後者に於ては銀行先づ之を引受け而して後ち之を國庫に納付するの手續を爲さざるを得ず、其圓滿敏速の度に於て後者前者に譲るものなしとせず、豈に同日の論ならん哉

斯の如き預金主義と金庫主義とは其金融に及ぼす効驗を異にす、殊に其歳入主として直税に依るの國に於て金庫主義を採るときは國庫の遊金時に多きを致し金融市場に一層の不便を加ふべし、然るに實際に於て金融機關の發達せざる國は開明の度下劣にして其收入を重もに直税に取り、開明優等の國は金融機關發達し間税に依るを普通とし直税は多く之を地方團體の費途に充つ、元來直税は納期を一定して徵收するに反し、間接税は隨時に國庫に收納せらる、故に假令收入年額は直税國間税國に於て略々同様なるも、後者に於ては歳入出上に過不及稀なるべしと雖も前者に於ては時に其甚しきものあるを期せざるを得ず、由是觀之、金庫主義を採る國は實際直税に依るの國にして金融に利するの便を缺き、預金主義は間税と共に開明優等の國に行はれ、金融の圓滑を幫助すること尠からず、翻て我國の實

直税國に於ては納期に於ける納金を深き注意を要す

況如何を見るに近者則稅の種類收入共に増加せしと雖も直稅の收入尙ほ多額を占む而して酒類造石稅醬油造石稅の如きは其性質間稅たること論なしと雖も之が納期は即ち一定す故に其金融上の關係に於ては直稅と異なる所なし乃ち金融機關の發達を望むと同時に稅法の改良も亦之を望まざるを得ざるなり

第十節 徵收及納入

第一目 税金は可成速に國庫に入るを要す

租稅徵收の爲の現金收入官吏を使用すること多きに過るときは其徵收より國庫へ納付するの間時日を要し通貨の市場を去る徒らに久しきに渉るの患あり故に前記預金主義金庫主義の孰れを探るも成るべく納稅者をして直接に國庫に收納せしめ中間に無用の關係を生ぜざらしめんことを要するは恰も商業世界に於て仲人を省くを努るの情と異なる所なし唯特別除外の場合に於ては仲人亦必要の機關たり處世の道元と膠柱赤臘の譏なきを要す然りと雖も東西南北の別春夏秋冬の變は能く之を辨ぜざるを得ず一葉落ちて尙且つ天下の秋を知らざる者は

終に之を如何ともする能はざるなり

第二目 徵收の方法

租稅徵收の手續に數方法あり一は國稅を徵收するに方り地方團體の機關を利用するもの一は國家の機關が國稅を徵收すると同時に地方稅を徵收するもの是なり前者は現時廣く行はれ我國の如く國稅の附加稅少く特別稅の多く行はるる國に於ては頗る便なり後者は最も佛國に行はれ是れ該國に於ては國稅に有名な四大直稅なる者ありて地方稅は多く之に附加するの制を採るを以て國稅の徵收機關を地方稅に使用するの利あればなり我租稅徵收の方法は國稅徵收法明治三十年勅令第九十五號(市町村に於て徵收すべき國稅)等に之を規定す依て茲に之を贅せず又郵便爲替の發達したる今日に於ては郵便機關を利用し納稅者をして税金を郵便局に拂込ましめ局は之に對し領收證を與へ税金は爲替の方法を以て局より之を國庫へ納付するものとせば公私の爲め大に便利なるべし又既に通帖を有する者の如きは單に之を局に提供し税金を出算の方に記入せしめ之に對し領收證を得ば即ち足る是れ又貯金獎勵の一助と成るの利なしとせず而し方今

納稅の爲に郵便機關を利用すべき事

我國滞納不納の弊漸やく將に熾ならんとす、是れ戰役後徵稅頻繁負擔輕からざるに由るべしと雖も徵稅機關の不備亦之が一因たらざるを得ず、大阪市の如きは納稅は半日仕事なりとの通言あり、是に於て輿論漸やく動き四十二年四月五日逓信省令第十號の發布と成り市の取扱に係る公金受拂の爲め郵便振替貯金特別取扱規則を定め大阪市率先之を試み頗る好成績を挙げたり、是に於て京都廣島和歌山の三市は既に之に倣ひ新潟市は目下四十三年六月申請中にあり

又地租の如きは佛國の「レバリーチジョン」即ち配賦法に倣ひ區町村の如き地方機關を利用し徵稅の單位を減ずるときは少からざる便宜を得べし然れども佛國の配賦法は手數頗る繁多なるを以て少しく之を折衷し例へば地租の如きは町村若くは區を以て單位とし、國は町村等を以て納稅の單位とし、其負擔額を定め個人の滯納者若くは不納者に對しては町村等に強制力を與ふること、せば國家は地租臺帳の變更訂正等の手數を免かれ納稅者は町村等の如き直接附近に在る所の機關に就き憲法上の義務を盡すを得徵稅者納稅者間に事情融和し圓滿の結果を得て便宜を得る蓋し鮮少に非るべし、凡そ行政は事簡にして効大なるを要す、前陳の

地租の單位を地方の團體と爲すの便

直間納稅に於て徵稅の難易あり

事、事小なるが如しと雖も機關の利用亦以て國家に小補なきに非ざるなり

租稅の種類に依り其徵稅に難易あるや論を竣たず、今之を約言すれば徵稅は直稅に簡にして間稅に煩なり、何となれば前者は徵收の基礎確定するも後者は豫め之が確定を期すること能はず、賦課徵收の爲め多くは検査立合、査定等の順序手數を要すればなり、即ち地租の如きは其基礎一たび定まれば徵收極めて容易なるに反し、酒類稅の如きは造石數の査定腐敗酒の始末、亡失の認定酒造用器具、機械の取締等種々の手數を要す、凡そ間稅にして對物質を有する者は徵收の手數勢ひ繁多ならざるを得ず、直稅と雖も營業稅の如く種々の課稅標準に依らざる可らざる者にありては徵稅の方法單純なるを得ず、然れども若し單に徵稅方法の簡易ならんことを欲し營業稅の如き種々の標準に依り之を賦課し始めて公平を得る者の徵收法を強て簡單ならしめば偏重偏輕非常なる不公平を來すべし、又舟、車馬の如き淨止の状態に在るを得ざるものに課する所の租稅は其徵收頗る困難なり、然るに間稅と雖も關稅の如きは其種類及稅率の錯雜ならざる以上は徵稅極めて容易なり、租稅徵收の情況凡そ斯の如くなれば單に直間を以て其難易を分つ能はずと

雖も大體に於て前者は之を後者に比して簡易なり

第三目 債務の相殺

又徴收の一方法として國家と納税者とが債務を相殺すること英佛等先進國に於ては其例に乏からず即ち英國に於ては毎年度後半期に至れば彼の「エキステカビル」即ち國庫手形を以て内國税及關税を支拂ふことを許すの制あり則るべきの方法とす我國に於ても其形式の當否は暫く論外とし卅八年勅令第三十四號及同年大藏省令第七號を以て租税其他の歳入金の代用證券取扱に關する條項を規定し聊か金融上相殺の便を開けり今一步を進めて例へば一方に於て國家が商人より物品を買上げ未だ其代價支拂の義務を履行せず地方に於て其商人は未だ官有物拂下の代價支拂の義務を果さざるが如き場合に相殺を行ふが如き路を開けば更に便利なるべし事煩細に涉るときは實際は各別に義務を履行せしむる方却て便なるべしと雖も抑々相殺は理論上正當の事に屬し辨濟と同じく債務消滅の原因となるや論なし然れども租税支拂の如き公法上の義務と買入物品代金支拂の如き私法上の義務との相殺に就ては或は法律上の議論なきを得ざるべく爲に

相殺の類

一規定を要すべしと雖も中央銀行の納付すべき租税と其所有に係る公債利子との間には此事容易に行はるべく其他の金融會社及保險會社等の營業税所得税に就ても或る範圍に於ては相殺を行ふを得べし而して紐育市のウァンドルビルト一家の如く一族三家にて六百萬圓の納税を爲すが如き場合に於ても其税金と所有公債の元利との間に相殺を行ふことを得べし我國酒造家の納税の如き亦或は其道なしとせず而して實際過誤納拂戻等の場合に於て相殺を便とすること多きは疑を容れざるなり

又過誤納若くは返付金拂戻の爲には一種の切符を振出し之を受取人に交付し受取人は之を附近の金庫若くは郵便局へ呈示し支拂を受け支拂ひ部局は之を振出局へ通知し振出局に於ては之を支拂に記入し支拂部局へ其丈を拂込むものとせば甚だ便なるべし尤も振出は權利者の請求に依るを原則と爲し纏まりたる金高なるときは働き掛けに振出す等臨機の處分を爲すの道を開かば更に便なるべし

左記は前記某氏の投ぜらるゝ所に係り實に得難きの名説にして大に本節の缺

拂戻切符の發行

を補ふに足るものあるが故に茲に掲載することゝ爲せり

過誤納とは慣例上の用語なりと雖も之を分析すれば概ね過誤徴なりとす好んで過誤の納税を爲すものあらんや然れども現行の訴訟法の如きは過誤の徴收に對し訴訟する中に早く既に徴收の命令來たる故に過誤と知りつゝも納付せざる可からず

今關稅の如き特別訴訟法あるものは訴訟の前に執行者に對し異議の申立を爲し其抗告の途を擴む宜しく稅法の如何は一般に如斯異議申立の途を簡易にし其過誤徴少なきを期す可きなり、而かも尙相殺すべきものは税金に關しては之を行ふを便とすべし

第四目 小切手納入

一 國庫と納入者との關係

租稅の納入に必ずしも現金を用ひず小切手を使用するは頗る簡便なる事なりと雖も萬一小切手が不渡となるときは國庫に損失を生ずるを以て一方に於ては國庫をして損失を避くるを得せしめ一方に於ては納稅者は一旦善意を以て納稅せし後ち其小切手が不渡となるも相當の期間經過後は再び納稅を迫らるゝの不利に陥らざるの方法を求めざる可らず即ち納稅の義務公法上臣民の義務と小切手上の義務私法上の義務と更改をなすを得るや否や等の如き法律上の入込みたる

る議論は姑く之を措き平穩に問題を解決して事實の執行を望まざる可らず抑々國庫金は民財徴收の結果なるを以て故なく國庫金の缺損を生ずるを許さず而して納稅は國民の重大なる義務たるを以て其履行を容易ならしむるの必要あり請ふ次に其方法を説かん

二 小切手納入を容易ならしむるの方法

小切手が法定の形式を缺くときは其小切手は無効にして其收得者は手形上の權利を取得する能はざるは當然なりと雖も法定の形式を具備したる小切手を振出したる者又は適法に之を取得したる者が之を以て善意に納稅し國庫も怪まず之を受取りし後ち無事に相當の期間(例へば二十四時間)を經過すれば納稅義務は則ち果せるものと認るを穩當とす是れ又小切手使用擴張の一助たるや疑を容れず勿論手形義務は小切手が納稅の爲め使用せられたるの理由を以て消滅することなく依然として存在し私法の法則に従ふなり然れども國庫は其性質上萬一の損失を慮らざるを得ざるを以て茲に一組織を設け小切手收入あるときは國庫は即時に之を中央銀行の營業部に移し中央銀行は其小切手上の權利を保有し之に

相當する現金を國庫に送り又は其金高を國庫の勘定に移せば義務更改の如き微妙なる論を避け小切手收入を實施すること易々たる耳、又實際に於て、國庫事務は全國を通じて中央銀行と關係ある銀行の分掌する所たり、故に取扱銀行なる金庫は右に納税の爲め小切手を受取り左に之を銀行に移すは實に翻手の勞のみ、而して營業上其小切手を中央銀行の勘定に組む亦易々たり

三 小切手納入の便益

小切手納入が金融上に多大の利益を與るは多辯を要せず、然りと雖も小切手を國庫に留むると之を銀行に移すとは其金融に及ぼす影響に大差あり即ち小切手にして國庫に留まれば只一時現金の代用となるに過ぎざるも小切手が一たび銀行に移るときは之を交換所に呈出し交互計算の差引に提供するを得るを以て、其支拂銀行が一々國庫より支拂の請求を受くるに比し實に天壤箇ならざるの差違を生ず、而して中央銀行より國庫に小切手の金額を移すにも必ずしも現金を要せず實に金融上至便のこと、云つべし、世人何ぞ微妙にして論議多き法理に醒瞶し既設の機關を利用し易に就て事の實行を努めざる、夫れ難を捨て易に就くは經濟

小切手は國庫に留むるに於て銀行に於て非常に於て差違を生ず

小切手支拂の期に於て英國の例

の道なり、殊更に之に反するの必要安くにかある、中央銀行の一舉手一投足以て此問題を解決するに足る何ぞ他に道を求むるを要せん哉、古人曰く道は近に有て之を遠に求むと夫れ是を謂ふ乎、若し夫れ小切手の効用、期限等の如きに至りては我成法粗々既に定まる、又商業信用證書の流通取扱に於て最も有名なる英國の如きも慣習既に久しく、銀行が小切手振出人の預金を其支拂に應ずる丈保有しつゝ、倒産するときは小切手に就ては銀行紙幣と同一の規則を適用す、則ち此場合に於ては小切手所有者は銀行營業時間中に之を呈示するを要す、又は小切手領收の翌日中に呈示の爲め之を郵便に付すを要す、然らざれば怠慢を以て之を論じ其損失は所有者に歸すべきものとし數多の判決例の存するあり、是れ緩急其宜きを得たるものにして則るべきの法とす、今我國に於て強て立法の力を藉らんと欲せば此例に則る亦不可なきなり、斯の如くにして中央銀行が納税者と國庫との間を媒介し以て市場に臨まば圓滿の効果を爲る期して待つべきなり

四 英國の實例

又之を英國の實際に徴するに收入官吏は自己の責任を以て小切手を受取り萬

一不安の念を抱くときは支拂銀行をして之を保證せしむ而して其振出人が手形上の義務を有するは勿論なりとす支局の收入官吏は其管理に係る租税に付き請負的納付の財務を有するを以て小切手は全然其責任にして之を受納す又本局へ税金納附の爲め發送する所の小切手には必ず支局主任官の裏書を要す

第十一節 徴收猶豫免除及滞納處分

租税徴收の猶豫及免除は租税行政上天變地歿の如き避く可らざる事實の發生するに當り要するものにして法律の規定に依り執行するものなり蓋し斯の如き臨機の處分は實際の必要より生ずるものにして若し夫れ是なからん乎納税者は非常の困難に陥り國家は事實出來得べからざる事を民に強ゆるの已むを得ざるに至らん抑々納税の猶豫とは非常の災害臻るの當時又は其被害調査中に納期來るときは相當の期間又は被害調査の終了に至るまで租税の徴收を延期するを謂ひ免除とは不可抗力に因り徴税の目的物亡失し又は痛く損害を被りたる場合に租税を徴收せざるを謂ふ徴收の猶豫免除に關しては國稅徴收法第七條第八條其

他地租條例酒造法等各々其必要に應じ規定する所あり抑々納税の義務は憲法の規定する所にして行政官が自由之が免除猶豫を行ふを得ざるは論を俟たず是れ嚴然たる法律の規定ある以所なり

滞納處分強制の方法として金錢有價證券を差押ふる場合には差押處分は成るべく速かに結了するを要す若し其處分にして往再決せざるに於ては金錢有價證券が其間死藏せらるゝの不利あり國稅徴收法第十一條以下に之に關する必要の規定あり

第十二節 租税の轉嫁

第一目 轉嫁は需給の關係に由りて定まる

租税の轉嫁とは納税者の何者たるを問はず終局に於て租税負擔の歸する状態を謂ふ之に關する議論は紛々擾々たりと雖も此種の議論は概して實際に益なし之を約言すれば租税の轉嫁は需用供給の關係に由りて定る即ち課税物件に對する需用多ければ其需用者が租税の大部分又は全部を負擔す之に反して其需用小

なれば供給者が租税の大部分又は全部を負担す、今家屋税に就て之を看るに家屋の需用多ければ家賃騰貴し家屋税の金額は其中に包含せられ假令表面の納税者は家主なるも事實上の租税の負擔者は家屋の借主即ち現住者なり、之に反し家屋の需用小なれば家賃下落し随ひて家屋税は家賃貸賃人の負擔に歸す又需用太だ多からず供給相等き場合に於ては租税は貸賃人と賃借人との間に分擔せられ、相互間の駈引の巧拙に依り分擔額の多少を決すること毫も疑を容れず

第二目 單稅說の誤謬

世の學者重きを租税の轉嫁に置くに過ぎ、何人が租税を支拂ふとも其租税が轉嫁せらる可きものならば早晚其支出額を回復することを得るが故に結局に於て支拂者が苦痛を感ずることなければ復た憂ふる所なかるべしと論じ、甚しきに至りては單稅論を唱道する者さへあり是れ思はざるの甚しきものなり假令論者の豫期するが如く轉嫁の事實圓滑に行はるとするも納税者は必ず一たび税金を自己の囊中より出さざる可らず之を是れ思はず夫の「フヒジヲクラツト」學派の亞流を吸み單稅論を唱道するに租税の負擔が如何に金融市場に影響するかを顧み

ざるものにして畢竟迂儒の夢想たるに過ぎざるなり今之を實際に徴せんか一見其說の不可なるを洞看するに足らん、則ち若し地租單稅法行はれ納税の義務を土地占有者のみに負はしめん乎、縱令其者が能く負擔を商工業者に轉嫁するを得るとするも、其者は先づ一時に巨額の支拂をなさざる可らず、方今文明國の納税額は實に億兆を以て數ふ是れ實に其能く堪ふる所に非ず、又其農業金融に多大なる影響を及ぼすや論を俟たず、故に單稅論の如きは一片の論理にして實際に適せず、然れども世に偏理を好む者なしとせず、單稅論の如き奇說を弄び特に衆聽を驚かすの虞なしとせず、一片の婆心敢て一言を費し以て萬一に備ふる耳

第三目 租税の分擔に關するビスマルクの論說

抑々眞理は碩學鴻儒の言のみに存せずして往々田夫野人又は實業家の語る所に發見せらる彼のビスマルク曾て學界に盛名なしと雖も其言ふ所往々鑿々として肯綮に中るものあり曾て普佛戰爭後獨逸帝國に於て増税の必要あるに方り彼租税負擔の理を説て曰く

夫れ租税の負擔は譬へば人の重を擔ふて遠きに到るが如し、重量五貫目を衡る

所の物を頭上に戴かば能く行き得る者なけん之を腰部に纏ふも亦立つ能はず之を背に負ふ能く傾覆せざる者幾許ぞ之を手にせんか一步尙ほ移し難し然りと雖も其少量を手にし其一部を頭上に安置し其殘部を腰部背面に分たば又大に其困難を感ぜざるべし租税の負擔亦然り

と、是れ寔に蓋天蓋地の活談にして、驀然盡界を超越す。夫れ調絃の法、緊緩其所を得れば、則ち曲調自ら整ふ世の學者思を是に致さず、轉嫁の末を見るに汲々として現實の負擔如何を見るを忘る。若し夫れ租税の轉嫁を豫期し、負擔の累積を顧みずんば、民之に堪へず、或は産を破り、或は爲に資本の分配其宜きを失ひ、國富の増殖を阻止するの結果なきを保せざるなり。不幸にして國家重大事件の爲め、重税の以て避く可からざる場合に際會せば、負擔の公平なる分配殊に肝要なり。然りと雖も、事程度問題に屬し、徒らに小鮮を煮るを許さず、彼の擲頭流の如きは、最も不可なり。要は只中庸を得るにあり、察せずんばある可らず。

第十三節 原料品及器具機械に課税するの可否

第一目 原料品の課税は事業の發達に害あり

租税は成るべく既成の資本に課し其構成中に在る者に對しては成るべく課税を避くることを努むべきは既論の如し。此論にして正鵠を得たりとせば、原料品及器具機械等に課税するの不可なるは言を俟たずして明なり。蓋し原料品等の課税は營業費を増加し、事業家は之が爲め資本を大にするの必要に迫らるゝの虞あり、是れ企業上最も忌むべきの事にして、不利の影響を金融市場に及ぼす、請ふ少しく之を辯ぜん。

夫れ最小の資本を以て最大の結果を得るは經濟の目的にして、營業の要訣たり。原料品の課税は企業家をして同額の事業の爲め、其丈け多くの資本を要するに至らしめ、爲に製品の價格を増加し、其需用を抑制して市場を擴張する能はざらしむ。而して其結果徒らに資金の需用を増加して、利子歩合を昂進せしめ、生産事業の發達を妨ぐると同時に、貨幣市場を壓迫し、貨物廉價なるを得ずして、民庶の生計裕かなるを得ず、隨て貯蓄力を減殺し、以て流動資本涵養の道を塞ぎ、一因先づ發して果を結び、一果變じて一因となり、更に結て一果となり、變轉して止まる所を知らず所

謂漸延原山の作用茲に其効果を表はし其害殆ど測る可らざるものあり、今試みに木綿の原料品たる綿に百圓の租税を課する場合と之を其製品たる木綿に課する場合とを比較するに財政上毫も國庫の收入に異なることなきも其金融市場に影響するの情態頗る異なるものあり、則ち原料品にして無税なれば生産を終るまでは資本の外に出費を要せず、券銀其他の費用は有税無税共同様と見る、故に生産せられたる木綿を棉花の購入代金例へば千圓に租税及相當の利益例へば各一割を加へたる價即ち千二百圓にて賣捌くことを得べしと雖も若し當初千圓の棉花が一割の租税を負担するときは棉花商は之を千圓に賣るも利益を收むるを得ず、乃ち少とも千百圓にて賣却するの已むを得ざるに至るべし、是に於てか木綿製造者は千圓を以て従前と同額の棉花を仕入ること能はず爲に千百圓を要し之に對し従前の如く一割の利益を得んと欲すれば其製品を千二百圓にて賣却するを得ず、少くとも千二百十圓にて賣却せざるを得ざるなり

果して然らば製品の需用抑制せられ資金の需用を増し製造者の利益を害すると共に木綿使用者の費用を増加し其貯蓄力を奪ふて貨幣市場に不利を與ふるや

試験費の増加

知るべきのみ而して國庫に收むる所は等しく是れ百圓なり、財政施設の良否が市場に影響する概ね斯の如し、之を要するに原料品に課税するときは同一の事業をなすに比較的大なる資本を要し爲に金利を騰貴せしめ製品の價格騰貴し消費者の不利を醸し、需用を減じ市場を縮小し、事業の擴張を妨げ結局直接間接に生産費を増加す、加ふるに消費者の餘力を奪ひ其貯蓄を妨ぐる等貨幣市場に害毒を流布すること夥し、豈に懼れざる可けんや、又原料品課税は事業の進歩殊に工業の發達を目的と爲す所の試験費を増加す元來試験の好果を得るは數回の失敗困難を重ねたる後にあるを通例とす故に原料にして課税せらるゝときは其使用に利益を與へざるに先ち既に租税を負担し數回の試験を要する場合に於ては其額頗る巨額に達するなきを保せず斯の如きは工業獎勵の道に非ざるなり故に若し萬已むを得ずして原料品に課税するの不可なるは前陳原料品課税の不可と同一にして生産費に不利なる影響を及ぼし、同一事業を營むに税金丈多額の資本を要するの理由あること是なり、事理明白復た多辯を要せず

第二目 原料品の課税は徵税に便なりと雖も利害

第一章 内地税 第十三節

原料品及器具機械に課税するの可否
第二目 原料品等の課税は徵税に便なりと雖も利害相償はず

相償はず

前述せる如く之を經濟上より觀察するときは原料品に課税するの不可なること疑を容れずと雖も、凡そ天下の事一舉兩全なるを得ず、今單に收税の難易より之を見れば原料課税は之を製品課税に比して頗る便利なるものなしとせず、即ち原料品は其生産地に就きて挿苗收穫等に際し一時に査察して之を賦課するを得るの便あるも製造品は各地に散在し之を收拾する甚だ難し然りと雖も是れ只行政上の一小便宜に過ぎず、之を其事業界及金融市場に及ぼす所の弊害に比すれば固より同年の論に非ざるなり、而して原料品の需用殊に廣大なるか又は其他物との關係を成す繞密なる物にありては之に課税するの弊害彌々大なり、例へば吾人の日常生活する什器の製造は鐵の力に頼らざるもの殆ど罕なり、吾人の平生消費する所の物亦鐵の爲に其効用を完ふするもの多し、其毎、日吾人の爲に白湯を供する瓶は多く鐵を以て製造せらる、彼の徒然草の狸釜は暫く之を例外とするも、天下の名器東雲丸、平蜘蛛釜等皆然らざるはなし、況哉吾人日常の用品に於てをや、鐵に課税するの結果其價格騰貴するときは鐵瓶の價も亦隨ひて昇り、吾人の生活に須

行政上の便宜

原料品課

課税の弊害の

要なる白湯の價も亦騰貴す、課税の結果鐵價騰貴せば農夫の鋤鉞亦其價を高め米穀の高價之に踵ぐ、斯の如く一たび課税物件の選擇を誤るときは其弊害の波及する所甚大なり、其始を慎まざれば後ち臍を悔むの悔あらん

然らば則ち吾人の日常生活消費する物の中に就き如何なるものを以て課税物件とすべきや、酒、煙草の如き他物と關係を成さず學語に所謂最後の消費品又は原料に非ざる物、或は稀に原料となるも代用品の存する物は國家の必要に應じ採て以て課税物件と爲すも不可なし、古來未だ曾て酒類を材料とし以て家屋を建築したる者あるを聞かず、煙草を以て衣服を織るの例亦之を知らざるなり、是等の物品は一たび使用せらるるときは直ちに消盡して跡なく隨て之に課税するも他に影響する甚だ稀なり、就中酒類に課税するが如きは唯其結果酒樓の飲食料を騰貴せしむるに止るのみ、而かも最も憂とするに足らず、却りて或は酒節を奨勵し、煙草税は喫煙に耽る者をして反省せしむるの效果なしとせず、英國は茲に見る所あり、主として酒類、煙草及専門的用語に所謂殖民地産物なる者即ち珈琲、コーヒ、乾葡萄等の如き他と關係を有せず若くは他と關係を有するも其關係最も輕微なる物を選

課税物件の選擇

第一章 内地税 第十三節 原料品及器具機械に課税するの可否

第二目 原料品等の課税は鐵瓶に便なりと雖利害相償はず 三六

て負擔を是に集中す、課税物件の撰擇最も其當を得たりと云ふべし、而して酒類及煙草の如きは人類の先天的嗜好物に非ずして其嗜好は寧ろ原始的嫌惡を征服して始めて得たる者にして砂糖鹽の如く原始的嗜好及必要に屬する物に非ざるなり加ふるに其消費は主として獨立の男子にありて幼年婦女子は多く之を用ひず故に其取捨撰擇亦甚だ自由なり豈に之を一般の需用に屬する人體營養の必要品と同年に談ずるを得ん哉、由是觀之是等兩品は課税の目的物とし無類の好材なりと云ふを得べし、何ん夫れを其れ疑を容るゝの餘地あらん哉

第十四節 公益事業の課税に関する注意

第一目 害少き場合

試乗等
に可
は特
に可
は特
に可

金融機關、保險事業、運輸通信機關等の如き公益を進捗する者に重税を課することとは曩に資本原料品等に就き述べしと同じく其結果良好なるを得ざるや論なし故に若し課税の已むを得ざるものあらば宜しく輕税に止むべし、而して運輸機關に課税する場合には特發の汽車汽船に課するを可とす、是れ其使用者は特別の目

的を有し又は之に依りて特別の利益を受けるを以て課税の結果多少便乗料又は運賃を増加するも其辭する所に非ざればなり

第二目 金融機關の課税

發行税の
不可

金融機關に對する課税は近者各國の立法例は利益税の採用に傾くに拘はらず我國に於ては日本銀行に千分の十二半の兌換券發行税を課す抑々發行税は銀行の割引及利子歩合を税額丈増加するの傾向を生ず之に反し利益税は利益の有無多少に隨ひ納税額屈伸するを以て銀行の營業上頗る便なるは勿論金融市場亦爲に不利を受ることなし斯の如く利益税は利益の多少に依り税額を伸縮するを以て金融に影響することなしと雖も發行税は則ち然らず例へば百萬圓の紙幣を發行するも一圓の紙幣を發行するも利益の有無多少を問はず直ちに之れに對して租税を賦課せらる其金融に關係せざらんと欲すと雖も豈に得べけんや抑々課税は事業の進行中は可成之を避け、其結果利益として顯はるゝを俟て之に課するを害の最も少きものとす、方今文明先進國の制度其國情に依り多少の差違なきを得ずと雖も此の原則に據るは即ち同一にして畢竟大同小異のみ、然るに我現行法は

發行税の法を採り其税率發行高の千分の十二半なるを以て假りに課税なしとせば割引貸付の歩合五分なるべき場合にも之れあるが爲に其歩合は六分二厘五毛となるの傾向あるは數の免れ能はざる所なり。元來中央銀行の利率は人爲を以て之を低下す可らざるは論を竣たず、經濟事項の進歩せる國に於ては中央銀行は一般銀行の後援たるを以て其利率は概ね市場率の上であり、偶々金融緩漫なる時期に於て兩者の同率なるを見る耳。中央銀行が市場利率を支配するの時代は我に於ても既に經過せり、若し時勢と歩調を同らせずして中央銀行率を市場率より低くして二者の間に差異を生ぜしめんか、普通銀行は其本分を盡すを要せず、中央銀行に融通を依頼し其預金の處置等に留意せず、甚しきは利率の差額を利するを以て甘ずるに至り、事業家は尙ほ高利の資金を使用せざるを得ず。然りと雖も發行税の如き人爲を以て故らに中央銀行の利率を高むるは固より策の得たるものに非ざるなり。

利益税の精神

元來利益税の精神は中央銀行は特別の任務を帯び特別の利益を收むる者なれば其利益は之を相當に株主に分配し又積立金を置き尙ほ餘りあらば之を株主と

國家とに分つべしと云ふに在り。是れ本末の關係を全ふるの論にして茫も間然する所なし。凡そ理論にして事實と拮据相容れざる者は未だ完全なる理論と云ふを得ず、眞正の理論は實際に適合し實に處世の指導たり、其効果を見る期して竣つべき耳。

第三目 特別免税

金融機關、通信運輸機關、保險事業等の如き公益に大關係を有する者に對する課税は特に注意する所なかる可らず、我營業税法第二十一條に於て銀行業、保險業等に特別の利益を與へしは蓋し茲に見る所あるに似たり。

第十五節 公債證書の課税

第一目 非賦課論の妄

非課税論者は曰く公債證書に課税するときは其價格下落するの傾向ありと洵に然り、單に公債證書のみに課税し之と類似の社債券、株券等に課税せざるときは公債證書は他の有價證券に比較して下落するは論を竣たず、然れども有價證券に

して一般に課税せらるゝときは獨り公債證書のみ他證券に比して其價格を落すの理由なし抑々効用の同一又は相類する者にして租税の有無輕重あるは立法の失體にして特別の必要あるに非ずんば斷じて不可なり其實際に不便を生ずるや疑を容れず

若し單獨に公債證書のみに課税すれば其價格下落し隨ひて其擔保價格を減殺するが故に公債證書に依りて金融を得し者は其下落せし丈擔保を補填せざる可らざるの困難に遭ひ之に反して他の有價證券悉く課税せられて獨り公債證書のみ免税せらるゝときは公債證書以外の有價證券の所有者は其擔保價格の下落に苦むべし故に之に鑑み公債證書にのみ課税することなくんば他證券に比して公債證書の下落を見ることなかるべし(他の事情同じぐば)或は曰く公債價格の騰貴は國家の信用を厚ふするのみならず亦其所有者にも利益あり故に之に課税す可らずと嗚呼論者の如きは未だ其一を知て其二を知らざる者か將た又知て而して故らに言を弄する者か抑々公債證書の價格が國の信用を代表することは其價格市場の狀況に依り自然に上下する場合に言ひ得べくして人為に因る價格の高低

一般の有價證券に當りては公債證書に當りては免税せらるゝを得ずるを以て

人為の價格維持は

信用を以て

を以て國家の信用の厚薄をトすべしに非ざるなり又論者の公債價格の騰貴は其所有者の爲に利益なりと曰へるが如きは従前より公債證書を所有する者が之を賣却又は質入する場合に於てのみ首肯するを得べきものにして公債證書の價格が免税又は無税なるが爲に騰貴するも其後新たに之を購求する者は秋毫も得る所なし

又説はなす者あり曰く公債證書に課税するは即ち國の信用を代表する者に課税するものなるが故に非なり而して公債證書に課税するは國家が人民に約するに一定の利子支拂を以てせしに拘らず其經濟を保持するが爲に利子の幾分を支拂はざると同様にして極言すれば是れ即ち國の一部破産なりと然れども是等は皆淺薄なる一種の感情論にして事物の真相を知らざるものなれば固より採るに足らざるなり元來公債證書の所有者は社債券株券等の所有者と等しく之を以て資本投下の具とす而して之より生ずる収入は他の有價證券所有者の収入と異なることなし特別の理由あるに非ずして單に一種の収入は之を政府より得るの故を以て租税を免れ他種の収入は之を私法人より得るの故を以て租税を課すべし

課税の公債證書に當りては免税せらるゝを得ずるを以て

とせば是れ政府より受くる所の俸給は所得税を免れ私法人より得る所の給料は之を負担すべしと云ふと何を選ばん論者の言の如く國家が支拂を約する一定の利子に課税するを不可とせば其給付を約する一定の俸給に課税するも亦不可なり以上の論旨は課税の目的物を所得とせず之を財産とする場合に於ても亦異なることなし即ち政府の發行する五分利公債證書に課税するは不可なりと雖も私法人の發行する所の五分利債券に課税するは可なりとの理由安くに存する乎天上下其所在を發見すること能ざるなり今之を純理に徴するに寧ろ前者に税するも後者に税す可らざるの理由あり何となれば前者は之を後者に比して確實の度高きに居ればなり然りと雖も是れ只純理を弄するものにして固より前者のみに課すべきに非るなり

第二目 誤謬の源泉

元來此問題に就て迷あるは世人が公債證書其者の特質に重きを置く之を私法人の發行に係る有價證券と區別せんと欲すの意あるに由るものにして收て無理なりと云ふを得ざるも公平なる立法は特に公債證書を除外するを許さず見よ佛

對物と爲
すは不可
なり

蘭西の如きは普佛戰爭以前に於ては一般に有價證券に課税せざりしと雖も戰後國費多端なるに方り諸種の動産に課税せしに公債證書を除外せしを以て株券社債券等の所有者の純収入に減少を來したるに拘らず獨り公債證書より生ずる収入は依然として舊の如く爲に公債外の有價證券に投下せられたる資本は公債證書に移るの傾向を馴致し公債證書は人爲的の價格を有するは至れり是れ健全なる資本の配當と云ふを得ず北米合衆國亦國債證書に課税せず然れども一般所得税を施行する國に於ては概ね之に課税す而して之を對物とするか將た對人と爲すかは一の問題たり我國の如き對人として之に課す蓋し至當の方法と云つべし而して公債は所謂既成資本の好例なり其収入は佳良の一財源たる敢て疑を容れず然るに第二十四帝國議會へ提出せられたる政府案には之を除けり幸にして全案議院の否決する所と爲り一旦面目を保ちしと雖も後ち俗論勝利を占め國債は終に無税と成れり是れ實に方竹を削圓し紋綵を漆却するものなり又何をか言はん

第三目 天引法

本節を終るに方り本税徴收の方法に就き尙ほ一言すべきものあり、何ぞや納税額天引の事是なり、抑々公債に記名無記名の兩種あるは人の知る所なり、其納税に方り記名は如何にしても之を免るゝことを得ずと雖も、無記名は其所有者にして之を隠蔽せんと欲せば事甚だ容易なり、等しく國家に對す債權より生ずる收入にして一は納税を免るゝの道なく一は其事容易なるときは人性の弱點此處に發動し不幸且つ不都合なる結果を生ずるなきを保せず、故に我國に於ては曾て舊所得税法第四十二條第二項に

第二種の所得に付ては其の金額支拂の際支拂者其所得税を徴收し其都度之を政府に納むべし

と規定せり、是れ他國に於て未だ見ざる所の例にして立法の用意周到なりと云つべし、然れとも四十二年法律第七號を以て公債利子の所得税は全廢の運命に陥り今哉根底に於て問題を失却せり、惜まざらんと欲すと雖も豈に得べけん哉、各種預金の利子の如きも之を第二種に編入し其支拂者をして之を徴收せしめば納税者は申告の手續を省き預り人殊に銀行の如きは自己の便否に拘らず其預金額を表

天引法の
擴張

出するの不便を避け、國家は徵税の繁を免れ且つ納税上に公平を得べし、豈に一考の値なしとせんや

第二章 關稅附輸出入物品の取扱

第一節 輸出入税

第一目 總論

關税は成るべく税目を減じ一階級中に多數の物品を包含せしめ、而して一階級には同一の税率を適用するに非れば、稅務繁雜に流れ貿易上の取引圓滿なる能はず、金融市場に影響すること多大にして甚しきに至りては商賈をして爲に商機を失はしむるの慘事を現出するの虞なしとせず、又用途効用の同様なる物品に對して租税の有無輕重あるが如きは甚不可なり、不幸にして斯くの如き事あるときは脱税、密輸入等の諸弊を誘發し種々の惡計を運らす者を續出するを免れず、而して課税の當否及税率の輕重を決するにも亦一定の主義なかる可らず、例へば原料品

關税の
主定
を要
する
を主
とする

生産の器具機械の如きは之を無税品とし、半製品に課する租税は之を免ずる乎、若くは輕微なる乎、孰れか其一方を採り普通に世人の認めて以て奢侈品となす物には重税を課すべしとするが如きは是なり

以上陳述したる所の事項は關稅徵收に關する大體の原則にして英國のホスキソン、ピール、グラドストーン氏等の採用して奏功せし所の者なり。固より社會事情の轉變は旦に夕を測る可らず、故に一々之を律するに嚴然一定不動の原則を以てすること甚だ難しと雖も、天下の事、事大小となく、豈に大體に貫通する所の主義原則の存するなからんや。關稅に於ける亦然り。仰々關稅は一定の主義に依り之を徵收するに非ずんば、收稅の處分支離滅裂復た收拾す可らざるに至らん、是を以て縱令前述の原則は時と處に依り之を行ふに難易の別あるべしと雖も、十分なる注意を以て事情の許す限りに忤らざるを期すべきなり

我國國定稅率施行の初期に於ては課稅品の分類多に失し稅率頗る繁冗にして其効用相等しき物品にして課稅の率往々異なるもの多く織物類、精酒、酒類、丁幾類に於て最も甚しく屢々紛争の因たるを免れざりき、然るに今哉機漸やく熟し三十

九年法律第十九號を以て之を改正し多少の進歩を見るを得たり、然れども物品の分類、稅率の等差等に就き尙ほ望蜀の憾なしとせず、第二十四議會の如きは三箇の法律を通過し、其間關係を保つなく四十二年法律四號、菓汁等十五品に關するもの同三十四號、醋酸等三品、同四十一號、原油と成りて顯はれ統一を缺くの嫌なしとせず。夫れ關稅の如き一見甚だ繁密なるが如しと雖も、其實極めて單純にして諸國の實例鑑みるべきもの頗る多く改善の方針歴然として疑ふ可らざるものあり。豈に趨向の惑あらん耶

左記は前記某氏の寄送に係る復た得難きの論なり

現行關稅定率法は關稅法の前に制定せらる關稅法第一條中條約なる法目は條約に依るとの規定を見たる上は特に條約稅目と同一なるものを關稅定率法に掲記するの必要なし、即ち條約稅目なるものは只一國經濟のみに着目す可らずして汎く一般の國際關係を見るが故に努めて精微に稅目を記載することを要す、是に關係して又關稅定率法中注意すべき稅目ありと雖も一般に尙ほ之を單一にし而かも尙ほ科學的に分類を整理するを得べし

第二目 關稅徵收の難易

内國に於て種々の物品生産せらるる國に於ては關稅徵收の手續複雜となるの

傾向あり、之に反して内國物産の種類少くして輸出輸入共に巨額に達し、而して輸入品は内國に於ける需要の廣大なるに拘らず殆ど自國に於て産せざる物なることは關稅の徵收極めて簡易なるを得べし即ち英國の如きは主要の輸入物品は一般需要品たるに拘らず内國に於て生産する能はず、且つ有税品少きを以て關稅徵收の手續大に簡易なり。佛國は文化四海の主位を占む然れども其國情は英國と頗る其趣を異にし種々の消費物は概ね其産なり、故に佛國は假令全然自由貿易主義を採るとするも英國關稅の如き結果を見るを得ず况んや保護主義を採るに於てをや、借問す兩者の間孰れが幸福を得たるもの乎、天惠を享有するは前者にあるや疑を容れず、今一步を進めて我國の情況を觀るに元來我國は曰ふまでもなく一島帝國にして領土南北に延長し其形狀蜿蜒として恰かも八大龍の大海に蟠るが如く其長大なる他に比すべきものなし、而して水陸物産の饒多なる殆ど枚擧するに遑あらず、等しく島帝國なりと雖も英國と大に其趣を異にし則ち英國は風土多くは煙草の耕作に適せず而して國內に於て之を禁ず、故に英國人の使用する煙草は皆外國品にして、而かも其輸入頗る多し其他茶、珈琲、砂糖の如き一般の需用に入る

我國と英國との情況を異にする

者皆殖民地産に非れば即ち外國の産なり、而して目下有税品に非ずと雖も棉花の如き亦外國品にして麥亦其例に漏れず而かも其輸入頗る大なり。斯の如く英國に於ては需用廣くして内國に産せざる物品の輸入多きが故に關稅の徵收頗る便なり。我國は則ち然らず吾人の需用する物品は既ね國內に産し、國運の發達伸張に伴ひ比較的輸入を増加せざるの傾向あり、故に英國の如く國家歳入の大部分を關稅に仰ぐを得ざるは自然の勢なりと云つべし

第三目 輸出税の得失

輸出税徵收の不可なるは大體に於て争ふ可らず、抑々貿易を擴張し競争場裏の勝者たらんと欲せば輸出品を廉且つ佳良にせざるを得ず、人為を以て之を高價にする果して可なる乎、其不可なる識者を竣て後ち知らざるなり、然りと雖も元と是れ市場の擴張は競争の勝者たらんことを期するに由るものなるに由り、競争の原因にして存在せずんば或は政略上或は自然上例外の場合なしとせず、即ち輸出品にして絶對的獨占品ならん乎、少しく之に輸出税を課すと雖も其需用を減ずることなく粗税の負擔は外國需用者に歸し、國民の負擔を軽くすると同時に國庫を益

輸出税の良否を比較する場合同

する蓋し鮮少に非ざるべし、只其率高に失し需用を減じ或は代用品の使用を生ぜざらしめんことに注意を要す、其純然たる政略上に出づるものは近時英國の石炭輸出税賦課の決議の如き是なり、北米合衆國の棉花、白露國のグワノの如き或は絶對的獨占品たるの實力を有す、何となれば合衆國の棉花生産高は世界總産高の八割五分以上にして、西曆千九百五年の生産高は凡そ千三百六十九萬餘俵、但一俵は五百英斤入而かも其纖維の細長なる實に他國に於て見る能はざる特色を有し、白露のグワノは其供給の豊富なる天下に冠絶すればなり、然れども比較的獨占品の如きは競争の目的物たるを免れず、我生絲綠茶の如き即ち是なり、而して普通競争品に至つては課税の不可なる固より論を俟たざるなり

左記は前記某氏の寄書なり、議論深刻にして、剴切實に得難きの分析なりとす

輸出税ある品が實際に獨占的なる者の外は輸出に影響するは、免る可らず而して今に於て獨占的のものとしても殆ど安心して頼む可きに非ず

近時我國に於ける輸出税免除が輸出を助長するの場合は、概れ左の如くなりとす

外國の注文價格の本邦の賣價より低きも其差少なき場合

即ち其差は曩きに課せられ居りたる税額より少なき場合

免税が取扱商の利益に歸する場合

取扱商の利益多き時に其取扱高の多からむことを務む

見本送付廣告其他の方便を利用して同品の賣行多からんことを務む

免税が物價を低價ならしむる場合

(一) 仕向國に於て他國の同品と競争の上勝を制して販路を擴張す

(二) 需要者の消費高を増す

免税が生産者の利益に歸する場合

(一) 生産費購買するも其割合税額と同一なれば其騰貴前と同價に仕出することを得

(二) 生産購買せざるときは其税丈け收利多きを以て自然生産を務めて市場の在高を増す

第二節 輸出入物品の取扱

第一目 通過物品

通過物品は可成無税品として取扱ふべきも之に税するの要あるときは力めて其率を輕微にし貨物の通過を奨励し延いて運輸事業の發達を幫助し併て諸國の商況を詳かにするを得るの機會を逸せしめざるに力むべし、例へばハムブルヒより佛國のマルセイユを経て貨物を埃及に輸出するときは佛國の運送業によりて

利益を獲るのみならず、坐らにして獨逸、埃及間の貿易の景況を詳かにするを得るの便を得べし。若し課税徴收の手續繁雜にして税率重きときは相互の不利なるや多辯を要せず。方今世界商業國に於て通過貨物の最も多きを白耳義とす。其實況左の如し。

第五表 (單位百萬法)

西曆年次	輸入	輸出	通過
一九〇一	二,二二一・〇	一,八二八・二	一,四一一・二
一九〇二	三,二八〇・六	一,九二五・四	一,五四七・六
一九〇三	二,六五六・四	二,一一〇・三	一,七七九・五
一九〇四	二,七八二・二	二,一八三・三	一,六二五・八
一九〇五	三,〇六八・三	二,三三三・六	一,九二二・二
一九〇六	三,四五四・〇	一,七九三・八	二,二六八・八
一九〇七	三,七七三・六	二,八四八・一	二,三四八・〇
一九〇八	三,三二七・四	二,五〇六・四	二,〇二一・〇

元來白耳義は其國小にして而かも大國の間に介在し固より政治上の大勢力たるを期せずと雖も、フランスの遺風今尚ほ存し、商工上該國人民の精勵なる實

に驚くべきものあり是れ其先天の特質に依るもの少からずと雖も抑々亦アソウエルスの如き良港ありて其設備完全なるに依らずんばあらず鑑みずんばある可らざるなり。我國に於ては關税法第一條に於て貨物の通過を自由にして只擔保に徴するに止まる。關税通路もまた三十二年勅令第三百八十三號を以て主たる鐵道線路を指定す。

第二目 港灣の設備

一 設備の必要

輸出入貿易の爲に良港灣を要すること言を俟たず、而して港灣にも種々の設備を爲さざる可らず、例へば船舶の出入に便するが爲には船渠、浮標、棧橋、燈臺等なる可からず、貨物の集散を盛ならしめんが爲に保税倉庫、假置場、上屋等の設備を要し、水陸聯絡運輸の便亦必要なり。輸出入商賈の爲には銀行、保險業、貨物取扱人、旅宿郵便、電信、電話等の存在を要す、而して地形及商工業の状態に依りては自由港の設備亦得策に非ずとせん哉。元來自由港は常に世界貨物の集散場たるのみならず貨物の改装、手入、模様替製造等亦港内に於て營まれ、而かも一切輸入税を徴せず宛然

内國に外國領土の存在するが如き状態を顯出す。其周圍は環らすに境壁を以てし是に入り來る貨物は復た自由にはより外國に致すことを得べくして關稅を支拂ふを要せず、然れども一たび自由港内に入りし貨物は内國各部に輸入せらるゝ場合には無論關稅を徵收す自由港の効用夫れ斯の如し故に一國が其他の利に據りて自由港の作用を完するを得ば是れ即ち貿易繁榮手段にして其國を利する實に測る可らざるものあり

二 我國の港灣設備の不完全

然るに今日我國の海港設備の不完全なる實に之を他國に比して同年の論に非らざるのみならず之を内國諸般の他の設備に比し頗る遜色なしとせず。自由港の利を論ずるに先ち思を普通商港に致さざるを得ざるなり試に水陸聯絡運送の一事に就て論ずるも其設備の全からざるが爲め海上保險は陸上に及ばず陸上保險は別に之を附せざるを得ず、入港の荷物は先づ端舟を以て之を運搬し更に車輛の力を藉りて之を鐵道停車場へ運ばざるを得ず、例へば神戸港より大阪港に積出す貨物の如きは同所に於て更に端舟の力に依らずんば陸地に上る能はず、斯の如に

して貨物の廉價ならんことを望むと雖も豈に得べけん哉、輓近の實況に依るに神戸港到着の荷物中東上即ち大阪に到り又は同所を通過する者一年凡そ二十一萬噸西下するもの凡そ十萬噸にして荷馬車の運搬に依れば海岸より停車場に至る運貨東上貨物一噸八十四錢餘、西下全上七十五錢餘なりとす。然るに水陸の聯合成り海岸より直ちに汽車に積込むを得るものとせば東上三十四錢餘西下四十二錢餘に減ずるを得べくして則ち前者に於て凡そ五十二錢後者に於て凡そ三十二錢を減却することを得べくして東上に於て十萬九千餘圓、西下に於て三萬二千餘圓を減ずることを得るの計算となる。豈に輕々看過するを得ん哉、其他港灣設備の不完全なるより内外船舶及貨物が不便を蒙ること夥しく風波の爲め港内に於て損害を受けること獨り神戸港のみに於て一年二百萬圓に及ぶとは人口に膾炙する所にして全國に通じて其損害蓋し五六百萬圓に降らざるべしとは當務に經驗ある者に信じて疑はざる所なり、水陸聯絡の急務にして港灣の以て治めざる可らざる夫れ斯の如し、豈に山間鐵道と同年の論ならん哉、海港設備無統一の弊に就ては曾て本問題に就き最も通曉の譽ある目賀田氏の所説を東洋經濟雜誌に掲げたるも

のあり簡明にして能く其の要を得依て同雑誌の同意を得て茲に轉載し以て本日の缺を補ふ事とせり、即ち左の如し

交通路なるものは單り帝国内の交通にのみ止まらず更に進て外國に向て廣く交通の道路を開くにあるものなるが故に其經營並に維持計畫に於て是れが統一と且つ恒久なる一定の方針とを有せざるべからず是れ即ち一國の財政及經營上は勿論其國際上の關係より云ふも頗る重要なものあるに於ればなり、今我帝國に於ける交通路を見るに先づ其關門とも云ふべき海港なるものは、多くは從來の成行に従ひ又其新たに開かるゝものありと雖も其經營の方法に至ては殆ど皆統一を缺けるもの、如し倒へば之を陸上設備より見るに内國鐵道の如きは苟も運賃を低下し、輸出を奨励せんとせば必らず其施設に於て内外汽船の碇泊所たる海港との連絡を要とせざるべからず、然るに我國に於ける實際を觀察すれば、其鐵道は大概内國交通の便利を之に努め、其外國道路に對して交通の設備を圖りたるもの甚だ少し

惟ふに海港なるものは對外交通路の一大關門なり而して我國に於ては此關門なるものは如何なる部局に屬し、如何なる管理に歸すべきものなるか頗る分明ならず元來海港なるものは一の法人として相當の管理者を定め、其土木に關する規定若くは營造物に關する一定の法式を定むる部局なかるべからず、然るに現今は港務は水上の船舶碇繋のことを主とし水上警察は港内の秩序を維持し、檢疫は船舶の健康を檢查する等各其事掌ありと雖も、最も主眼と云ふべき港務其者を維持するは誰に屬するや頗る疑なき能はず、而して港の管理者維持者のなき結果として日常の事務は入港船舶の事務に就て、複雑を極め、其不便損害は遂に延て貿易の消長に迄關係するに至る由是觀之

是れが工事の計畫に就ては、今より大に考慮を要すべきものなくんばあらず

今神戸の一例を擧げて之を言はん、神戸の小野濱地先より湊川尻に至る千九百十間は即ち其水際延長なりとす、此水際延長は諸般外國交通路の設備に最必要なる地積にして此計畫の如何は大に將來に影響すべきものなり、即ち其内に一の設備方法に由て其將來の發達に如何なる關係を起すも知るべからず、抑も一の海港場の水際延長にして千九百八十間など、云ふが如きは頗る短縮したる延長なりとか故に此間に於て繫船場等の設備によりて此有効延長を増すことあるべし先づ差向きの三倍するも五千間餘に過ぎず而して此有効埠頭着船一回の荷揚効力一間に付五十七噸と見て二十八萬九千餘餘に過ぎざれば一箇年間の貨物取扱噸數は一間に付五百噸となし二百五十二萬四千二百噸餘なるべし、前陳するが如く將來の施設に對し考慮を要するものにして且つ其方法の如何によりては右の如く延長を増加すると能はざるにあらず、然るに目下の施設なる者其工事にせよ、事務にせよ、統一を缺くが故に造船場、家屋等の建造物を自由に許せり、若夫れ此水際延長を將來擴張して、般交通路の設備をなさんとするに際して、之が取退けに關する爲め大に其費用を要するや當然たり、是れ顧みざるべけんや

而して先づ從來の開港場改良費にして、横濱神戸及函館の三港に對して一應の改良をなすには其民間と政府と其何れの從事するに拘らず、後二千萬圓を要すべし、港の統一者ありて是等水際延長等に於ける一定の方針を定め規定する等のことなくんば更に多くの失費を要するに至るも亦未だ圖り難きなり、更に又大阪の築港の例を述べんに、其他我亞細亞貿易に對し誠に必要なるに拘らず、是れ又港の統一を缺きたる結果として將來大に憂慮すべき現象を呈せり、即ち大阪全市若く

は少くとも其半市の市區改正をなすの要あらんとす、是れ他なし其築港なるもの大阪の市街と如何なる關係を將來に有すべきやを考察せず只其築港のみを計畫したるが故に折角の築港も市街と遠かり、築港の便より云へば新たに市街を其近傍に開かざるべからず、市街より云へば築港頗る遠くして不便尠なからざる有様となり、結局大阪市にとりて築港に伴ひて一方には非常なる不利益を現在に生ぜしむこととなれり、此れ畢竟港の統一を失ふに出でたるものと云はざる可からず、是の如く陳述し來れば交通路の一大關門たる港なるものは其經營及管理に於て統一と恒久とを要すること勿論、又其統一的に經營する者は獨り地方的のみならず之を小にしては國內交通路として、又之を大にしては對外交通路として總ての點に於て遺憾なからんとを期するの方針に出でざるべからず、故に外國にありては是等の點より其地方と國家とより成れる之れが統一の一局を設くるあり、又國家のみにて之れに當るとあり、然らざるものと雖も其地方の市長若くは船舶所有者之が管理の地に立つことありて其一港の内外交通路連絡に關する施設に怠らず故に我國に於ても茲に慮る所あり、只置りに築港することを是れ圖らず、其築港は内外交通路の關門として遺憾なきを期する爲め先づ其統一を先にし然る後之れに従事することを希望するものなり、又最近の調査に據るに神戸港に於ける設備の不完全なるが爲め船舶の沖合碇泊を爲さざるを得ざる者頗る多く之を棧橋繋留に比して停船日數通例三ヶ月を増加し一噸一日停船費約十三鎊なるを以て入港船舶の平均登噸數約一千九百六十八噸とし其一日の停船費二百五十六圓となり之を卅八年中入港船數二千九十九に乘ずれば實に百六十一萬二千三十二圓となる又荷主の損害如何を見るに最近四年半間に神戸棧橋會社が取扱ひたる荷役費は平均一噸凡そ五十二鎊二風

七毛なりとす、然るに横濱臨時税關工事部の調査に據れば棧橋扱は四十鎊四毛にして足るべく岸場扱に於ては更に費用を減ずるを得べく二十七鎊二厘を以て足るべしとせり、果して然らば横濱港灣改良後之を方今の沖取荷役に比して一噸に付二十四鎊二厘二毛を軽減することを得べし、今之を神戸港に適用し横濱と同様の改良を爲すとせば陸揚費一噸に付約二十八鎊船積費同上約十九鎊六厘六毛となり、方今の情況に比し一噸二十四鎊を減却することを得べくして之を三十八年同港の輸出入總噸數二百四十九萬九千四百三十噸に乘ずれば五十七萬八千二百六十三圓となる、又海陸聯絡の不完全なるが爲め波止場と停車場間の運送の爲め徒らに費用を要し税關と神戸停車場間約七十鎊三宮驛と輸出波止場間に約三十五鎊を要す、今之を三十八年中の神戸驛發着荷物三十六萬七千餘噸三宮驛同上十四萬一千六百餘噸に乘ずれば通計二十六萬五千五百二十八圓となり之を前記の五十七萬餘圓に合すれば約八十四萬となる、由是觀之神戸港設備の不完全なるが爲め船主及荷主に一々年中約二百四十五萬圓の損失を興ふるものとす、其他貨物の破損水漏時間の徒消と船客船員感情の不快等間接の損失舉て數ふるに遑まらず是れ豈に貿易を待つ道のならん哉其改良を要する多辯を要せず(此末段は雜誌の轉載に非ず)

三 自由港

獨逸のハムブルヒは自由港を以て其名最も著るし而して其隆昌の態度寔に羨べきものあり然れども自由港を置くときは其取締は固より之を嚴にせざる可らず、即ちハムブルヒの自由港に二十六個の關稅本支局ありて之が取締に任ずるが

如きは是れ其所なり

頃者我國に於ても亦自由港を説くの聲聞ゆ或は大阪に自由港の置くべしと論ずるあり大阪港の自由港としての適否は姑く之を措て言はず若し夫れニカラグツ又はパナマ運河開通するあらば我國は地形上世界貿易の樞要たるに至るべきが故に少くとも關東關西に各一の自由港を要するの日到らん而してサイベリヤ鐵道の開通亦大に我貿易に關係するものなしとせず夫れ風雲を叱咤し大勢に乗ずるは大業を興す所以なり我國亦大に之を備ふる所なきを得ん哉敢て一言して天下の注意を惹く亦無用の業に非るを信ず一片の婆心世に寸益あらば幸甚太し

自由港の効用至大なりと雖も其取締を勵行するに非ずんば殆ど其弊に耐へざるべし故に自由港内には直接に港内公私の事務に關係ある者の外一切宿泊を許さず而して其周圍には境壁を繞らし一部は殊更に之を柵とし監視に便ならしめ税關官吏常に其出入口を監視し入る者は之を問はずと雖も出づる者は之を検すること甚だ嚴なり是れ無稅品の各國各地に入るを防遏せんが爲にして固より其

所とす

左記は前記某氏の寄送に係るものにして實に得難きの議論と事實とを含有す氏は本問題を研究すること甚だ深く實に出色の譽を擔ふ此投書を得る實に著者の榮とする所なり

我國にて自由港と云ふことあり是は「ポール、フラン」を譯したるものなるべしと雖も元來其港とは港の水面又は其港の全市を言ふに非ずして港市の一部分にして關稅溝渠又は將壁を以て區畫したる地區を言ふなり

其大なるものは由來「ハンブル、ロ、及、ブレイメン」とす他は小區域に係り殆ど自由倉庫の所在の地區を言ふべきなり近時「コッペンハーゲン」の如も「ライイハーフェン、ノールテル」所謂自由區域即ち倉庫地を設け全部株式會社にて其事を舉ぐ但し香港青島の如き殖民地的自由港は其島を自由に爲すものなり

抑も自由區域を設くるが爲めに其内に住居を禁じ交通を監視するは人權上の問題に關する妙なからざると又經濟上の諸種の問題あり例へば該區域内に於て外國の原料品を以て製造したるものは區域外なる國內に輸入せらるゝときは其製造物に付相當なる關稅を課せらるゝことば他の普通關稅に於けるが如し

内國原料を以て製造したるもの亦同じ故に此内にて製造したる者は唯外國へ輸出するに止まり然かも狭少なる地區内に於て種々の制裁を受けて製造するとが他の場所に於て廉價なる勞銀

を以て製造し得べき者と競争するは殆ど困難に堪へざる所なり、又善良なる内國産を該地區内に入れ粗悪なる外國産を該地内に輸入し一の混製品を作り輸出する時は大體其國の損となるべし、又沿海貿易船自由區域ある港内に入るときは全部の検査を要する故に非常の不便となるべし、故に自由區域を設くることは大に考ふべき事なり我國にては寧ろ假設所の制を擴張して之を利用し大に仲買を爲すの目的を以て營爲する所あるを可とすニカラ、運河の開通は先づ紐育を起點とし之に由りて新嘉坡に至る距離はリバプール、スウェス運河に由るより幾に廿九哩の多きに過ぎざるに至るべし即ち新嘉坡以北の亞細亞貿易諸港は皆米國貿易と接連することを得べし今滿洲地方に於て最も有力なる貿易は米國、日本、獨逸にして獨逸既に青島の好位置を占む由來邦人貨物を尊重する事を爲さずと雖も内港の諸設備は自然一の獨占的專業にして輸出を便利にし又輸入に對しては相當の收入あることを思はゞ豈に今にして一日を緩過すべけんや

第三目 兩洋聯絡及世界交通

一 我國の好位置

方今世界の一大問題たる太平、大西洋の聯絡は多年の宿題にして或はニカラ、グワを便とし或はパナマを主張し又テュアンテベック鐵道の競争を惹起し、而してパナマ運河今將に開鑿せられんとす運河一たび成るの日に於いては我國は世界貿易の中樞に當り、殊に最も繁榮なる米國東南岸と我國とは水路に依りて連接

合衆國々々
富強の
標準

せられ我國は無究の需用力を有する亞細亞大陸の大市場と無限の發達力を有する北米合衆國との中間に位し貿易の媒介をなすの最好地位にあり、搗て加ふるに山水の美人情の優を以てす施設其法を得ば以て萬國の富を集め併せて四海同胞の幸福を増進するは期して埃つべきなり

二 米國側の調査

西曆千九百四年十月合衆國に於ける最大銀行なる「ナショナル、シティ」銀行(俗に標準石油銀行と稱する者)の副頭取ウ・ンドルリップ氏の調査及豫測に依るに合衆國々々富發達の場合左の如し即ち

第六表

	西曆一八九四年	同一九〇四年	同一九一四年
人口	六八 <small>百</small>	八二	九八
國富	七五、〇〇〇 <small>百</small>	一〇六、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
流通貨幣	一、六〇〇	二、五〇〇	三、四〇〇
銀行紙幣	一七二	四一一	六〇〇

豫測斯の如し、今試みに方今を以て經濟事情の新氣運を開きたる西曆千八百七十五年を比較するに人口は確に一倍を増加し國富は凡そ三倍の増加を示し國債は國庫遊金を差引き二十億弗以上より十億弗以下に減少し、年利の負擔高一入當り二弗二十仙より二十九仙に減少し流通貨幣は七億五千四百萬弗より二十五億八千八百萬弗に増加し、銀行預金は二十一億八千二百萬弗より百十三億五千五百萬弗に、貯藏銀行の預入者は二百三十五萬九千八百六十四人より七百六十九萬六千二百二十九人に増加し其間商品の輸入は倍以上となり輸出は三倍となり、製造者の需用に係る輸入は總輸入の三割六分より二割九分に減少し製造品の輸出は一割六分より三割六分に増加せり、而して内地需用の爲にする製造は約三倍を増加せり通信機關も亦大に發達し郵便局數は十割を増加し電信の數は五倍に達し新聞雜誌の數及國民教育の費用は共に三倍の増加を示し、其他發達伸張の情況枚舉に遑まらず、今試に西曆千九百六十七年首の實況を見るにウァルドリップ氏の豫測當らずと雖も蓋し遠らず或は豫期に超るの勢あり請ふ之を左に掲げん

第七表ノ一

人 口	國 富
八四 <small>百萬人</small>	一一〇、〇〇〇 <small>百萬元</small>
流通貨幣 二、二九九 <small>百萬元</small>	銀行紙幣 五八五
國立銀行預金 四、二九〇	州立銀行同上 二、七四一
其他の銀行及信託會社の分の合計 一、二、四四六	鐵道總收入 二、九七三
鐵道總收入 一、九八七	外國貿易 四、三六六
國立銀行の貸付及割引	

國立銀行預金	一、六〇〇	三、三〇〇	……
州立銀行同上	六〇〇	一、九〇〇	……
其他の銀行及信託會社の分合計	四、六〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
鐵道總收入	一、二〇〇	一、九〇〇	二、六〇〇
外國貿易	一、五〇〇	二、四五〇	三、〇〇〇
國立銀行貸付及割引	二、〇〇〇	三、七二五	四、五〇〇
郵便事業	七五	一四四	……
礦產物	六五〇	一、三〇〇	二、〇〇〇

郵便事業 一六六
鑛産物 一六二五

又米人某の調査に掛る西暦千九百七十八年を基礎し十二年後の増加豫測を掲れば左の如し

第七表ノ一

項目	西暦千九百八年 八年前増加割合		同千九百二十年 十二年後ノ増加割合	
	数量	割合	数量	割合
人口	八七、一八九、三九二	一、五	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五
銀行資力	一七、六四三、七〇五、二七四	四、一	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、〇
手形交換高	一三、三三三、〇六七、四二二	五、四	一九三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、五
流通貨幣	三、〇三六、〇一五、四八八	四、八	四、三五〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇
富力	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇	一七五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇
農作物	七、八四六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八、〇
石炭	同 千九百七年	七、八	六六〇、〇〇〇、〇〇〇	六、〇

項目	西暦千九百八年 八年前増加割合		同千九百二十年 十二年後ノ増加割合	
	数量	割合	数量	割合
鐵材産額	六四、一九八、八六二	一、一	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、〇
金産額	同千九百七年	八、七	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、〇
銅産額	九〇、四五七、七〇〇	一、四	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇
工産品	八六、九六六、四九一	四、三	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇
輸出入	同千九百七年	一、三	一九〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇
輸出入	同千九百四年	四、一	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇
輸出入	一、一九四、三四一、七九二	三、三	二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇
輸出入	一、八六〇、七七三、三四六	三、三	二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇
哩數	三三〇、〇八五	二、〇	二、六五〇、〇〇〇	一、五
價格	一七、三四〇、八八六、二五	四、五	二四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇
總收入	二、四〇七、〇一九、八一〇	六、〇	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇
純益	七二七、八〇二、二六七	四、九	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、六

又單に工業のみに就て之を見るに其進歩は左の如し

第八表

	西曆千九百五年	増加歩	同千九百年
製造所	二一六、二六二	(四、二)	二〇七、五六二
資本	二、五三七、二五三、〇〇〇	(四一、三)	一、七九五、七六五、〇〇〇
従事者(役員及事務員)	五、一九七、五一	(四二、七)	三六四、二〇二
同上給料	一一四、九五二、〇〇〇	(五〇、九)	七六、一七七、〇〇〇
勞力者(平均數年)	五、四七〇、三二一	(一六、〇)	四、七一五、〇二三
勞銀	五、二二三、〇八〇、〇〇〇	(二九、九)	四〇一、九四七、〇〇〇
諸雜費	二九一、〇〇四、〇〇〇	(六〇、七)	一八二、一二〇、〇〇〇
材料費	一、七〇〇、七八九、〇〇〇	(二九、三)	一、三一五、五二三、〇〇〇
生産物	二、九六〇、四二九、〇〇〇	(二九、七)	二、二八二、二二四、〇〇〇

第九表 (物質以外の週歩)

科目	西曆年次	一九〇〇	一九〇四	一九〇五
就學兒童		一五、〇〇〇、〇〇〇人	一六、二五〇、〇〇〇	一六、四六八、三〇〇
公立學校長及教員の給料		二二九、〇〇〇、〇〇〇	二六八、〇〇〇、〇〇〇	
國民教育費總額		二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三七三、〇〇〇、〇〇〇	二九一、六一六、六六〇
大學又専門學校生徒		九三、三八五人		一一一、六八八
新聞雜誌		二〇、八〇六		三三、一四六
生命保險金		八、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇		一二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

又西曆千九百六年に終る十ヶ年間の増進を見るに左の如し

第十表

	西曆千八百九十六年	同千九百六年	百分比例
一 紐育交換高	二九、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	二十六割二分
一 外國貿易	一、一六二	二、九六六	七割八分
一 製鐵高	八、〇〇〇	二五、〇〇〇	十九割四分

一 産銅高	二五〇	四二〇	十割五分
一 鐵道事業	九三、〇〇〇 <small>百万</small>	二一五、〇〇〇 <small>百万</small>	十三割一分
一 人口	七〇、〇〇〇 <small>千人</small>	八四、〇〇〇 <small>千人</small>	二割

斯の如く合衆國の進歩は著きものにして過去の經驗に依れば人口は凡そ三十年國富は凡そ二十年鐵道事業は凡そ十年にして各々加倍するの勢なり實に盛なりと云つべし

三 亞細亞貿易の大切なること

夫れ貿易は亞細亞貿易より貴重なるはなし試みに史を繙き蘭葡英等隆替の跡を釋ぬるに亞細亞貿易を得る者は興り之を失ふ者は衰ふ就中清國貿易は要中の要たり抑々清國は四百餘萬英方哩(西藏ヲ含ム)を奄有し人口凡そ四億而かも其住民は草根木實を食とし羽毛を衣とし水草を逐て居を轉ずるの儻にあらざ化を先王に受け教を孔孟の道に仰ぎ高等の衣食住を需用する所の文明の民たり其需要力の大なること想見すべきなり而して今や四海の大勢に乗じ改進の氣運漸やく動かんとす其四海の大互市場たるに至らんこと智者を俟て後ち知るべきに非ざ

るなり抑々我國は清國と同文の好みあり居中之が媒介者たるは豈に是れ唯に天意たるのみならんや抑も亦人望の歸する所なり吾人豈に天職を空うし世の望を失ふの愚を學ばん哉

願ふに北米合衆國は世界の一半に籠居し翼を戢め氣を養ひ飛ばず鳴かざること茲に百三十有餘年其間モンロー主義の背後に潜み巧みに歐州諸國との接觸を避け今や富力四海を歴し既にキユバを從へ布哇を呑みフヒリツピンを扼し太平洋を其領土中の潮水とし以て支那印度の市場を窺ふ而してハナマ運河の開通は殆ど北米合衆國をして其怪力を擅にせしむるの結果あるは毫も疑の容るべきものなし彼のスウエス運河は英國の爲め偏見以て之を論ずれば甚だしき不利あるべきも機を見るに敏なる英國人士は世界の大大勢其開鑿を促すを覺り逆さまに之を利用し禍を轉じて福となすに至れり豈に眼中の翳たるを患へて金屑を棄るを得ん哉變通の自在眞に驚くべきなり抑々兩大洋貫通の運河は我國を利する甚だ大にして毫も不利の點あるを見ず殊に我雜貨及綿業に利ある疑を容れず若し吾人にして此大勢を利用する能はずんば掌中の珠玉將に他人の有たらん夫れ天は

己を修むる者に與みし己を棄る者に與せず、吾人豈に天意に背き當然收むべきの利益を捨て臍を噛むの悔を貽さん哉

四 運河の影響

今事實に就てニカラグワ運河が貿易に及ぼす所の影響を見るに概ね左の如し
紐育よりニカラグワを経て 同所よりリバプール及スウエスを経て

横濱に至る

九、三六三

同上に至る

一五、三二四

減

五、九五

香港に至る

一一、三〇八

同上に至る

一三、六七一

減

二、三六三

新嘉坡に至る

一一、五四九

同上に至る

一一、五二四

増

二九

申是觀之當初は舊來の慣習、商業機關の施設、港灣の便否等多少斟酌すべきものなきに非ざるべしと雖も、合衆國の貨物にして方今スウエスを経て東洋に來る者の中新嘉坡以東に來る者及同所以東の貨物にして合衆國へ到る者は概ねニカラグワ

ニカラグワ運河の概況

用に就き米人の調査

ワ運河に依るは大勢の然らしむる所にして世界貿易に一大變更を來すは疑を容れず、今某米人の調査に依るに西曆千八百九十七年七月を以て終る所の一週年度中合衆國の輸出入貨物にしてニカラグワ運河を利用し得べかりし者三百四十二萬六千七百五十二噸に達せしと云ふ、目下の情況にして既に斯の如しとせば無限の發達力を有する合衆國の未來に於て運河利用の廣大なる豫め測り知る可らざるものあるは多辯を要せず、勿論該運河を以て直ちに殆ど競争者なきスウエス運河に比するは稍々思慮の足らざるものあるに似たりと雖も其我國に及ぼす影響は之をスウエスに比して更に大なりと云ふを得べし

又ニカラグワ運河の開通は我國と南米諸國との關係に偉大なる影響を及ぼすべし、方今我國よりブラジルに至るにはマルセイユ若くは紐育の迂路を取らざるを得ず、而して紐育よりリオジャネイロに至るに八日を要し、同所よりアトゼンタイン共和國に至るに更に四日を要す、然るに運河一たび開通するときは形勢一變し、此等無限の富源を有する南米の新開諸國は忽然我が親善なる比隣となるべし、加之南北米州縦貫鐵道建築の計畫は既に其歩合を進め通計四千八百哩の聯絡線

米州の縦貫鐵道

河
パナマ運

を所々に築くを以て足れりとす。海峽運河と此縦貫線の聯絡は實に偉大の功を奏するや疑を容れざるなり。而してパナマ運河は紐育を中心とし之を見るに香港はパナマ線とスウエス線の分線點となる即ちパナマを経て香港に至る里程は一〇、六一〇哩にしてスウエスを經過するときは一一、六〇三哩なり。故に其間七哩の差違を存するのみリバブトルに寄らず直航里程以下津之上海へはパナマ線一一、七二六哩スウエス線一二、三五〇哩横濱へは前者一一、二五六哩後者一五、五二七哩なるを以て香港以東以北は前者の方便あるは疑を容れず。又ニューオールリンより横濱に至るは後者一七、〇三九哩前者一〇、六一一哩なるを以て前者の利知るべきのみ其他メキシコのゴリゾゴアルコサリナタルツ間百二十哩の鐵道即ちテユアンテベック鐵道を利用し其兩端の港灣の改築完成するの日に於ては前記兩者に對し有方なる競争者を顯出すべし。

五 運河の競争者

今試に該鐵道の爲め起るべき變動を見るに紐育よりパナマを経てサンフランシスコに至る哩程は六千二百七十哩なるに前記鐵道に依れば五千五哩プリモス

よりサンフランシスコに到る哩程は前者は九千三百三哩なるに後者は七千七百六十七哩ニューオールリンよりサンフランシスコに到る哩程は前者は五千五百九十六哩なるに後者は三千五百八十六哩なりとす。前後兩者間に多大の差違ある知べき耳。同方面に於てはダーリエンマンチンゴ間の運河開鑿の議あり而してサイベリヤ鐵道は既に露都と浦蘆港との間を聯絡し其他バグダット鐵道及亞歷アレキサントリア上海間大鐵道(延長六千四百餘哩)の開通するあらば四海運輸通信の便今日の比に非ざるべし。

六 他方面の企圖

右の外佛國人は尙ほ大西洋と地中海とを聯絡してボルドーよりマルセイユに至る運河の開鑿を企圖す。該運河にして竣功せば船舶のジブラルタルを回航するもの減少するや疑を容れず。西人之を算し該運河を通見する輸送貨物は五千萬噸に上るべしとす。然れども該運河の工費は五千六百萬磅の巨額を要するの豫算なれば事固より容易ならず。其開鑿は近き將來に於て之を見る能はざるべしと雖も計畫は既に佛國議會に提出せられ同國各地の商業會議所の賛する所となり。マル

佛國の大
運河併に
アルプス
の大隘道

セイユの商業會議所の如きは特に其開鑿に對し大に力を盡す所あり蓋しマルセ
イユは嘗て世界重要港の一なりしも伊國セノア港の競争に遭ひて大に苦めるの
みならずシムプロン隧道開通の爲めセノア港が中歐及北歐の諸大都府と直接聯
絡するに至れば世界の運輸通信事業に多大の變動を來すべし夫れ惟るに不困在
於早慮不窮在於早豫是等交通設備の開発は地形上一として我國の利害に影響せ
ざるはなし須らく探て以て之を利用し四海同胞の士と其樂を共に厚生の義を全
ふすべきなり

訂正
增補
財政と金融

乾

第二編
第一卷
豫算及決算

第二編 會計

第一卷 豫算及決算

第一章 豫算の編製及執行

第一節 豫算の種類

第一目 一般豫算及特別豫算

國家が歳入を得るは主として租税又は國債に依らざるを得ざるは多辯を要せず、兩者の大體は前二編に以て之を略陳せり今一步を進めて其歳入は如何にして之を使用する哉を問へば是れ即ち豫算の問題となる固より租税及國債の外官業収入手数料及官有財産の収入等なきに非ずと雖も是等は租税に比較して其額少なく、且つ民財を強徴するものに非ずして金融に關係すること固より租税及國債の如く深密ならず故に是等の問題は之を一般財政學に譲り之を茲に論ずるの必

別者の區

要を認めず而して償金領收の如きは非常稀有の出来事にして固より常經を以て論ずべきものに非ざるなり

歳計豫算は其關係する所至大至廣其編製決議執行及結末に於ては大に論究すべきものあり而して豫算には一般豫算特別豫算の區別あり蓋し一般豫算とは我國に於ては何年度歳入歳出總豫算と稱する者にして即ち各省所管の普通費用を豫定する所のもの是なり特別豫算とは特別會計の如く特別の須要に因り特別の費用を支辨するの必要ある場合に於て一般會計の法規に準據し難き者あるときに特別に資金を分ちて會計を立つるものにして我國に於て通例特別會計と云ふ者は此類の會計に屬す元來特別會計は斯の如く或特別の必要に因り生ずる者なれば漫に開設すべきものに非ず漫に之を増加するに於ては國費共通の便を失ひ一方に餘裕ありて一方に不足を生じ金庫の融和を失ひ隨て國庫に資金を死藏し金融市場に影響すること鮮少なりとせず往時英國が國費償還の爲め特別の基金を置き不便なる結果を來したるは財政史上の一奇觀として永く後世に傳へらる豈に鑑みざる可ん哉故に豫算は特別の事情あるに非ざれば成るべく之を一般と

特別豫算は漫りに増加す可らず

せざる可らず然りと雖も普通豫算に繰込むに於ては細微なる事件の爲め大機關の運轉を要し所謂牛刀の歎あるが如き場合に於ては固より一考の値なしとせず就中作業の如き特に自ら收入を有し而かも費用の支出は特に敏活を要し又工事の如く經費の繰越を要する者は即ち是れ特別の事情ありて特設の機關を要する者なり斯の如き場合に繰越を許さざれば資金其目的外に逸し事業を遂行し能はざるの否運に陥ることなきを保せず故に會計法第三十條は

特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

と規定し茲に變通の道を開けり然れども法律は尙ほ其濫用的擴張を虞れ同條第二項に

特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし

と規定せり立法の注意緩急其宜を得たるものと云つべし元來特別會計は行政機關の如く國家公共の支配を爲す者に適用すべきものに非ず故に作業廳の如きも其事業を特別會計と爲し其行政に係る費用は之を一般會計とするの例一二に止

特別會計する場合は

さらざるなり

要するに特別會計は一の便宜法にして事の大小素質を辨明して之を設置し之をして事物の目的に副はしむるに於ては固より有効の一施設たるを疑はず今其實質を問へば主として作業の如く一團の事業にして其出納を敏活にし豫算殘餘あるときは之を翌年度に繰越し使用するを必要とする者繰越使用を爲すを得ざるときは殘金となり翌年度の一般収入に入る然らば即ち特定の目的を達する能はずして議會の議決を無効にすたらざるを得ず特別の必要なく緩急順序を問はず漫りに設立すべきものに非ざるなり而して通信事業山林事業の如きは其現業の部分に於ては或は作業經營を便とするの場合なしとせずと雖も其大體に於ては國家の行政に屬し假令收支相償はざるも尙且つ忍んで之を經營せざるを得ず幸にして巨額の収入あれば掛て以て歳出を補ふべきものとす鐵道の如き亦然り爲に費用を要するも時に或は之を忍ばざるを得ざるの場合なしとせず然れども其収入は亦國家歳入の要部たるを得べきの性格を備ふ然るに之を特別會計とし其収入を線路の延長と改良等に充て兵亂凶荒等大に費用を要することあるも一

切之を他に使用するを許さず舉て鐵道事業に使用するが如きは固より常識の許さざる所にして天下復た其例あるを聞かず而して鐵道建設の爲に起りし公債元利の支拂を鐵道収入を以て支辨せんとするが如きは時に或は至難の事に屬すべし夫れ特別會計は一種の除外法たり除外法の解釋適用は之を狹隘にすべしとは動す可らざるの原則たり則を破るは己むを得ざるの大事存せざる可らず前陳の如く徒らに困難を醸成し財政の彈力を奪ふものにして斷じて不可なり而して則を破るの必要毫も存するなし然れども築港河川改修鐵道敷設等の如き臨時の事業に對しては特別の會計を立てるを以て至當とす事に法あり物に則あり鑑みずんばある可らず

今一步を進めて之を説かんに郵便事業の如きは所謂獨占事業の一にして國家が之を獨占するは信書の秘密を保ち通信の確實速達を目的とする外尙ほ收入を得るの一段たるは猶ほ市府が水道電氣鐵道等を獨占するが如し果して然らば之を特別會計とするの理由なく斯の如きは却て其目的に反するものと云はざるを得ず然れども電話事業の如き特別の施設を要する者は一時之を特別會計と爲

すも或は機宜を制するの一策たるを失はず、今三十九年比の實況を以て之を見るに東京市に於ける電話申込数は約八千口なりき、然るに當年度に於て新たに架設せらるべき者は約千五百口に過ぎずと、果して然らば吾人東京市民の一部は文明の一利器を失ひ居るものと云ふを得べく、加ふるに電話賣買の如き一種不可思議の弊を生ぜしは世の知る所なり、之を救ふは實に易々たるのみ、則ち電話事業を一特別會計と爲し豫算外の需用を生ぜしときは實費を徴して自由自在に之を架設すべきものとせば需給忽ち其平を得、民其澤に浴し諸弊雲散霧消し國家の收入亦隨て増加すべし、是れ豈に一舉兩得にあらずらんや、近時當局之を慮り四十二年遞信省令第十八號を以て電話至急關通規則なる者を發布し少しく此不便を救ひしと雖も尙ほ未だ盡さざる所あるの憾あり、而して遠距離電話の如きは暫く之を後年に譲りて可なり、豈に近を後にし遠きを先にするの理あらんや、方今我國百船の事、事大小となく過渡の時期にありて物情頗る複雜、一事一項の取捨に迷ひ爲に大體の關係を忘却し或は機宜變通の要を誤り或は名を時勢の必要に藉り根底に於て誤謬なきを保せず機輪轉する所迷者尙ほ迷ふ況や凡庸に於てをや多少恕すべ

きものなしと雖も法律は變通を許すと共に其濫用を戒む立法の注意周到なりと云つべし、運用の妙は固より之を求めざるを得ざるなり、輒近我國の實況特別會計の設置稍々適當の範圍を超へ濫設の域に入るの傾向なしとせず、然れども曩に政府が三十八年法律第十八號を以て北海道官設鐵道用品資金會計法を廢し之を官設鐵道用品資金會計法に合せしが如きは進歩の一端と認るを得べし

第二目 豫算の可分不可分

豫算の可分不可分は編製に屬する問題にして金融上に重大なる關係を有するものに非ずと雖も又全然之を不問に措くを得ず、抑々豫算の可分とは其全體を一括せず其一部分を議定し又は一週年度の全額を一度に議定せず、例へば先づ年初の三ヶ月若くは二ヶ月分を議定し、年度の進むに従ひ年額を定むるもの是なり、英國は古來此法を採り、白國に於ても其行はるゝ既に久しく佛國の近時亦其例に乏しからず、豫算の不可分とは全體を一括して一度に議定し以て年額を定むる方法にして我國は此方法を採る者なり、元來歲計豫算の名實を全ふし、編製上美術的外觀より之を論ずれば不可分は完全の方法なりとす、然と雖も之を極端に推すとき

豫算は
大體に於て
不可分とす
宜しとす

は總豫算中一二の款項に就て下院の協賛を全ふする能はず終に全體の決議に至らず。或は立法兩院の議合は一部分の不成立の爲め豫算全體の不成立を見る場合なしとせず、國運の進行上非常の不便を感ずるの虞あり、假令實際は上下兩院の間若くは行政府と立法府との間に互に交渉を重ね尠少の事件の爲め國歩の進捗を妨ぐるが如きことなからしむべしと雖も不可分説を極端に推すときは理論上前記の不便なしとせず、又可分法は統一を缺き年度の始に於て其間の歳出入の概況を見渡して國庫と市場との關係を豫測すること能はざるの不利あり。斯の如く兩々相對して之を見れば其間固より得失なきを得ずと雖も豫算の統一を保ち編製の完美なるは不可分法にある哉論を埃たず。故に大體は不可分法を採り、其新事業にして特に議論を生ずべき虞ある者は一時の情勢或は之を特別豫算又は追加豫算と爲すの必要なさを保せずと雖も抑々追加豫算は特別除外の一便宜法たるに過ぎず其設定は素より之を苟もすべしに非ざるなり請ふ目を改め之を論ぜん。本目に關し某氏前記の某氏に非ずの寄稿あり大に本目所論の缺を補ふに足るものあり請ふ之を左に掲載せん。

佛國亦殆ど可分制を實行す十二分の一假豫算と云ふもの即ち是なり蓋し同國に於ては會計年度は曆年と同じく而して議會は十月若くは十一月を以て召集せらるゝを以て翌年度開始後數月間豫算の決定を見る能はざるは殆ど免る能はざる所なり從て實行上豫算の可分制を採るは止むを得ざるの必要に因るなり、然れ共其弊や終には會計年度は單に決算年度となるに至るべきなり。

白國に於ては此實行頗る久し依て以て曆年豫算の不都合を匡正せり英國亦然り佛國は西曆千八百十年以後變亂の際時々之を實行し近年は殆ど毎年之を見ざるはなし其源善良ならずして其結果更に不良なり、要するに前記三國に於て名を異にし、源を異にし、結果を異にするも其實勢は即ち一なり。

第三目 追加豫算

抑々追加豫算なる者は天變地殃の如き總豫算編製の當時人力の得て豫期し能はざる臨時非常の出來事が豫算決定後に生じ所謂他働的の事件に對し萬止を得ず之れを提出するものにして、故意又は政略的に之を總豫算より除き、濫用的に豫算決定後に提出するものに非ざるは無論のことにして斯の如きは議會の決議權を輕んずるの甚きしものなり、只行政府が時に力を此者に藉る所以のものは、抑々國家は活物にして、一定不動の主義を以ては經營を全ふすること能はず、所謂變通

追加豫算の素質

の謀に出るものにして蓋し勢の已むを得ざるものあればなり正に千思萬考大に慮る所なきを得ざるなり是に於て我立法院第十六議會に於て一案を提出の其弊竇を塞がんと欲し會計法第五條に第二項を追加し三十五年法律第四十七號を以て法律となれり其規定左の如し

必要避くべからざる經費及法律又は契約に基づく經費に不足を生じたる場合の外追加豫算を提出することを得ず
立法の注意實に周到なりと云つべし

第二節 科目

第一目 立法科目と行政科目との區別

豫算の實體を組織するは科目なり今一步を進めて其大要を一言せん元來科目の組織に縦横の別あり立法の監督は縦に粗にして稍々横に密なり而して其間流用を許さず行政の監督は精密に立法の横割を更に縦に分割し細目に付き其費途を明にす我國の豫算を以て之と例せば款項は立法科目にして款を以て縦に各省

所管に就て費途の種別を明かにし更に項を以て俸給、應費、旅費等の如く稍々精密に横割を爲し以て費用の目的を分區し次に行政上行政費目とし項なる俸給、應費、旅費等を更に精密に勅奏、判任、俸給、備品、消耗品、筆紙、墨文具、内國旅費、外國旅費、管内旅費、管外旅費と云ふ如く之を目に分割し必要あらば更に之を節に細分す

第二目 流用に關する檢束の程度

此縦横の區別は粗に失せず煩に流れず要するに國費の大別に關する者と、費途の性質に係る者とは縦横共に立法部の檢束を嚴密にし其流用を許さず而して事行政の便宜に關するものは之を行政部に委ぬ其範圍内に於て適當の順序方法を定め以て變通の道を開かざるを得ず然りと雖も彼の應費、旅費の如く自動的にして濫要の虞ある者は嚴に之を拘束し、退官、賜金、死亡、賜金の如き他働的の者は其檢束を緩ふし多少其間に流用を許すも敢て不可なることなし而して國債、費中、元金償還に宛るもの、如きは之を使用し盡さざるを以て却て不可とす、軍隊、戰艦に係る費用の如きは縦割細密に過ぐれば却て多額の豫算を要し不經濟の結果を來すこと少からず科目の分割に留意すべきこと凡そ斯の如し

科目の性質
に由り
檢束の
程度に
適合する
を要す

目的の流用も適當の注意を要す

豫備金と流用との關係

我國にては款項は立法科目にして彼是流用を許さず、目は行政科目にして流用を默許す、然りと雖も抑々費途流用の事たる單に款項目の如く形式を以て其當否を論ずべきものに非ず、目と雖も例へば俸給中勅任俸給と判任俸給旅費中内國旅費と外國旅費廳費中消耗品と運搬通信費との如き當初より其目的を異にする者は漫りに之が流用を許すを得ず、而して豫備金を以て補充することを得べき費途又は豫備金を以て支辨する費途の金額を他の費用に流用するときは種々の情弊を生ずべし、故に會計規則は嚴に之を戒め其第十七條に

豫備金を以て補充し得べき費途及豫備金を以て支辨する費途の金額は他の費途に流用することを得ず

と規定し、豫め其弊害を防止す法規の注意周到なりと云へし

第三目 現行の大體

款項目の區別概ね斯の如し、今一步を進め少しく之を詳説せん、例を陸軍に取り之れを見れば、立法府は、先づ本省費、軍事費、憲兵費、屯田兵費等の如く事體を以て縦割をなし、以て之を款とし、糧食費、被服費、兵器費、彈藥費、馬匹費等の如く費用の目的

及其種類に依り稍々精密に横割をなし、以て之を項とす、而して議決は項に依り之を爲すを以て議決科目若くは投票科目の名あり、行政府は事の必要に應じ更に各項を數目に縦割し、以て費途を明にし、併せて支拂の整理を便にす、而して尙ほ必要あるとき節を設けて目を細分し、支出の事績を明にす

第四目 科目區分精粗程度

豫算科目に就き立法府及行政府の爲す所及縦横分割の關係概ね斯の如し、然り而して縦割粗に過ぐるときは檢束の効力薄く弊害隨て生ずるの虞なりとせず、密に過ぐるときは變通の便を缺き徒らに豫算金額を大にし不經濟に陥るを免れず、殊に軍事費の如きは其金高甚だ大なるを以て若し立法科目精密に過ぎ縦割頻繁、例へば第一師團第二師團等を分割し尙其の中にて細かに歩兵、砲兵、騎兵費等を立法的に縦割せば整理上大に便利なるべしと雖も實施上に於ては全體に涉り糧食費、兵器費等共通の便を失ひ豫算金額大に膨脹し不經濟の結果を來すは論を竣たず、其他各官省に就て之を論ずるも其局課を縦割するときは豫算金額は非常に増加せざるを得ず、故に豫算科目縦横の分割は精粗其中を得、結局立法、行政、司法三監

督の効用を失はず、執行繁に失し不經濟に陥らざるを程度とし之を定めざるを得ざるなり、而して既に多年の經驗を積み事の常體に在る者と新設にして尙ほ試驗中に在る者とは大に其趣を異にするを以て之に關する科目分割の程度亦大に斟酌する所なきを得ざるなり

第三節 豫備費

第一目 豫備費の集合及分割

元來豫備費は天災地殃の如き豫算編製の當時に於て人力の得て期する能はざる偶然の出來事に對する費用支辨の爲め又は恩給費訴訟費等の如く他働的に屬し止を得ざる豫算の不足を補ふ爲め設置する者にして其源を憲法に發し、其種類及取扱方法は會計法及會計規則に於て之を規定し、國家經營上缺く可らざる設備に屬す今第一に論ずべきは豫備費は一緒に纏めて之を國庫に置くべき哉、又は必要に應じ之を各省に分配すべき哉と云ふ問題はなり曩に科目の分合に付て論じたる趣旨より之を見れば豫備費は無論國庫に之を取纏むるを以て得策とす今之

を各省に分賦せん乎、各省は自己の目的に應ずるに足るべしと思考する金額を請求し、勢ひ豫備費總額の金高を膨脹するの結果を來すべし、之に反し之を國庫に纏めん乎、其總額中より各省が必要に臨み現に需用する金高を支出し之を支辨することを得べくして、各省が見込を以て其高を豫算するより比較的小額の豫算金額を以て其目的を達するを得べし

第二目 豫備費に關する制度

我憲法第六十九條には

避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

と規定し、會計法は之を受け其第七條に

豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一 豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二豫備
金支出に
就き勅裁
の必要

第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす
と規定し以て其用途を明かにす、而して會計規則は復た之を受け其第十六條乃至
第二十四條に細かに其取扱に係る順序、方法及制限等に關する事項を規定し殆ど
遺憾なきの域に達す看官請ふ之を參觀せよ、就中其第十八條の如きは特に注意を
促すの價值あるものとす、抑々豫備金を以て補充し得べき費途は他働的の者たら
ざるを得ず、若し計畫又は給與等に關する費途に向て豫備金の補充を許すが如き
ことあらば百弊茲に生じ立法の監督其要を失し、議會決議の効用其半を失ふに至
らん豈に慎まざる可けん哉、而して第二十二條は第二豫備金の支出は勅裁を請ふ
べきを命ず、夫れ第二豫備金は其素質上豫め其項目を定むる能はず其支出は全く
豫算外に屬す而して、其情態は頗る重大にして責任に係る所甚だ重く支出の金額
亦概ね多大なり、故に其處措を鄭重にせざるを得ざるや論を竣たず、宜なる哉法規
の之に留意する甚だ重し、其之を國庫に纏めん乎各省に分賦せん乎の問題に付て
其得失は既論の如く、而して法規亦能く余輩の意を得たり、即ち會計法第七條には
「豫算中に設くべき豫算費云々と規定し、會計規則第十六條には

豫備金は大藏大臣之を管理す

と規定し以て之を國庫に統一することを明にす、豫算亦其編製を法規に受け豫備
金を以て大藏省所管の一款とす伊太利の如きは之を各省に分賦す其徒らに豫備
金額を膨脹し國家に寸功なきは論を俟たず

第三目 豫備費の金額

今豫備費の論を終らんとするに當り尙ほ茲に一言すべきものあり何ぞ哉、他な
し議會に於て百方經費を減せんとするに當り他に減少すべき費目を求めて之を
得る能はざるに際し豫備金を減ずる事是なり、是れ紙面上の減少にして實際の減
少に非ずして固より一兒戯に屬するものとす、何となれば元來豫備費は支出すべ
きの事件起て後ち之を要し而して第二豫備金の支出に屬する費途の如きは假令
豫算に其金額なきも到底之を支出せざるを得ざるもの多ければなり、若し夫れ臨
時必要の費用にして豫備費に依るを得ざらん乎、臨時議會の召集又は責任支出に
依らざるを得ず、申譯的の豫備費減少の如きは識者の笑を買ふに止まり、管に世に
寸益なきのみならず却て多少の勞費を要し施設の敏捷を妨げ不利不便を醸成す

豫備費の
減額は實
際の効力
なし

るの虞あり苟も國家を以て任ずる者の爲すべきの業に非ざるなり畢竟豫備費の金額は之を既往數年の實況に鑑み其目的を全うするに足るの高を存せざるを得ざるなり

第四節 機密費、恩給、休職給及補充科目

國家を經營し機務をして敏活ならしめ以て各般の機能を全うせんと欲せば勢ひ多少の機密費を要す若し夫れ浪費濫用の如きは固より大に戒めざるを得ざるなり今茲に吾人の一言せんと欲する所のものは機密費は之を各省に分賦すべき哉將た又之を一括して以て或中心に置くべき哉之を或中心に纏むるを好しとせば其中心は國家の主腦たる内閣たるべきか又は出納の源泉なる國庫たるべき哉の問題是なり其大體は既に豫備費に就て論じたる如く或中心を求めて是に之を統一するは之を各廳に分賦するに勝れるが如し而して機密費其者の素質より之を見るに其統一の場所は國庫に非ずして國家の統治機關たる内閣たる哉論を竣たず我國の現狀は多く吾人の冀望に背かず其最多額を内閣に置き陸軍省海軍省

機密費は主として内閣に置とすべきなり

恩給扶助料

外務省、内務省の如き最も機敏の働を要し時に或は一髮の間國家の威信、運命に關するの大事を決せざるを得ざる官衙にありては手元に多少の機密費を有し一呼して支出に應ずるの便なきを得ず然れども分賦其度を失すれば徒らに豫算金額増加し而かも世に寸益なし故に事情の許す限り之を一中心に纏むるを宜しとす
恩給扶助料の如きも之を各省に分賦せんと欲せば敢て爲し難きの業に非ざるべしと雖も斯の如きは之を支出の源泉たる國庫に集むるを好しとす我國の現則即ち是なり就中恩給の如きは全體に増加の傾ありと雖も又増減過不足の生ぜざるものに非ず蓋し恩給者は老年者多く頻々缺員を生ずるは數の免れざる所にして是に減少の因を爲し又政治上の改革若くは戰爭等の起るあれば大に其數を増加し増減を豫測すること難し故に豫算編製の當時は概して生存者を以て標準とす今各省に之を分賦するときは各省は歲計全體に通せず只管ら自己の責任の缺如せんことを慮り十分の金額を請求するは勢の免れざる所なり故に既論の如く斯の如きものは之を國庫に集むるを宜しとす

休職給

休職給の如きも各省俸給豫算の幾分を割きて之を國庫に纏むるを宜しとす其

効用は恩給扶助料に及ばざるべしと雖も道理に於て差異あることなし、而して休職者も恩給者の如く年長者其多數を占るは自然の勢にして又改革其他の政變に際して其數を増加すべく増減の勢ひ恩給の場合に酷似するものあり、只其金高に大小の差違ある耳、而して死傷手當賠償金、訴訟費等の如く其の支出の有無を確定する能はず全く他働に依る者にして僅かに一二圓を豫算し所謂補充科目に屬する者も亦之を國庫に纏め各應は必要ある毎に之が支出を國庫に請求すること、せば緩急相應じ全體に於ては多少の節減を得るの結果を來すべし、又是れ一考の値なしとせざるなり

第五節 補助費

第一目 總論

輒近各種補助費の金額大に増加し三十五年度に於ては其額既に千四百萬圓を超過し三十六年度は不幸にして不成立に終りしと雖も其提出豫算に於ては更に増加して千五百二十萬餘圓に達し、三十七年度の提出豫算には少しく減少し三十

補助の決
算に就て

八年度は時節柄少しく減少せしと雖も尙ほ九百三十萬餘圓を存留し四十二年度は更に増加して千九百七萬餘圓となり、四十三年度は少しく減少して千八百八十二萬餘圓となりしと雖も尙ほ積羽船を沈め群輕軸を折るの虞なしとせず、慮らずんはある可らざるなり、元來補助の得失は經濟論に屬し茲に詳論するを要せずと雖も試に之を一言すれば國家全體の利害に關し世人が之に依て以て其福利を進むることを得べきもの例へば金融、保險、運輸、通信等の機關の如きは時に或は多少獎勵的補助を要するとなしとせず、然れども事一地方、一個人、一會社に關し其成敗利鈍は當事者の利害に係はるのみにして國家の休戚に影響すること薄き者又は利害一地方に止まる者の如き之を保護獎勵するの必要な論を俟たず、實に其必要な止まらず保護の度高きに過るときは徒らに民財を徵するのみならず國民の自力奮勵の銳氣を挫折し、他力依頼の惰心を生じ國家の進運を妨げ其害勝計し得可らざる所のものあり、然りと雖も大國を治むるは固より變通の策なきを得ず、臨機應變時に或は補助補助の要を生ずることなきを保せず、只其撰擇は之を苟もするを許さず、萬一之を與ふるの必要あるときは宜く決算に就て之を與ふべ

きなり豫算を以て之を與ふるときは小額の地方支出を以て之が飼と爲し以て國庫より補給金を釣出の弊を生ずるなきを保せず慮らずんばある可らざるなり

第二目 地方費補助に就ての注意

經費の區別を明かにし濫用を避んと欲せば努めて國費と地方費とを區分し漫りに國費を以て地方費を補助するの例を廢止せざる可らず、大體に於て費用の區分判明ならざるときは、或は國家の豫算に地方的經費を編入し、之を全國に徴し以て一地方に投ずるの不平なきを保せず、而して之を受る所の地方は自ら負擔の重を感ぜざるを以て其使用を慎まず、動もすれば濫費の弊に陥り國家の豫算と共に地方の其も亦確實なること能はず世俗に所謂惡錢身に附ずの譬に漏れざるの弊なきを得ず、此區分明かならざるに於ては地方の事情補助を得るに熟中し自治制の發達得て望む可らず焉、其繁榮を期するを得ん其區分の標準は自ら判明にして多辯を要せずと雖も、試に之を一言せば事業の利益一般に普及し單に一地方又は團體個人に止らず、其經營は國家の命令に基き地方團體の自由の裁量に任ずる能はざる者は國家の事業として利益一地方團體又は個人に止まり其取捨地方團

収入の増
加は大き
なり

體の裁量に任ずるを得べき者は地方事業とし彼是の區分に依り其費用の出所を異にせざるを得ず、今一步を進めて實質に就て之を論ずれば國防郵便電信等の如きは國家の統一を要し、警察衛生土木教育等の事業は多く地方的に屬す、然りと雖も初等即ち教育窮民救助國道等の事にして其素質國家の管理に屬すと雖も其經營は之を地方團體に委するを以て便とするものなしとせず、是等の事業に對して國家が其費用を負擔全部若くは一部するは時に或は外面に於て補助補給の形となしとせずと雖も其實然るに非ずして當然の費用を支拂ふものなり、此區分を明にせずして漫に地方事業を補助せん乎、弊端百出收拾す可らざるに至るは勢の免れざる所なり、慎まざる可らず、抑々一地方の補助は全國の負擔となり全國各部皆補助を望まば國家は何に依て之に應ずるを得ん、補助政略亦窮まれりと云つべし、然りと雖も此區分を全ふし國家の隆盛と地方の繁榮とを促さんとするに先ち大に講究すべきものあり、何ぞや曰く國家的収入と地方的収入とを區分し大に其増加を圖ること是なり、夫れ國家に間税を基とし地方は直税を基とするは當然の事にして實際の便宜亦是に存す、而して我國の收入中前途有望なる者少しと

せず、即ち其主要なる者を舉れば森林酒類煙草等の如き則ち是なり經營其宜きを
 得ば多額の財源となるや疑を容れず、今之を先進國の例に倣するに進歩の餘地綽
 々として存するものあり即ち西曆千九百八年度の精算に據れば英國の酒類純收
 入は總計約三億四千九百六十萬圓内地稅約三億八百二十萬圓輸入稅約四千百
 三十三萬圓なりにして煙草輸入稅約一億三千七百四十萬圓佛國の煙草專賣は約
 一億七千六百八十萬圓の收入を生じ普瀋西の森林收入の如きは約六千六百七十
 五萬圓を生じ西曆千九百八年度の豫算に於ては六千七百四十萬圓を計上す、我國
 の國情決して彼に劣らず豈に努めざる可ん哉、其他地價差稅の新設、關稅、登錄稅、
 印紙稅、所得稅等の改正を以てせば優に一國經營の收入を得るに足らん、而して必
 要の生ずるあらば施すべきの策少しとせず臨機應變の事固より机上に談すべき
 に非ざるなり、而して地方の爲には直稅收入の増加を計り差増の登錄收入等特に
 市府に於ては諸獨占事業の收入を納め米國流の特別賦課(スペシヤル、アセスメン
 ト)を加味し以て諸般の經營施設に當充せば我國各般の施設は先進諸國の如く多
 數の障礙あることなく期年ならずして其面目を改むる哉疑を容れず、此の如く深

獨占事業
 及特別賦
 課の收入

根固本の策一たび立つに於ては凡百の施設次を以て進行するを得べく資理與邦
 の業一に吾人の克勵に屬す、豈に努めざる可けん哉

第三目 補助費は集めて一歎と成すべし

若し夫れ補助補給を必要とせん乎豫算編製上其金額を主管の各廳に分たず之
 を國庫に纏めて一歎とし之を受くる所の各實體を項とし一目瞭然其總高と其事
 物とを明にするを要す、若し夫れ然らずして其目的の事物と金額とを各其主管廳
 に分賦するに於ては國民全體は勿論議會と雖も或は其全豹を窺ふに便ならず、
 一斑を見て其取捨を決し臍を噛むの悔なきを保せず、我國の現制は之を各廳へ
 分賦す故に豫算上に其全體を知るに便ならず、輒近政府は特に總豫算説明中に之
 を表出し以て世に公にす、世人之を見て漸く相戒むるの狀なしとせず、論者或は云
 ん之を國庫の一歎となすは甚だ可なり、茲に百尺の竿頭一步を進めて補助の種類
 を以て項とし、項目を以て目的の事物を分たば流用の實茲に開け、國費節減の意
 に、副ふを得べしと、是れ一理なきに非らずと雖も、斯の如きは便に過ぎて檢束の効
 を失ひ、目中に於て無數の紛糾を醸發し弱は強の肉となり、豫算執行中其議決の意

に反するの結果を生ずるの虞れあり、變通の策を用ゆる須らく事物の撰擇慎むべし其紛糾の憂ある者の如きは假令膠柱の譏を免れざるも寧ろ頑然墨守の策を採るを好しとす。是れ所謂不動中の動にして亦一種の變通法たるを失はず、慮々實々玄妙の術此間にあり一片の理論可は即ち可なりと雖も、鯨鯢を切り小鮮を煮る術自ら異なり豈に彼を以て是を推すを得ん哉

第六節 數年度に亘る經費

第一目 繼續費

一 繼續費の必要

歳計豫算は一年度の經營に關し後年度の費目に係るべき者に非ずと雖も、抑々國家の經營は至大至廣大體の通義を踏むと同時に變通の道を講せざる可らず、事業の素質及其規模の如何に依りては勢ひ後年の策を定めざるを得ざるなり。是に於てか憲法は特に繼續費の必要を認め其第六十八條に

特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求む

ることを得

と規定し以て變通の道を開けり。今試に其必要を説かん例へば國防の爲に砲臺を築き或は戰艦を製造するの要ありとせん乎、其事業の雄大なる其設計の精密なる到底一兩年を以て其竣功を期するを得ず、又鐵道敷設軍港、要港、商港の開鑿等の如きは數多の歲月を要す、若し夫れ是等の事業に要する費用を毎年度の豫算を以て需ん乎其間不幸にして議會の解散あり、又は議會が初年度に於ては協賛を與へ次年度に於ては之を否決するが如き事あらば國家は非常の不利を蒙り大不經濟の結果を來す哉多辯を要せず。元來國家立法の大任に當る所の議會が斯の如き前後撞着の所爲に出るは理に於て有る可らざる事に屬すと雖も個人怒るときは道理を失ふと一般多數人の團體も其憤怒するときは道理を失ふことなしとせず、或は勢に乗じて狂奔し個人の場合より層一層怖るべきの現象を呈するは天下の事實にして史乘其例に乏しからず天下の事、事大小となく豈に管に理勢如何に依てのみを律すを得ん哉、大に慮らざるを得ざるなり

二 繼續費濫設の弊

繼續費の設置は斯の如く深遠なる主義に依るものなりと雖も、時に或は濫用の弊なきを得ず、元來一事一業を擔任する者は概ね國家の利益を達觀するに精ならず、自己擔當の事業に熱中し成べく完全に成べく容易に成べく敏速に之を成就せんとするは其常情にして固より宥恕すべきものなしとせず、而して議會亦或は地方特殊の關係に依り或は微妙明言す可らざるの事情に驅られ必要ならざるに容易に繼續費に左袒することなきを保せず、若し夫れ特別已を得ざるの必要あるに非てして漫りに繼續費を許さん乎、是れ財政の屈伸を奪ふものにして非常の不便を來す哉、多辯を要せず夫れ國家は活物なり豈に變通機宜を制するの策なかる可ん哉、一斑の爲に全豹を害するが如きは固より不可なり、而して我國繼續費の編製亦完全と云ふを得ず、請ふ少しく之を辯せん

三 繼續費豫算の編製

方今繼續費編製の方法たる其初年に於て總額と年割額とを議定し將來數年に亘るの年額を當初に於て確定す、故に其年割額實際の必要に伴ふを得ず屢々年額變更の必要を生じ多少の物議を免れず、加之場合に於て國家の計畫を遠き將來に

如何に文
むべき哉

亘り天下に發表するは其利益に於て疑なき能はず、斯の如きは大體の施設に於て不可なるものなしと云ふを得ず、而して財政上より之を論ずるも繼續費の如きは多くは臨時費に屬し其費用を國債に求むるもの多し、故に當該年度の國債募集額を示すは或は免れ能はざる所なるべしと雖も、將來數年に亘り豫め募債の額を示すは固より策の得たるものに非るなり、況や年額屢々變動し市場を誘惑するの虞あるに於てをや、故に繼續費は漫に之を許すを得ざるは勿論、其設置を要する場合に於ても其總額と年數及初年度の額とを定め、次年度以降の金額は當該年度を竣て之を定むるを好しとす

四 豫算不成立の場合にも差支なし

論者或は曰はん果して斯くの如くなれば豫算不成立の場合に於て繼續費の効用を失ひ國家は非常の不便に遭遇すべしと、是れ其一を知て未だ二を知らざるの説にして固より取るに足らざるなり、知るべし我憲法に於ては豫算不成立の場合に於ては政府は前年度の豫算を執行するを得るものにして繼續費と雖も前年度の金額までは當然之を使用することを得べくして決して論者の憂ふる如く事業